

# 少年鑑別所収容少年の特質

研究官 福田 美喜子  
研究官 浜井 浩一  
研究官 遠藤 隆行

## 目 次

第1	はじめに	5
第2	調査の目的	5
第3	調査の方法等	5
1	調査対象者	5
2	調査方法	5
第4	調査結果	6
1	少年鑑別所収容少年の特質	6
(1)	人員・非行名別人員	6
(2)	年齢・入所回数	8
(3)	職業等・教育程度	10
(4)	本件非行時の共犯関係・不良集団所属	10
(5)	問題行動歴	11
(6)	保護歴	18
(7)	家庭・家族関係	20
2	非行名別の特質	24
(1)	窃盗	24
(2)	道路交通法違反	27
(3)	傷害	30
(4)	恐喝	33
(5)	強盗	36
(6)	殺人	39
3	非行名別・男女別の特質	42
(1)	虞犯	42
(2)	毒劇法違反	46
(3)	覚せい剤取締法違反	49
4	非行名別特質の比較	53
(1)	年齢層	53
(2)	入所回数	54
(3)	職業等	55
(4)	教育程度	57
(5)	非行動機	58
(6)	共犯関係	59
(7)	不良集団所属	60
(8)	問題行動歴	61
(9)	在宅保護歴・保護施設歴	61
(10)	保護者等	63
(11)	親の養育態度	63

(12) 親への態度 .....	65
(13) 現在の家族の問題 .....	66
5 凶悪事犯少年の特別調査 .....	67
(1) 凶悪事犯少年の特質 .....	67
(2) 少年凶悪事犯の被害者の特質 .....	70
(3) 凶悪事犯少年の被害者・本件非行への感情等 .....	73
(4) 強盗事犯少年のその他の特質 .....	73
第5 おわりに .....	75

## 第1 はじめに

昭和58年を第三のピークとする少年刑法犯検挙人員は、その後減少傾向にあったが、平成7年を境に増加に転じている。近年、少年非行が質的に変化してきていることが一部で指摘されているが、果たして、少年非行が質的变化を示しているのか、研究者や実務家のみならず、社会一般の関心が高まっているところである。

そこで、最近の非行少年の特質を明らかにし、少年非行について検討する資料を提供するため、昭和63年から平成9年までの10年間に少年鑑別所に収容された少年について、法務省矯正局の資料に基づき、分析・検討を加えることとする。

さらに、平成7年から9年までの3年間に、少年鑑別所に収容された凶悪事犯少年（殺人及び強盗をいう。以下同じ。）に関して、法務総合研究所が行った特別調査の結果についても併せて報告する。

## 第2 調査の目的

この調査の目的は、少年鑑別所に収容された少年について集計・分析することを通して、最近の非行少年の特質を明らかにし、少年非行が近年質的に変化してきているかどうかについて検討する資料を提供することにある。

## 第3 調査の方法等

### 1 調査対象者

この調査の対象者は、次の2種類から成っている。

- ① 昭和63年から平成9年までの10年間に、全国の少年鑑別所に収容されて資質鑑別を終了した少年15万3,602人。
- ② 平成7年から9年までの3年間に、凶悪事犯により全国の少年鑑別所に収容された少年のうち、資料の入手等の事情により調査可能であった者について法務総合研究所が実施した特別調査の対象となった2,315人。

なお、②の対象者の大部分は、①の対象者に含まれる。

### 2 調査方法

上記①に関しては、少年鑑別所において使用している鑑別統計カードの主要な項目について、法務省矯正局が集計した資料に基づき、再集計・分析を加えた。

上記②に関しては、法務総合研究所又は少年鑑別所の担当者により記入された、同研究所作成に係る「凶悪重大事犯少年調査票」（別添1）について集計・分析した。

## 第4 調査結果

### 1 少年鑑別所収容少年の特質

#### (1) 人員・非行名別人員

##### ア 人員

最近10年間に、全国の少年鑑別所に収容されて資質鑑別を終了した少年（以下「鑑別所収容少年」という。）は、合計15万3,602人（うち、男子13万2,154人、女子2万1,448人）であり、全体に占める女子の比率（女子比）は14.0となっている。

この10年間における鑑別所収容少年の男女別人員の推移は、表1のとおりである。平成元年以降おおむね減少傾向にあったが、7年を底に増加に転じており、また、女子比は、おおむね低下傾向にある。

表1 鑑別所収容少年の男女別人員

(昭和63年～平成9年の累計)

年次	総数	男子	女子	女子比
累計	153,602	132,154	21,448	14.0
63年	18,016	15,226	2,790	15.5
元	17,015	14,403	2,612	15.4
2	16,133	13,767	2,366	14.7
3	16,220	13,775	2,445	15.1
4	15,568	13,331	2,237	14.4
5	14,037	12,189	1,848	13.2
6	13,401	11,605	1,796	13.4
7	13,174	11,424	1,750	13.3
8	14,085	12,371	1,714	12.2
9	15,953	14,063	1,890	11.8

##### イ 非行名別人員

この10年間の鑑別所収容少年の主な非行名について、その人員及び構成比の推移は表2のとおりである。非行名別人員は年次により順位の変動はあるが、累計して構成比を見ると、窃盗、道路交通法違反、傷害、虞犯、毒劇法違反、恐喝、覚せい剤取締法違反、強盗の順となっている（図1）。

また、鑑別所収容少年の主な非行について、この10年間を累計して、それぞれの女子比を見ると、虞犯（53.7%）が最も高く、次いで、覚せい剤取締法違反（49.5%）、売春防止法違反（27.6%）、毒劇法違反（23.4%）、詐欺・横領（16.0%）、殺人（14.5%）、放火（12.4%）、傷害（9.2%）、恐喝（7.9%）、暴行（5.8%）、窃盗（5.8%）、強盗（5.6%）の順となっており、非行により、男女の比率が大きく異なることが分かる。この女子比については、年次による変動はほとんど見られない。

表 2 鑑別所収容少年の非行名別人員及び構成比

(昭和 63 年～平成 9 年)

年次	総数	窃盗	道路交通法	傷害	虞犯	毒劇法	恐喝	覚せい剤 取締法	強盗	強姦	殺人
累計	153,602 (100.0)	49,309 (32.1)	18,991 (12.4)	18,364 (12.0)	14,375 (9.4)	11,462 (7.5)	10,121 (6.6)	8,047 (5.2)	4,656 (3.0)	2,702 (1.8)	490 (0.3)
63年	18,016 (100.0)	6,644 (36.9)	1,678 (9.3)	1,722 (9.6)	2,267 (12.6)	1,526 (8.5)	918 (5.1)	804 (4.5)	285 (1.6)	371 (2.1)	49 (0.3)
元	17,015 (100.0)	5,769 (33.9)	1,824 (10.7)	1,771 (10.4)	2,283 (13.4)	1,524 (9.0)	856 (5.0)	677 (4.0)	258 (1.5)	360 (2.1)	98 (0.6)
2	16,133 (100.0)	5,405 (33.5)	2,042 (12.7)	1,584 (9.8)	1,964 (12.2)	1,541 (9.6)	847 (5.3)	540 (3.3)	332 (2.1)	266 (1.6)	48 (0.3)
3	16,220 (100.0)	5,271 (32.5)	2,033 (12.5)	1,815 (11.2)	1,706 (10.5)	1,727 (10.6)	806 (5.0)	700 (4.3)	331 (2.0)	250 (1.5)	44 (0.3)
4	15,568 (100.0)	4,725 (30.4)	2,295 (14.7)	1,961 (12.6)	1,408 (9.0)	1,344 (8.6)	835 (5.4)	740 (4.8)	362 (2.3)	237 (1.5)	45 (0.3)
5	14,037 (100.0)	4,717 (33.6)	1,885 (13.4)	1,665 (11.9)	1,022 (7.3)	944 (6.7)	829 (5.9)	764 (5.4)	391 (2.8)	227 (1.6)	48 (0.3)
6	13,401 (100.0)	4,454 (33.2)	1,549 (11.6)	1,682 (12.6)	968 (7.2)	961 (7.2)	1,096 (8.2)	645 (4.8)	471 (3.5)	236 (1.8)	35 (0.3)
7	13,174 (100.0)	4,075 (30.9)	1,606 (12.2)	1,772 (13.5)	946 (7.2)	756 (5.7)	1,173 (8.9)	838 (6.4)	438 (3.3)	231 (1.8)	35 (0.3)
8	14,085 (100.0)	3,989 (28.3)	1,971 (14.0)	1,922 (13.6)	934 (6.6)	636 (4.5)	1,197 (8.5)	1,106 (7.9)	682 (4.8)	183 (1.3)	51 (0.4)
9	15,953 (100.0)	4,260 (26.7)	2,108 (13.2)	2,470 (15.5)	877 (5.5)	503 (3.2)	1,564 (9.8)	1,233 (7.7)	1,106 (6.9)	341 (2.1)	37 (0.2)

注 ( ) 内は、構成比である。

図 1 は、総数及び男女別に非行名別構成比の推移を見たものである。

図 1 鑑別所収容少年の男女別非行名

(昭和 63 年～平成 9 年)

① 総数

	窃盗	道路交通法	傷害	虞犯	毒劇法	恐喝	強盗	その他
累 計	32.1	12.4	12.0	9.4	7.5	6.6	5.2	3.0
	覚せい剤							
昭和63	36.9	9.3	9.6	12.6	8.5	5.1	4.5	12.1
平成元	33.9	10.7	10.4	13.4	9.0	5.0	4.0	12.1
2	33.5	12.7	9.8	12.2	9.6	5.3	3.3	11.6
3	32.5	12.5	11.2	10.5	10.6	5.0	4.3	11.3
4	30.4	14.7	12.6	9.0	8.6	5.4	4.8	12.2
5	33.6	13.4	11.9	7.3	6.7	5.9	5.4	13.0
6	33.2	11.6	12.6	7.2	7.2	8.2	4.8	11.8
7	30.9	12.2	13.5	7.2	5.7	8.9	6.4	11.9
8	28.3	14.0	13.6	6.6	4.5	8.5	7.9	11.7
9	26.7	13.2	15.5	5.5	3.2	9.8	7.7	11.5

② 男子

	窃盗	道路交通法	傷害	恐喝	毒劇法	真犯	覚せい剤	その他
累 計	35.2	14.2	12.6	7.1	6.6	5.0	3.3	3.1
	強盗							
昭和63	41.2	10.9	10.3	5.5	7.9	6.2		13.4
平成元	37.7	12.5	11.3	5.4	8.3	7.4		13.4
2	36.9	14.6	10.6	5.6	8.7	6.5		12.8
3	36.1	14.6	11.9	5.3	9.6	5.7		12.3
4	33.5	17.0	13.2	5.6	7.4	4.9		13.3
5	36.3	15.2	12.2	6.3	5.9	4.3	3.0	3.2
6	36.1	13.2	13.0	8.9	6.0	3.7	3.9	12.5
7	33.6	13.8	14.1	9.5	5.0	3.8	3.6	3.8
8	30.5	15.8	14.3	9.1	4.0	3.8	5.4	4.7
9	28.6	14.8	16.1	10.2	3.2	7.5	4.6	12.4

③ 女子

	真犯	覚せい剤	窃盗	毒劇法	傷害	恐喝	その他
累 計	36.0	18.6	13.3	12.5	7.9	3.7	6.8
	強盗						
昭和63	47.4		13.5	13.3	11.7	5.5	4.9
平成元	46.9		12.2	13.1	12.6	5.7	5.7
2	45.1		11.7	13.7	12.6	5.2	5.9
3	37.5		16.2	12.2	16.6	7.0	6.6
4	34.0		17.3	11.4	16.0	9.1	7.1
5	27.2		20.0	15.8	12.2	9.9	10.3
6	29.9		18.9	14.8	14.4	9.5	8.0
7	29.0		23.4	13.3	10.6	9.4	7.8
8	26.8		30.8	12.9	7.9	9.0	7.5
9	22.5		31.0	12.8	6.2	11.2	6.2

非行名は、男女により違いが大きく、男子では比率の低下はあっても窃盗が常に1位を占めているのに対し、女子の1位は平成8年以降真犯から覚せい剤取締法違反に変化している。

(2) 年齢・入所回数

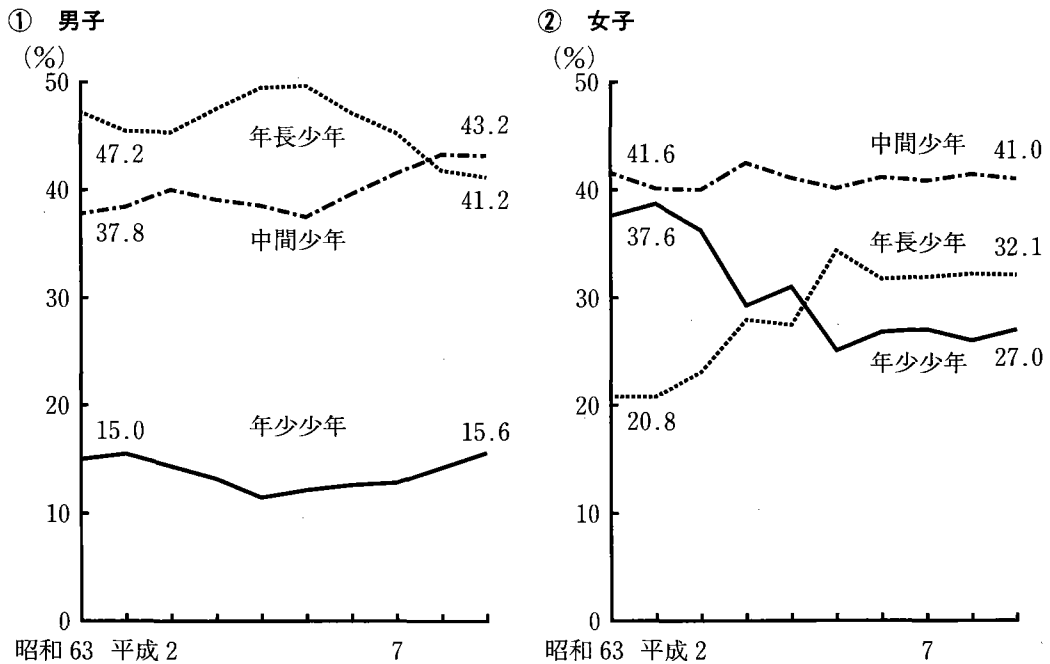
ア 年齢層

鑑別所収容少年について、この10年間を累計して、年齢層別に見ると、男子は年長少年(46.1%)、中間少年(40.0%)、年少少年(13.9%)の順、女子は中間少年(41.1%)、年少少年(31.4%)、年長少年(27.6%)の順となっている(年少少年には14歳未満の者を、年長少年には20歳以上の者を、それぞれ含む。以下同じ)。

また、年齢層別構成比の推移を男女別に見ると、図2のとおりである。男子では、年長少年の比率の低下と中間少年の比率の上昇が、女子では、年少少年の比率の低下と年長少年の比率の上昇が、それぞれ見られる。

図2 鑑別所収容少年の男女別年齢層

(昭和63年～平成9年)



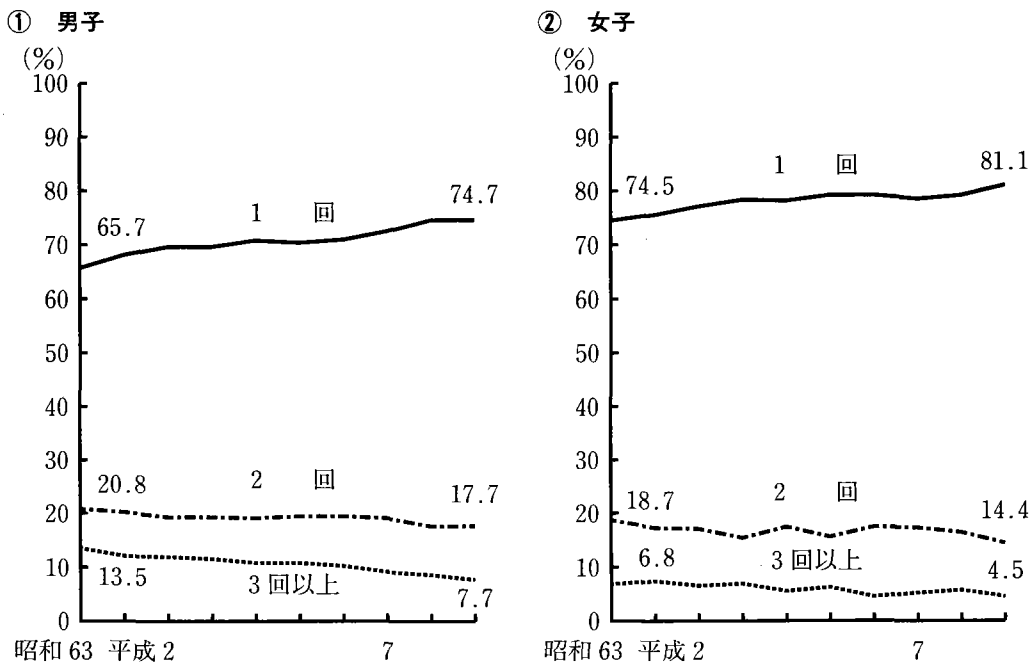
注 不明を除く。

イ 入所回数

図3は、鑑別所収容少年の入所回数別構成比の推移を男女別に見たものである。

図3 鑑別所収容少年の男女別入所回数

(昭和63年～平成9年)



注 不明を除く。



入所回数が初回の者の比率は、男子では60%台から70%台、女子では70%台から80%台で推移し、男女共に緩やかな上昇を示している。一方、2回以上の者の比率が男女共に低下している。

### (3) 職業等・教育程度

#### ア 職業等

鑑別所収容少年について、この10年間を累計して、非行時の職業等を見ると、何らかの職業に就いている有職が41.6%、無職が40.6%とほぼ同数を占め、学生・生徒が17.8%となっている。これを男女別に見ると、男子では有職(45.2%)が最も多く、次いで、無職(38.8%)、学生・生徒(15.9%)の順、女子では無職(51.7%)が最も多く、次いで、学生・生徒(29.2%)、有職(19.1%)の順となっており、学生・生徒の比率は、女子の方が高い。10年間の推移については、総数、男女共に顕著な変動は見られない。

#### イ 教育程度

鑑別所収容少年について、この10年間を累計して、その教育程度を見ると、中学卒業(44.7%)が最も多く、次いで、高校中退(30.7%)、中学在学(11.2%)、高校在学(8.1%)、高校卒業(4.8%)の順となっている。男女別には、順位は同じであるものの、比率が異なり、中学卒業(男子45.8%、女子37.6%)、高校中退(同31.2%、28.0%)、中学在学(同9.3%、22.7%)、高校在学(同8.2%、7.4%)、高校卒業(同4.9%、3.6%)となっており、女子は中学在学が男子よりも多くなっている。

さらに、昭和63年と平成9年の教育程度を男女別に見ると、昭和63年は、男子では中学卒業(51.1%)が最も多く、次いで、高校中退(27.8%)、中学在学(10.6%)、高校在学(5.7%)、高校卒業(4.2%)の順、女子では中学卒業(39.3%)が最も多く、次いで、中学在学(29.0%)、高校中退(24.6%)、高校在学(4.6%)、高校卒業(1.9%)の順となっていたが、平成9年は、男子では高校中退(35.4%)が最も多く、次いで、中学卒業(35.0%)、高校在学(13.3%)、中学在学(9.8%)、高校卒業(5.7%)の順、女子では高校中退(32.4%)が最も多く、次いで、中学卒業(30.3%)、中学在学(17.7%)、高校在学(13.1%)、高校卒業(5.5%)の順となっている。男女共に、この10年間で教育程度が高くなっていることが分かる。

### (4) 本件非行時の共犯関係・不良集団所属

#### ア 共犯関係

鑑別所収容少年について、この10年間を累計して、本件非行時の共犯者数(自分を含めての数である。以下同じ。)を見ると、共犯者のいない単独(34.8%)が最も多く、次いで、2人(22.4%)、5人以上(15.6%)、3人(13.0%)、4人(8.4%)、不特定多数(5.9%)の順となっている。

これを男女別に見ると、男子では、単独(33.4%)、2人(21.1%)、5人以上(16.9%)、3人(13.5%)、4人(8.7%)、不特定多数(6.5%)の順、女子では、単独(43.8%)、2人(30.5%)、3人(9.6%)、5人以上(7.4%)、4人(6.5%)、不特定多数(2.2%)の順となっている。

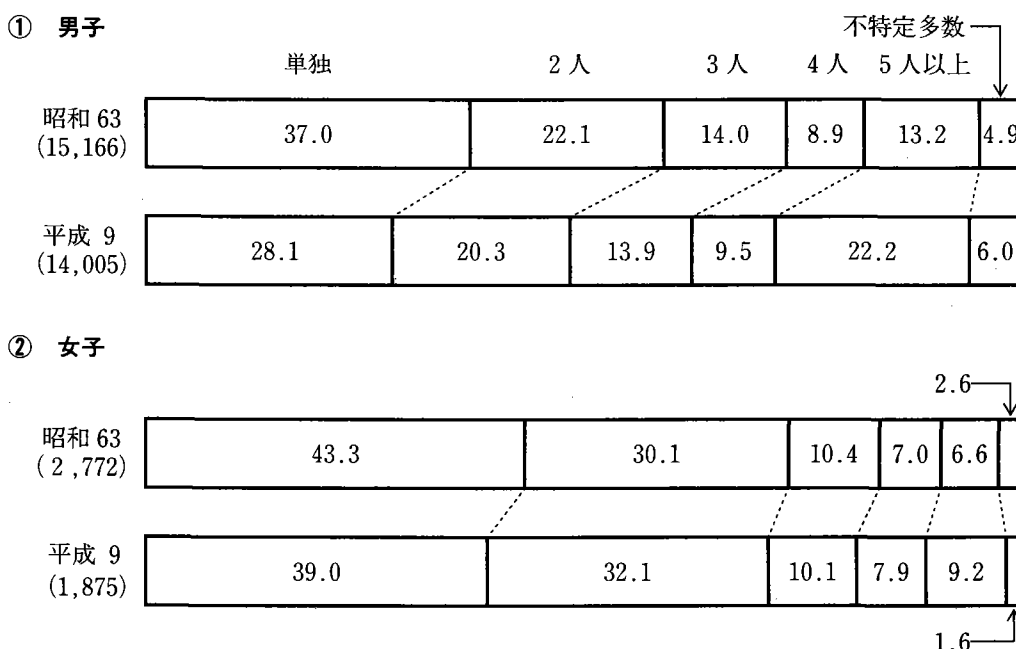
図4は、昭和63年と平成9年について、本件非行時の共犯者数を男女別に見たものである。

男女とも、いずれの年次も共犯者のいない単独が最も多いが、その比率は男女共に低下し、共犯者のいる者の比率が上昇している。また、男子の方が共犯者のいる者の占める比率が高く、しかも、その比率が大きく上昇しており、特に、共犯者数が5人以上の比率は13.2%から22.2%へと上昇している。

さらに、共犯者のいる者について、この10年間を累計して、共犯者との関係を男女別に見ると、男女共に、地域仲間(男子35.3%、女子24.3%)が最も多く、次いで、男子では暴走族(16.2%)、学校仲間(6.3%)の順、女子では愛人(10.6%)、学校仲間(7.1%)の順となっている。

図4 鑑別所収容少年の男女別共犯者数

(昭和63年・平成9年)



注 1 ( )内は、実数である。  
2 不明を除く。

イ 不良集団所属

鑑別所収容少年について、この10年間を累計して、不良集団への所属を見ると、不良集団に所属していない者(46.6%)が最も多く、次いで、地域不良集団(23.4%)、暴走族(19.9%)、不良学生・生徒集団(5.8%)の順となっている。これを男女別に見ると、男子では、不良集団に所属していない者が44.8%と4割を超えているが、他方、所属している者の所属不良集団については、地域不良集団(23.1%)、暴走族(22.1%)が多い。また、女子では、不良集団に所属していない者が57.4%と5割を超えており、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、地域不良集団(24.8%)が多い。

(5) 問題行動歴

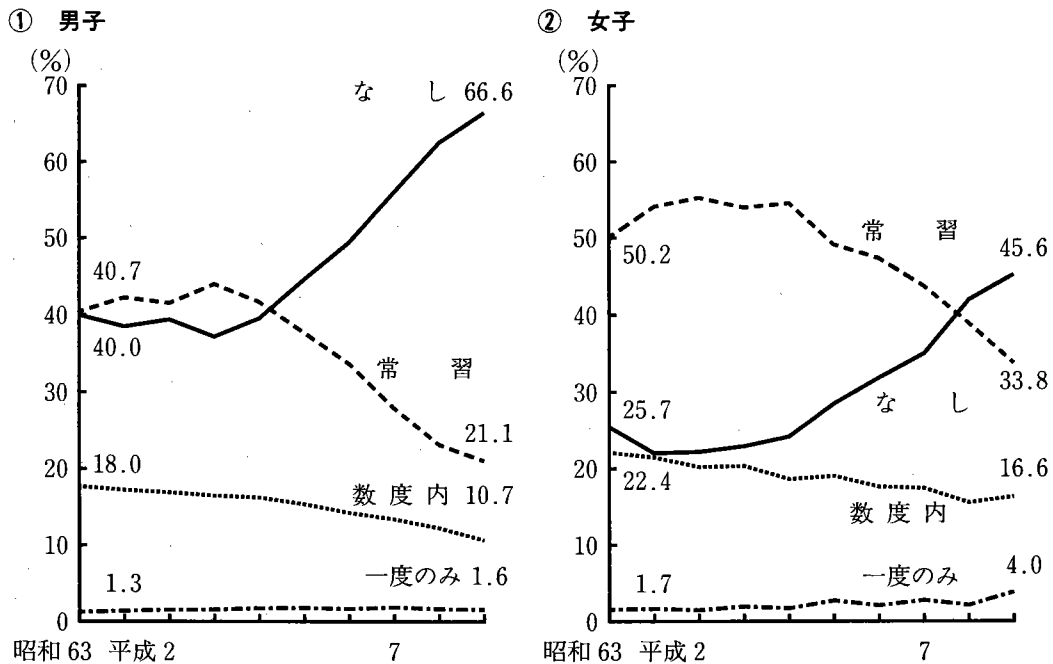
少年鑑別所に入所する前の問題行動について、毒劇物使用、覚せい剤使用、喫煙、飲酒、無免許運転、暴走行為、家出、万引き、文身、性経験の10項目を取り上げ、文身、性経験を除いた8項目については、経験の程度により、経験のない者(以下「なし」という。)、1度のみ経験したことのある者(以下「1度のみ」という。)、数度内経験したことのある者(以下「数度内」という。)、経験が常習となっている者(以下「常習」という。)に、文身については、文身のない者(以下「なし」という。)、いたずら程度の文身がある者(以下「いたずら程度」という。)、本格的な文身がある者(以下「本格的」という。)に、性経験については、性経験の有無により、「あり」、「なし」に、それぞれ分類した上、この10年間の推移を男女別に見ることとする。

ア 毒劇物使用

図5は、毒劇物使用経験者の推移を男女別に見たものである。毒劇物については、男女により経験の程度が異なっており、「常習」は女子の方が多い。また、男子は平成7年以降、「なし」が5割を超えている。

図5 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（毒劇物）

(昭和63年～平成9年)



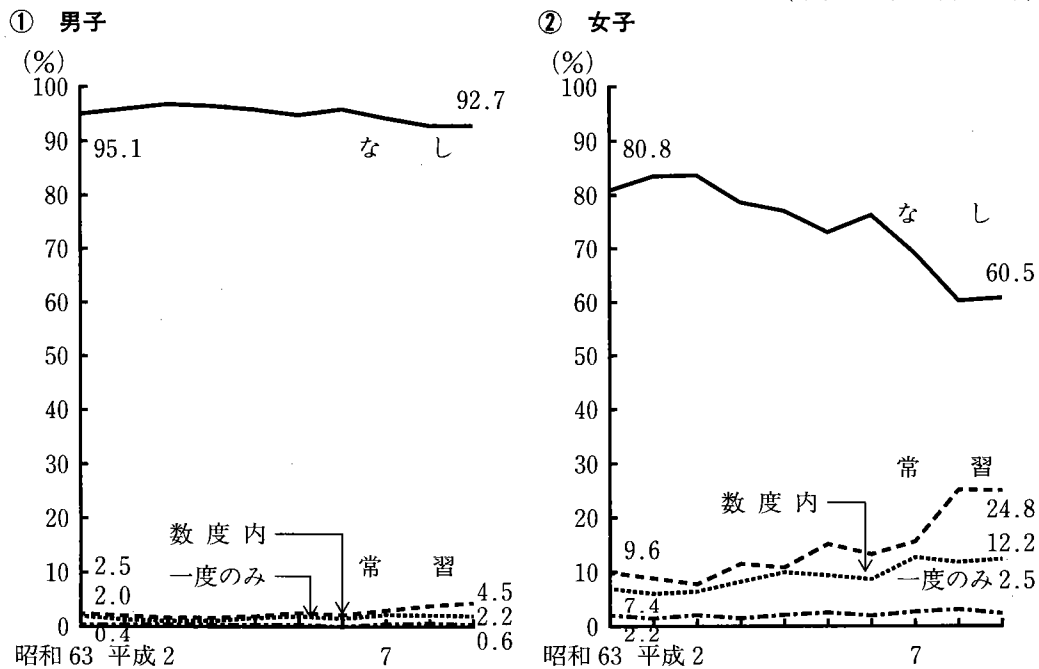
注 不明を除く。

イ 覚せい剤使用

図6は、覚せい剤使用経験者の推移を男女別に見たものである。

図6 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（覚せい剤）

(昭和63年～平成9年)



注 不明を除く。

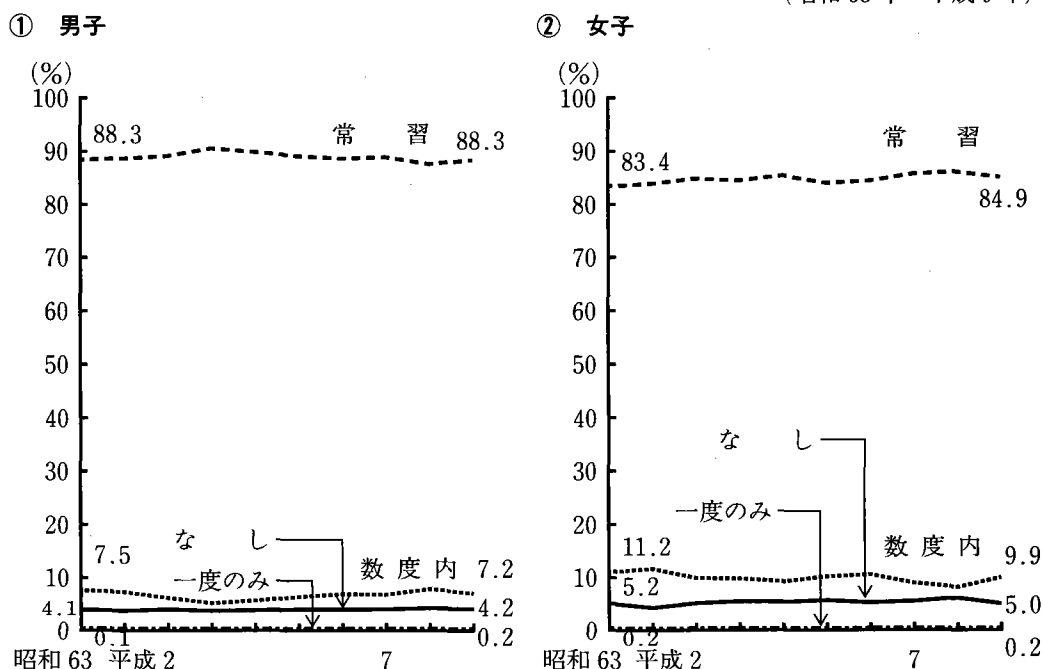
覚せい剤については、男子は、「なし」が常に90%を超えているものの、その比率はごく緩やかな低下傾向が認められる。女子の「なし」は、低下傾向が顕著であり、一方、使用している者の中では、「常習」が上昇している。

### ウ 喫煙

図7は、喫煙経験者の推移を男女別に見たものである。

図7 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（喫煙）

(昭和63年～平成9年)



注 不明を除く。

喫煙については、女子の「常習」の比率がわずかに男子より低いものの、男女差及び経験者の推移に変化は見られない。喫煙経験のない者は、5%前後であり、しかも、常習者がほぼ85%である。

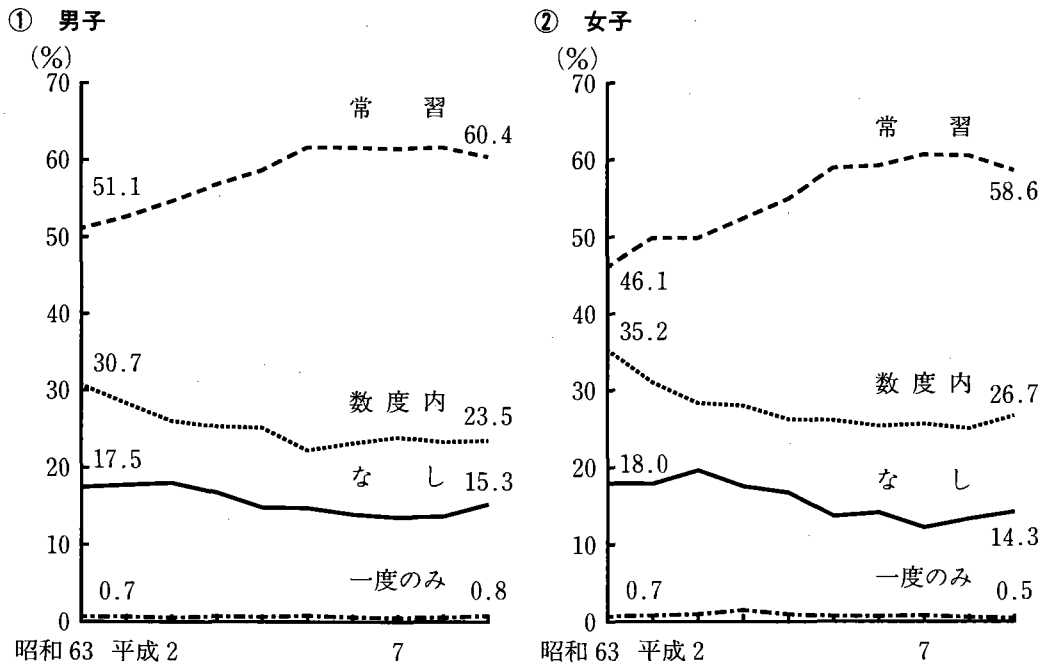
### エ 飲酒

図8は、飲酒経験者の推移を男女別に見たものである。

飲酒については、「常習」の比率が男子においてやや高いほかは、男女間で大きな差はない。男女共に、「なし」がわずかながら低下傾向を示しており、また、「数度内」も低下している。一方、「常習」は、50%前後から60%前後へと上昇している。

図8 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（飲酒）

(昭和63年～平成9年)



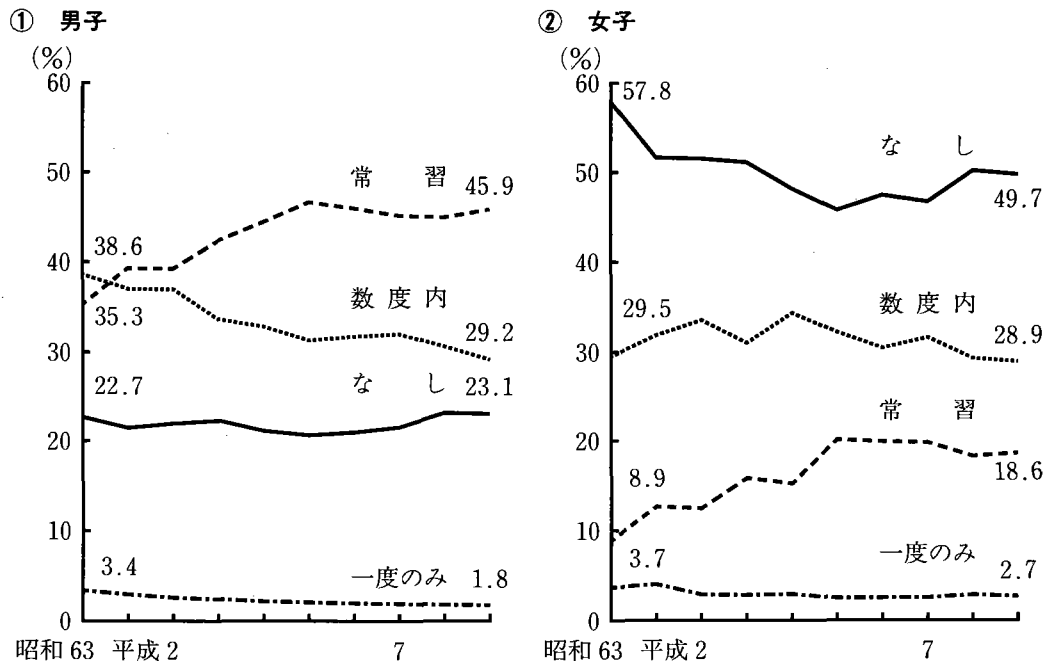
注 不明を除く。

オ 無免許運転

図9は、無免許運転経験者の推移を男女別に見たものである。

図9 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（無免許運転）

(昭和63年～平成9年)



注 不明を除く。

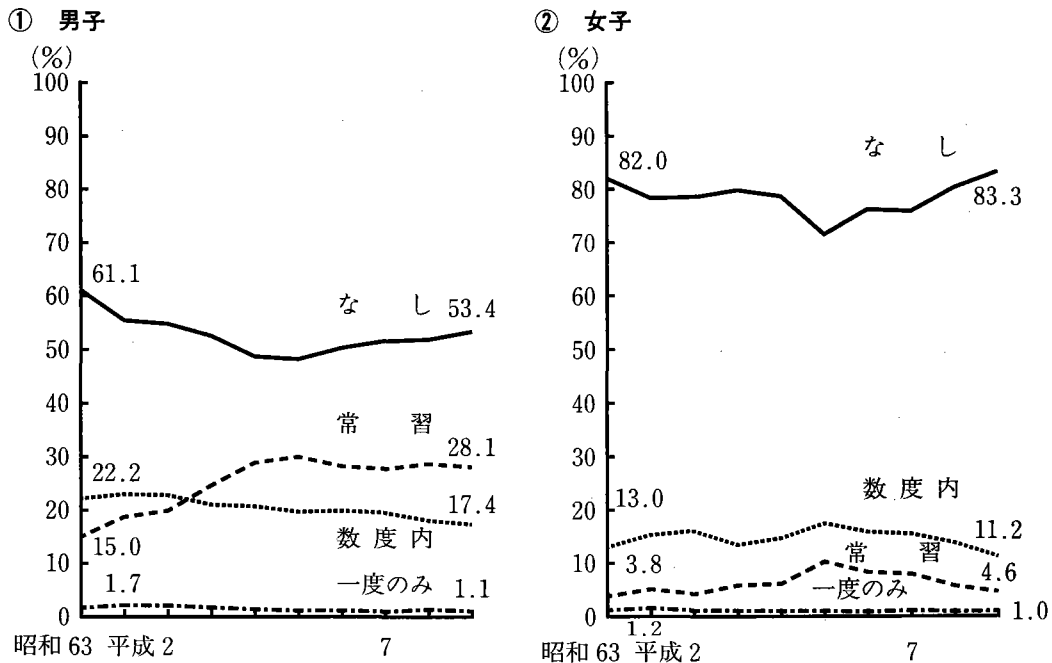
無免許運転経験については、男女差が大きく、「なし」は、男子では20%台で横ばいとなっているのに対し、女子では50%前後で低下傾向にある。一方、「常習」は、男子で30%台から40%台に、女子で10%前後から約20%に、それぞれ上昇している。

カ 暴走行為

図10は、暴走行為経験者の推移を男女別に見たものである。

図10 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（暴走行為）

(昭和63年～平成9年)



注 不明を除く。

暴走行為経験については、男女差が認められ、「なし」は、男子で50%前後、女子で80%前後を、それぞれ推移している。また、男子では「数度内」の低下傾向と「常習」の上昇傾向が見られる。

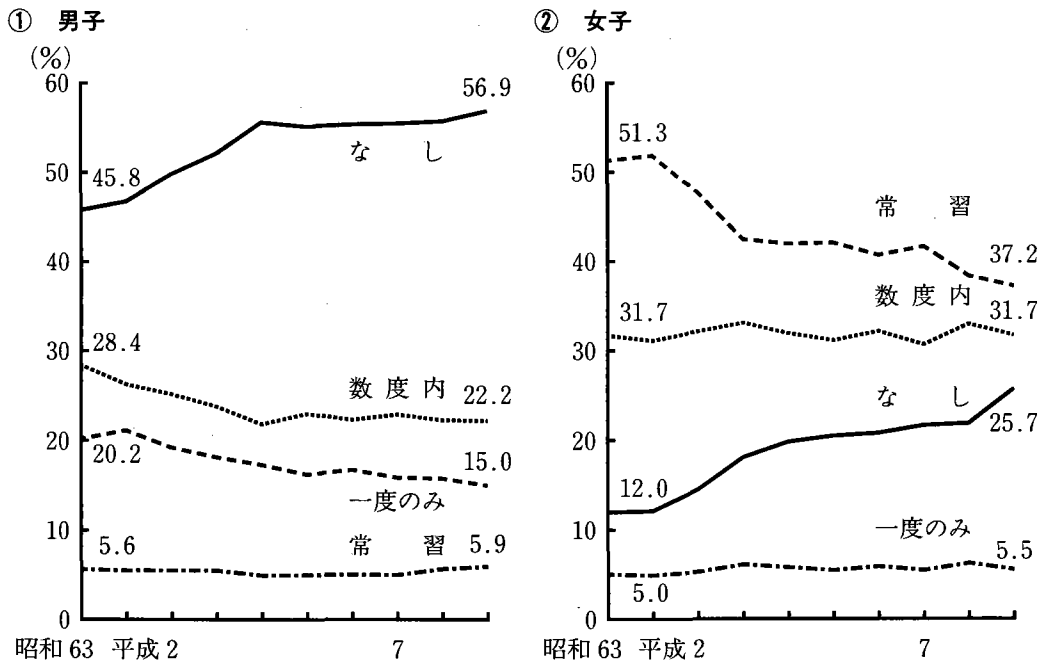
キ 家出

図11は、家出経験者の推移を男女別に見たものである。

家出経験者の占める比率は、男子に比べて女子が圧倒的に高くなっている。また、家出経験者について見ると、その比率には男女差があるものの、その推移は男女共にほぼ同じ傾向を示しており、「なし」が男子で40%台から50%台に、女子で10%台から20%台に、それぞれ上昇する一方、「常習」が男子で20%台から15%前後に、女子で50%台から30%台に、それぞれ低下している。

図11 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（家出）

(昭和63年～平成9年)



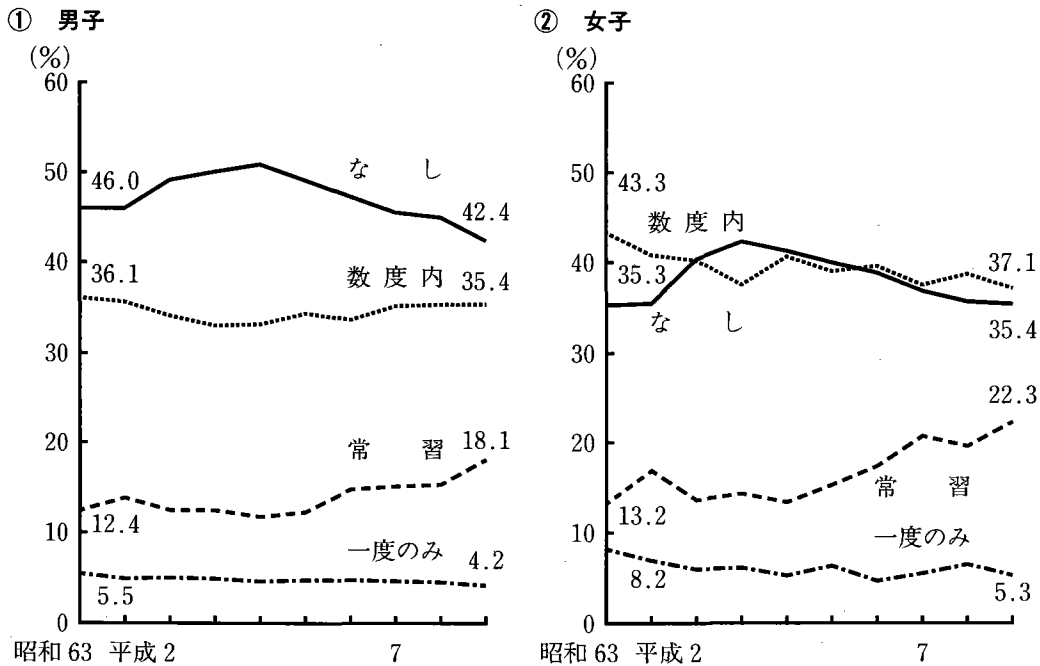
注 不明を除く。

ク 万引き

図12は、万引き経験者の推移を男女別に見たものである。

図12 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（万引き）

(昭和63年～平成9年)



注 不明を除く。

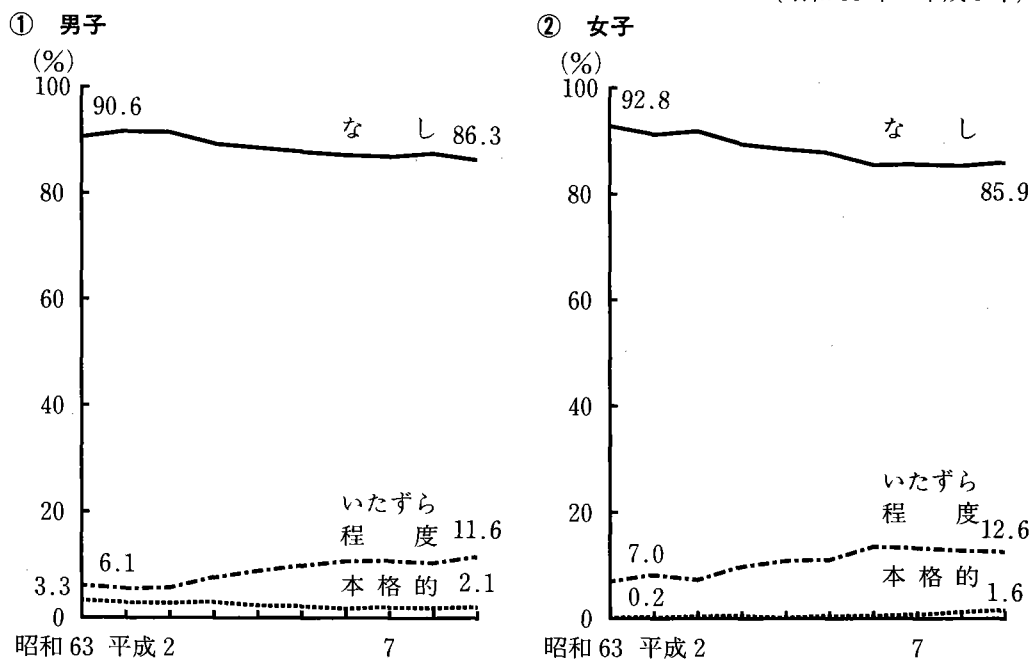
万引き経験者の占める比率は、女子の方が高くなっており、「常習」は、男女共に上昇しているが、女子の上昇の程度がより大きくなっている。

ケ 文身

図13は、文身経験者の推移を男女別に見たものである。

図13 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（文身）

(昭和63年～平成9年)



注 不明を除く。

文身については、男女差はさほど大きくないが、「本格的」の比率が男子でやや高くなっている。また、男女共に「いたずら程度」の比率が緩やかに上昇しているが、その比率は女子の方がわずかに高くなっている。

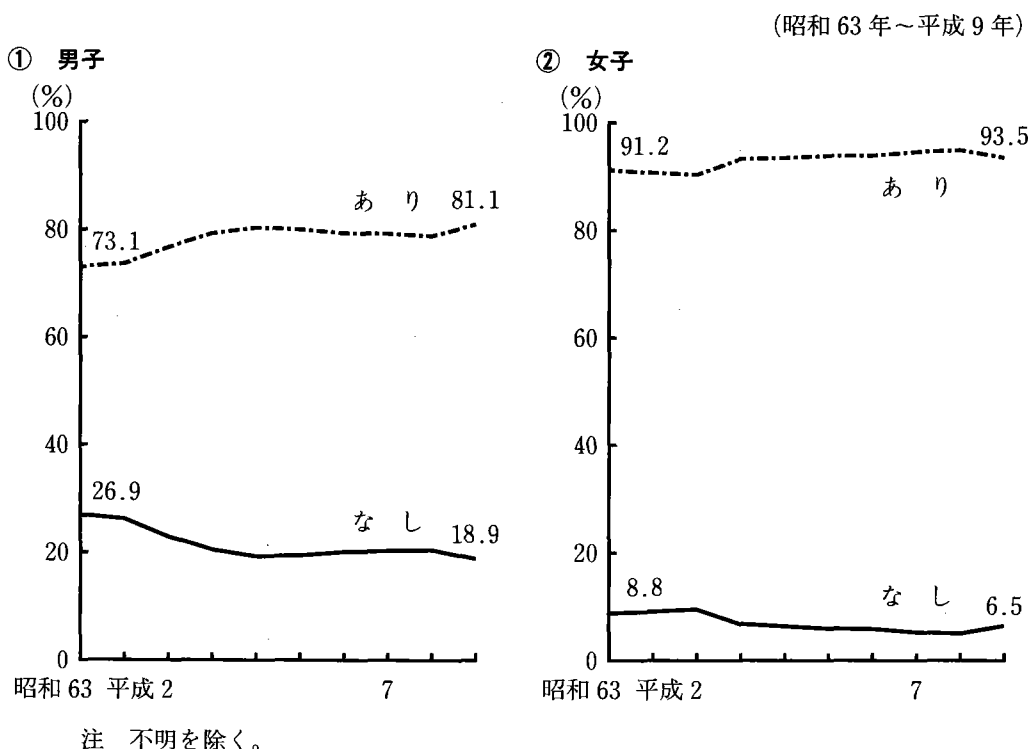
コ 性経験

図14は、性経験者の推移を男女別に見たものである。

性経験「あり」の者の占める比率は、女子が一貫して90%を超える高い比率を示しており、また、男女共に緩やかな上昇傾向を示している。



図14 鑑別所収容少年の男女別問題行動歴（性経験）



(6) 保護歴

ア 在宅保護歴

表3は、鑑別所収容少年の在宅保護歴について、在宅保護歴のない者及び各在宅保護歴を有する者の比率の推移を男女別に見たものである。

10年間を累計すると、警察補導歴のある者の比率が、男子で80.0%、女子で75.7%と最も高くなっており、次いで、男女共に不処分・審判不開始、保護観察（一般）の順となっている。在宅保護歴のない者の比率は、男子が9.4%、女子が17.2%であり、在宅保護歴のない者の比率及び児童相談所に係属（「児相係属」という。以下同じ。）した者の比率が、女子において高くなっているほかは、すべて男子の方が、比率が高くなっている。

表3 鑑別所少年の男女別在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)

① 男子

在宅保護歴	累計	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
なし	9.4	5.6	5.9	6.4	7.3	8.5	9.7	10.4	11.7	14.2	15.2
警察補導	80.0	85.1	84.9	83.8	83.2	81.3	78.9	77.3	76.5	73.9	73.1
児相係属	11.2	13.9	12.8	12.3	11.7	10.4	10.8	10.9	10.5	9.3	9.1
不処分・審判不開始	31.8	38.8	38.2	36.3	34.8	33.2	30.9	29.3	26.3	24.3	22.5
保護観察（交通短期）	6.9	7.0	6.5	6.7	7.4	8.6	7.4	7.1	6.3	6.4	5.3
保護観察（交通）	3.1	3.2	2.9	2.8	3.1	3.6	3.6	3.1	2.7	2.8	2.7
保護観察（一般）	29.0	33.4	32.1	30.9	30.2	29.2	28.3	28.4	26.7	24.8	24.7
その他	0.5	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5

## ② 女子

在宅保護歴	累計	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
なし	17.2	12.6	11.3	12.4	14.6	16.4	17.2	19.8	22.1	25.7	27.6
警察補導	75.7	81.5	82.8	80.8	78.9	76.2	74.4	72.2	69.8	65.9	65.4
児相係属	13.8	16.6	14.4	15.3	12.4	14.1	13.8	12.8	13.7	12.5	10.4
不処分・審判不開始	17.2	20.3	19.5	19.8	19.9	18.0	17.4	14.9	13.7	13.0	10.5
保護観察(交通短期)	1.6	1.1	1.0	1.5	1.6	1.7	3.2	1.4	1.9	1.8	1.4
保護観察(交通)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.8	0.9	0.4	0.2	0.2	0.4
保護観察(一般)	16.5	19.0	18.1	17.5	17.4	17.2	16.3	15.1	15.1	13.9	12.4
その他	0.5	0.3	0.9	0.3	0.3	0.8	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4

注 1 数値は、各項目に該当する者の比率である。

2 重複計上による。

10年間の推移を見ると、男女共に在宅保護歴のない者の比率が上昇する一方、各在宅保護歴については、該当者の比率がおおむね低下している。

## イ 保護施設歴

表4は、鑑別所収容少年の保護施設歴について、保護施設歴のない者及び各保護施設歴を有する者の比率の推移を男女別に見たものである。

表4 鑑別所収容少年の男女別保護施設歴

(昭和63年～平成9年)

## ① 男子

保護施設歴	累計	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
なし	84.6	81.3	82.6	83.6	84.3	85.2	84.5	85.0	85.3	87.1	87.9
養護施設	1.6	1.7	1.8	1.8	1.4	1.5	1.5	1.7	1.7	1.7	1.3
教護院	5.5	6.1	6.3	5.9	5.5	5.1	5.2	5.8	5.2	4.9	4.3
初等少年院(一般短期)	1.1	1.4	1.2	1.4	1.2	1.0	1.1	1.0	0.8	0.6	0.7
初等少年院(長期)	2.8	4.1	3.5	3.1	3.1	2.6	2.7	2.4	2.5	2.0	2.0
中等少年院(一般短期)	2.8	3.3	3.0	2.8	2.9	2.8	2.9	2.7	2.6	2.3	2.5
中等少年院(長期)	4.7	6.5	5.8	5.2	4.9	4.2	4.9	4.4	4.0	3.5	2.9
特別少年院	0.1	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
医療少年院	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2

## ② 女子

保護施設歴	累計	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
なし	89.6	87.2	88.2	89.0	89.7	90.6	89.9	90.2	89.3	90.8	92.6
養護施設	2.0	2.7	2.6	2.2	1.4	1.8	1.6	1.9	2.3	1.3	1.3
教護院	4.8	4.9	5.3	4.8	5.0	4.2	4.6	4.5	6.0	4.6	3.6
初等少年院(一般短期)	0.8	1.1	0.7	0.7	0.8	0.8	0.5	0.7	0.6	0.9	0.6
初等少年院(長期)	1.1	2.0	1.6	1.7	0.8	1.0	0.6	0.8	0.7	0.9	0.6
中等少年院(一般短期)	1.0	1.0	1.2	1.1	0.9	1.0	1.2	0.7	0.7	0.9	0.6
中等少年院(長期)	1.8	2.0	2.2	1.9	1.9	1.2	2.3	1.6	1.4	1.4	1.6
特別少年院	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-
医療少年院	0.4	0.5	0.7	0.4	0.3	0.2	0.3	0.6	0.5	0.2	0.2

注 1 数値は、各項目に該当する者の比率である。

2 重複計上による。

10年間を累計すると、保護施設歴のある者については、男女共に教護院(平成10年4月施行された児童福祉法の一部改正により、児童自立支援施設と改称された。)の比率が最も高く、次いで、男子が中等少年院(長期)、中等少年院(一般短期)及び初等少年院(長期)の順、女子が養護施設(前記児童福祉

法の一部改正により、児童養護施設と改称された。)となっており、その他の保護施設歴の該当者の占める比率は、いずれも2%未満にとどまっている。一方、保護施設歴のない者の比率は、男女共に80%を超えている。

10年間の推移を見ると、男女共に保護施設歴のない者の比率が上昇する一方、各保護施設歴のある者の比率が、それぞれおおむね低下している。

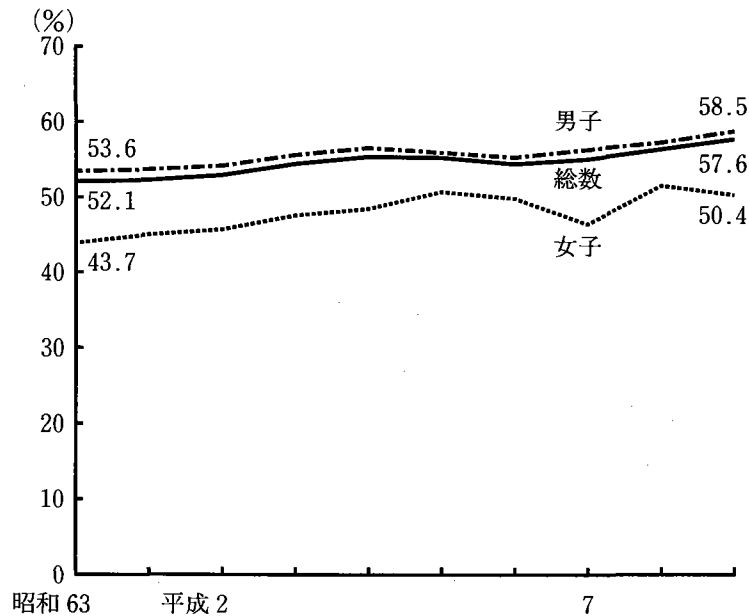
### (7) 家庭・家族関係

#### ア 保護者

図15は、鑑別所収容少年の保護者が実父母である比率（以下「実父母率」という。）の推移を男女別に見たものである。

図15 鑑別所収容少年の男女別実父母率

(昭和63年～平成9年)



注 「実父母率」は、不明を除く総数に対する保護者が実父母である者の比率である。

実父母率は、女子において常に男子を下回り、男子は50%台、女子は40%台から50%台で推移しているが、男女ともおおむね緩やかな上昇傾向にある。

なお、保護者の生活程度が中程度以上である者は、昭和63年には78.9%であったが、平成9年には87.6%となっている。

#### イ 養育態度

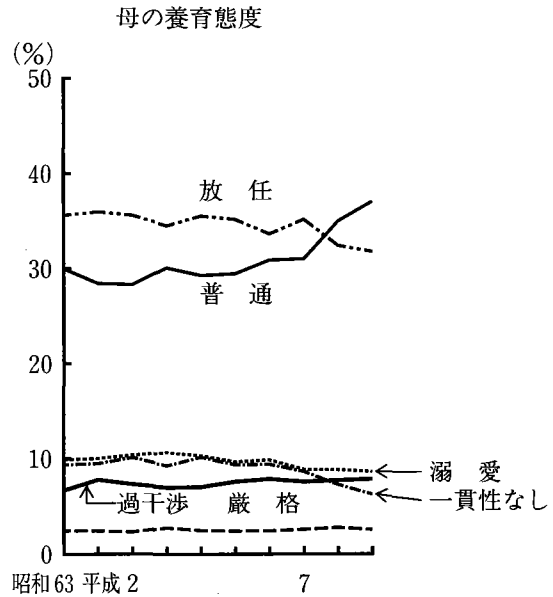
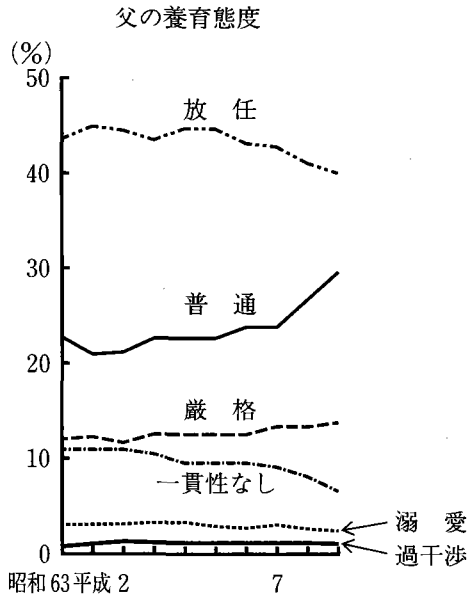
図16は、鑑別担当者が鑑別資料に基づいて判定した親の養育態度について、主要なものの推移を男女別に見たものである。

父母いずれの養育態度も、男女共に放任の比率が最も高いが、この10年間で低下傾向にあり、一方、普通の比率が上昇傾向にある。特に、男子に対する母の養育態度は、平成8年・9年と普通の比率が放任の比率を上回っている。また、父親の方が母親よりも放任の比率が高くなっている。

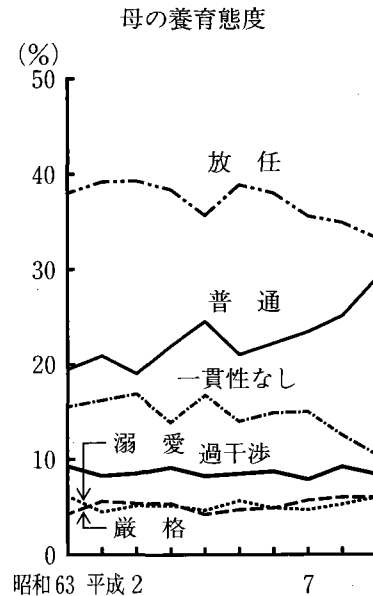
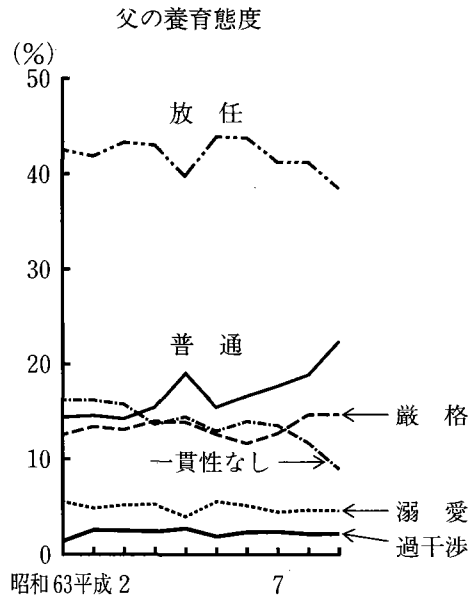
図16 鑑別所収容少年の男女別親の養育態度

(昭和63年～平成9年)

① 男子



② 女子



注 該当なし及び不明を除く総数に対する構成比である。

ウ 親への態度

図17は、鑑別担当者が鑑別資料に基づいて判定した少年の親への態度について、主要なものの推移を男女別に見たものである。

親への態度は、父母いずれに対しても、男子で親和・信頼、女子で両価（一人に対して、相反する二つの感情や態度、特に愛憎が同時に生じること。）が、それぞれ最も比率が高い。親への態度は男女で異なっており、また父親への態度と母親への態度にも相違がある。特に女子では、父親への態度で、拒否が男子に比べて、また母親に対するよりも高い比率を示しており、父親との関係に問題がより大きいこ

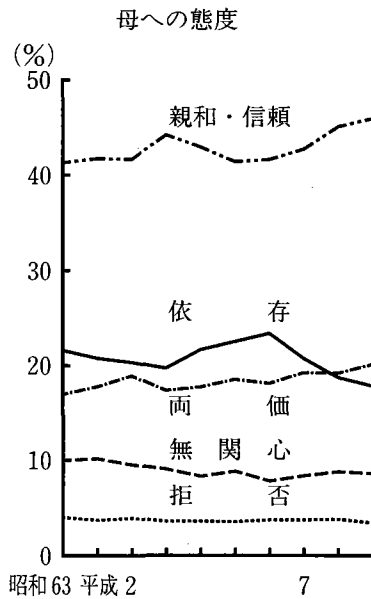
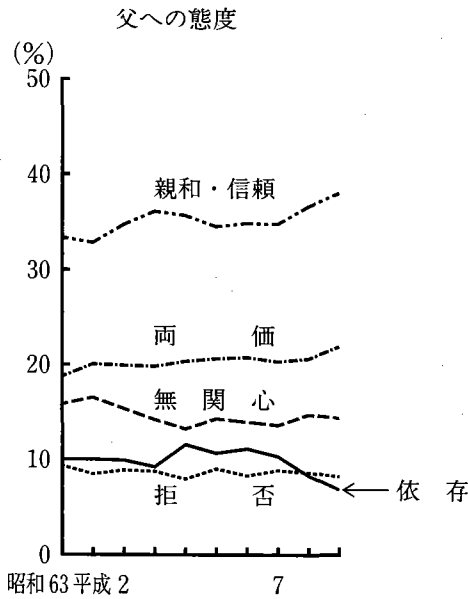
とがうかがわれる。

10年間の推移を見ると、男女共に、父母いずれに対しても、親和・信頼が上昇しており、親への態度がおおむね好転していることがうかがえる。

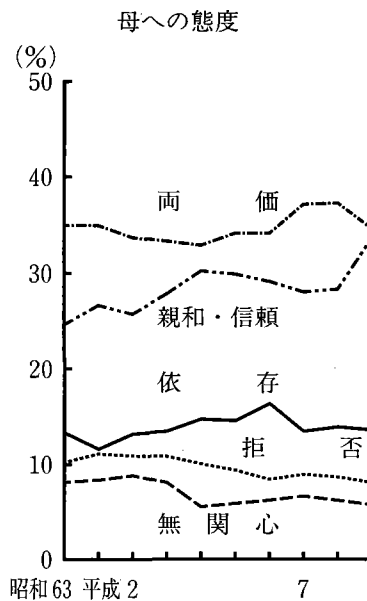
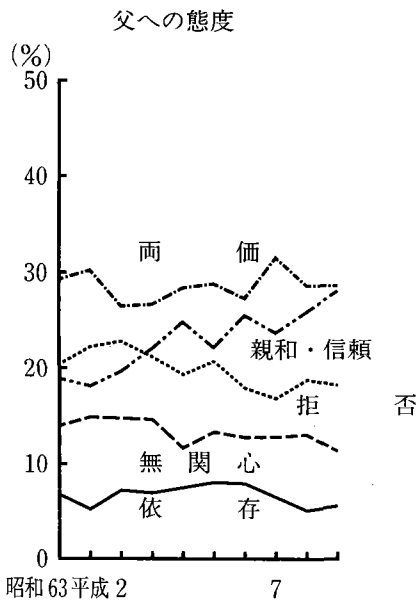
図17 鑑別所収容少年の男女別親への態度

(昭和63年～平成9年)

① 男子



② 女子



注 該当なし及び不明を除く総数に対する構成比である。

エ 現在の家族の問題

表5は、鑑別の結果、少年の現在の家族に問題があるとして、鑑別担当者が評定（重複選択）した項目のうち主要なものについて見たものである。

表5 鑑別所収容少年の男女別現在の家族の問題

(昭和63年～平成9年)

## ① 総数

家族の問題	累計	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
な	8.9	9.0	8.4	8.3	8.8	8.5	8.7	9.0	8.8	9.2	10.2
離	21.1	21.3	21.7	22.3	22.3	21.1	20.4	19.8	21.7	20.5	19.6
崩壊・離散	6.0	6.5	7.2	6.3	5.9	5.9	5.3	5.9	5.7	5.6	5.1
しつけ不足	31.1	32.9	36.0	32.9	32.7	31.6	31.0	31.0	29.0	27.9	24.7
経済的困窮	6.3	7.8	7.7	6.2	6.1	5.6	5.9	6.0	6.2	6.0	5.2
父母間葛藤	8.4	9.1	9.8	8.3	8.7	8.2	8.6	8.5	7.9	7.5	6.9
家族間不和	6.3	6.6	7.4	6.0	6.2	5.5	6.2	6.7	6.2	6.6	6.0
父母のしつけの不一致	7.2	7.4	8.5	7.3	8.1	6.7	8.1	7.5	6.8	6.1	5.0
本人を疎外	12.0	11.7	12.1	12.0	11.3	10.7	11.8	11.8	14.0	13.1	12.0
交流不足	41.3	37.8	39.6	40.2	39.9	40.5	42.7	41.5	43.7	44.6	44.2
指導力欠如	53.8	50.4	55.6	55.0	53.1	54.3	55.4	52.7	53.2	54.1	55.0

## ② 男子

家族の問題	累計	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
な	9.6	10.0	9.2	9.0	9.5	9.2	9.3	9.5	9.4	9.8	10.8
離	20.4	20.4	20.9	21.6	21.6	20.6	19.9	19.4	21.0	20.0	18.8
崩壊・離散	5.7	6.3	6.9	6.0	5.7	5.6	5.0	5.8	5.4	5.4	4.9
しつけ不足	31.3	33.0	36.0	32.8	33.2	32.4	31.1	31.5	29.3	28.3	24.8
経済的困窮	6.3	7.7	7.6	6.2	6.2	5.6	5.7	6.0	6.2	6.0	5.1
父母間葛藤	7.8	8.4	9.2	7.7	8.2	7.6	7.8	8.0	7.4	6.8	6.5
家族間不和	5.6	5.8	6.5	5.1	5.4	5.0	5.6	6.1	5.5	5.9	5.4
父母のしつけの不一致	7.0	7.4	8.1	7.1	7.9	6.7	7.9	7.4	6.5	6.0	4.9
本人を疎外	10.9	10.2	10.8	10.7	10.2	9.6	10.8	10.9	12.7	12.1	11.1
交流不足	40.2	36.3	38.2	38.8	38.6	39.4	41.9	40.8	42.6	43.7	43.4
指導力欠如	53.9	49.8	55.3	55.1	53.2	54.6	55.6	53.3	53.3	54.1	55.1

## ③ 女子

家族の問題	累計	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
な	4.5	3.6	3.9	3.9	5.1	4.5	4.5	5.5	4.6	4.6	5.8
離	25.2	26.4	26.1	26.4	26.1	24.2	23.5	22.1	26.1	23.6	25.6
崩壊・離散	7.5	7.7	9.0	7.6	6.9	7.6	7.2	6.2	7.7	7.4	7.1
しつけ不足	29.6	32.5	35.9	33.3	30.2	26.6	29.9	27.1	26.6	25.3	23.8
経済的困窮	6.6	8.5	8.2	6.2	5.5	5.6	6.8	5.7	6.3	6.0	6.0
父母間葛藤	12.2	12.8	13.4	12.0	11.5	11.6	13.6	11.9	11.5	12.5	10.3
家族間不和	10.8	10.9	12.7	11.2	10.3	9.1	10.2	10.4	10.6	11.0	10.8
父母のしつけの不一致	8.3	7.8	10.3	8.9	9.2	6.9	9.3	8.3	8.5	7.1	6.1
本人を疎外	19.1	20.0	19.5	19.7	17.6	17.3	18.0	17.8	22.7	20.4	19.0
交流不足	47.9	46.1	47.1	47.8	46.9	46.8	47.5	46.2	51.0	51.3	49.7
指導力欠如	53.4	53.5	57.0	54.4	52.5	52.3	53.5	49.3	52.4	54.0	53.9

注 1 数値は、各項目に該当する者の比率である。

2 重複計上による。

いずれの年次でも、男女共に指導力欠如の比率が50%前後を占めていて最も高く、次いで、交流不足、しつけ不足となっている。女子では、男子より該当者の比率が高い項目が多く、家族に問題を抱えている者が多いといえる。また、各項目の比率では、しつけ不足がおおむね低下している一方、交流不足の比率が上昇傾向にある。

## 2 非行名別の特質

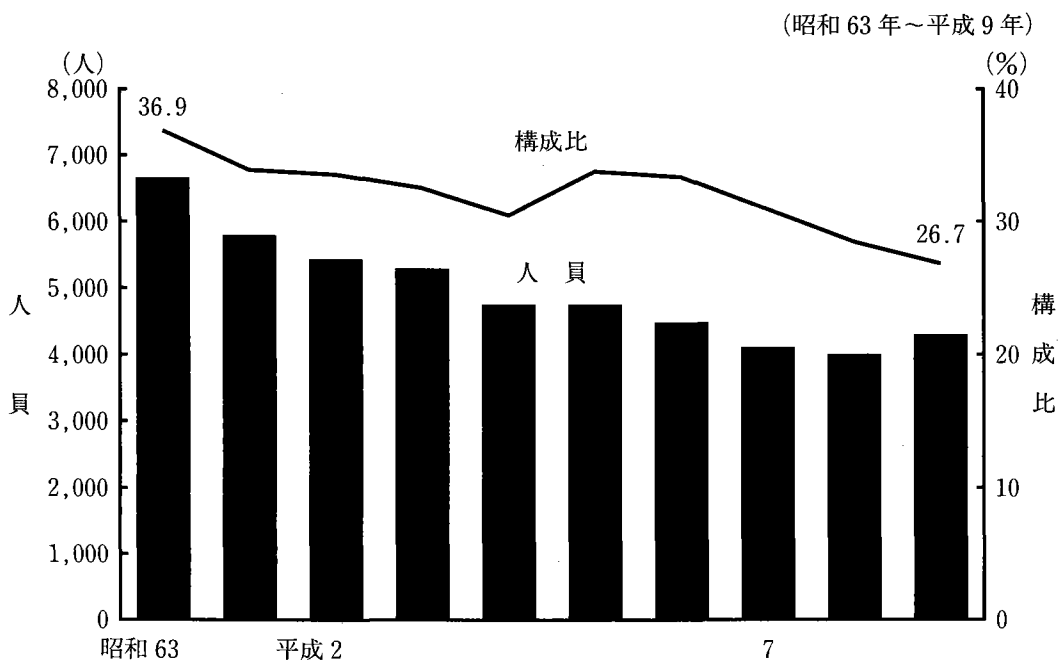
次に、鑑別所収容少年について、少年鑑別所への入所人員の多い非行(窃盗、道路交通法違反、傷害、恐喝)及び最近注目されている凶悪事犯(強盗、殺人)に焦点を当てて、非行名別の特質を見ることとする。

### (1) 窃盗

#### ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が窃盗である少年(以下「窃盗少年」という。)の人員及び全体に占める構成比の推移は、図18のとおりである。

図18 窃盗少年の人員及び構成比



窃盗少年の人員は平成8年まで減少し、9年には増加したものの、全体に占める構成比はおおむね低下しており、昭和63年には、全体の36.9%を占めていたが、平成9年には26.7%となっている。女子比は、5%台から6%台で推移しており、男子が圧倒的多数を占めている。

この10年間を累計して、窃盗少年の年齢を見ると、18歳(22.9%)が最も多く、次いで、17歳(22.1%)、19歳(21.8%)、16歳(18.4%)、15歳(9.7%)、14歳(5.0%)の順となっており、これを年齢層別に見ると、年長少年(44.7%)、中間少年(40.5%)、年少少年(14.8%)の順となっている。10年間の年齢層別人員の推移を見ると、中間少年・年少少年の上昇傾向と年長少年の低下傾向が認められる。

入所回数については、入所回数が初回の者が昭和63年の63.9%から平成9年の72.3%へと上昇している。

#### イ 職業等・教育程度

この10年間を累計して、窃盗少年の職業等を見ると、無職が49.2%、有職が36.4%、学生・生徒が14.4%となっており、この比率は、10年間ほとんど変化していない。

この10年間を累計して、教育程度を見ると、中学卒業(49.1%)が最も多く、以下、高校中退(29.6%)、中学在学(9.4%)、高校在学(6.3%)、高校卒業(5.0%)の順となっている。また、10年間の推

移を見ると、中学卒業の低下傾向が認められる。

#### ウ 非行動機

窃盗少年の非行動機について累計して見ると、「お金や物が欲しくて」(49.6%)が最も多く、以下、「乗りたくて」(18.5%)、「誘われて、その気になって」(10.6%)、「遊び」(8.9%)、「うさ晴らし」(2.7%)となっており、ほぼ半数が利欲を動機とするものである。ちなみに、窃盗のうち、自動車・オートバイ盗が全体のほぼ3割前後(年次により22.3%から32.4%の間で推移)を占めており、動機の「乗りたくて」はこの乗物盗によるものと思われる。

10年間の推移を見ると、1位の「お金や物が欲しくて」、2位の「乗りたくて」及び5位の「うさ晴らし」の順位には全く変化がなく、平成元年・2年に3位の「誘われて、その気になって」と4位の「遊び」が一時入れ替わったのみである。

#### エ 共犯関係

本件非行時の共犯者数について累計して見ると、単独(32.0%)が最も多く、以下、2人(30.7%)、3人(18.0%)、4人(10.4%)、5人以上(8.5%)、不特定多数(0.5%)の順となっている。

10年間の推移を見ると、平成4年まで単独が1位であったものの、5年以降2人が1位となり、単独が2位となったが、3位以下の順位には変動がない。また、共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、いずれの年次も地域仲間が最も多く、半数近くを占めている。

#### オ 不良集団所属

窃盗少年の不良集団所属について累計して見ると、不良集団に所属していない者が55.8%を占めており、所属している者の所属不良集団は、地域不良集団が27.3%、暴走族が9.9%、不良学生・生徒集団が4.9%、暴力団が1.5%となっている。

10年間の推移を見ると、不良集団に所属していない者が、各年次とも50%から60%を占めている。不良集団に所属している者の所属不良集団については、暴走族の比率の上昇と暴力団の比率の低下が認められる。

#### カ 問題行動歴

窃盗少年の問題行動歴について累計して見ると、経験者の占める比率は、毒劇物が50.4%(総数では55.3%)、覚せい剤が2.1%(同7.6%)、喫煙が94.8%(同95.7%)、飲酒が81.8%(同84.1%)、家出が58.5%(同52.2%)、無免許運転が78.4%(同74.3%)、暴走行為が35.8%(同43.3%)、万引きが62.1%(同54.2%)、文身が8.5%(同11.1%)、性経験が74.8%(同80.2%)となっており、総数より比率が高いのは、家出、無免許運転及び万引きである。

10年間の推移を見ると、毒劇物と家出の低下傾向が認められる。

#### キ 在宅保護歴

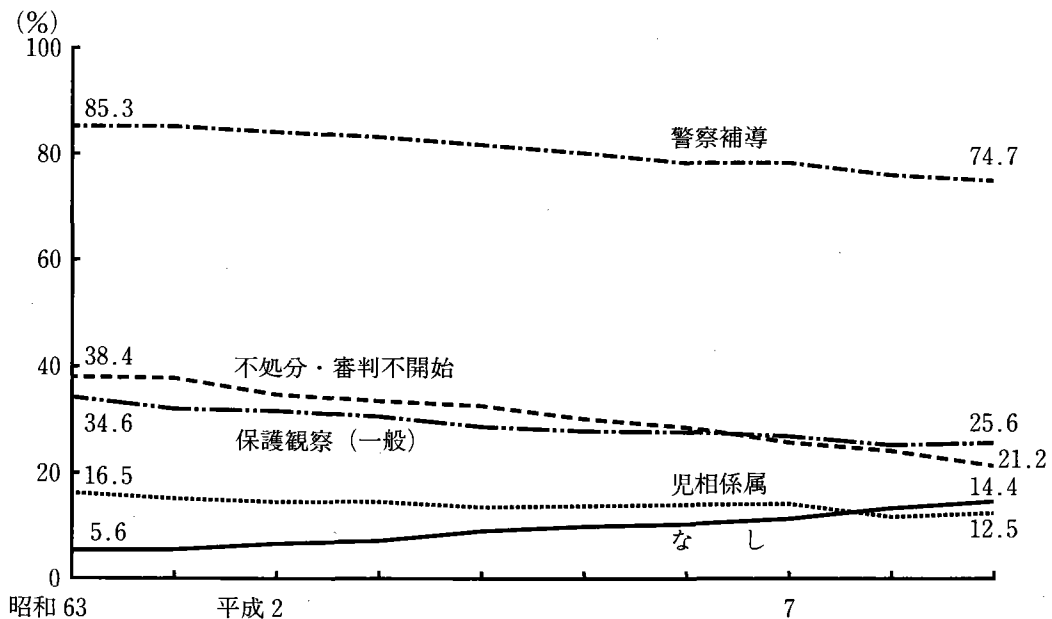
窃盗少年の在宅保護歴について累計して見ると、保護歴のない者の占める比率が9.0%であり、警察補導歴のある者が81.2%、児相係属歴のある者が14.3%、不処分・審判不開始歴のある者が31.5%、保護観察(一般)歴のある者が29.6%となっている。

図19は、窃盗少年の在宅保護歴について、10年間の推移を見たものである。在宅保護歴のない者の比率が上昇する一方、各在宅保護歴のある者の比率がおおむね低下している。



図19 窃盗少年の在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)



注 重複計上による。

## ク 保護施設歴

窃盗少年の保護施設歴について累計して見ると、保護施設歴のない者の比率が79.8%と総数よりも低くなっている。また、教護院歴のある者が7.5%、中等少年院歴のある者が6.3%、初等少年院歴のある者が4.0%、中等少年院（一般短期）歴のある者が2.8%となっており、これらを含めた施設歴のある者の占める比率は、総数よりも高くなっている。

10年間の推移を見ると、保護施設歴のない者の比率が低下し、保護施設歴のある者の比率が上昇している。

## ケ 保護者等

この10年間の累計して、窃盗少年の実父母率を見ると、50.6%となっており、総数（54.4%）よりも低くなっている。10年間の推移を見ると、実父母率は、ごく緩やかに上昇している。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると、80.6%となっており、総数（84.3%）よりも低くなっている。10年間の推移を見ると、緩やかな上昇傾向にある。

## コ 親の養育態度

窃盗少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任（44.8%）が最も多く、以下、普通（20.7%）、厳格（13.0%）、一貫性なし（10.4%）、拒否（3.5%）の順であり、普通の比率がやや低いほかは、総数と大きな差異はない。母では、放任（37.5%）が最も多く、以下、普通（28.0%）、一貫性なし（9.6%）、溺愛（8.5%）、過干渉（7.3%）の順であり、総数に比べていずれも普通の比率がやや低く、放任の比率がやや高くなっている。

父母共に、10年間この順位に大きな変動はないが、普通の比率がわずかに上昇している。

## サ 親への態度

窃盗少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼（29.8%）が最も多く、以下、両価（21.7%）、無関心（15.7%）、拒否（10.8%）、依存（9.8%）の順となっており、親和・

信頼の比率が低い以外は、総数と大きな差異はない。母に対しては、親和・信頼（38.0％）が最も多く、以下、両価（20.8％）、依存（20.7％）、無関心（10.0％）、拒否（4.9％）の順となっており、総数と比べて、親和・信頼の比率がやや低くなっている。

10年間この順位に大きな変動はないが、父母いずれに対しても、親和・信頼の比率が緩やかに上昇している。

#### シ 現在の家族の問題

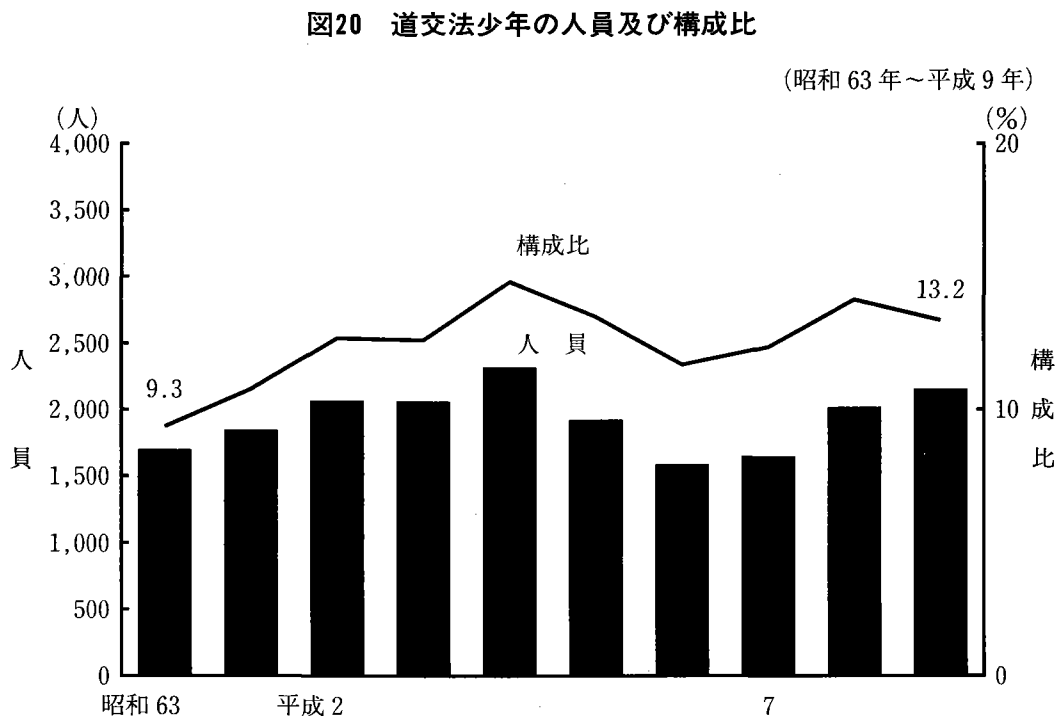
窃盗少年の現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の比率が最も高いのは、指導力欠如が54.0％（総数が53.8％）で、以下、交流不足43.7％（同41.3％）、しつけ不足32.8％（同31.1％）、離婚22.7％（同21.1％）、本人を疎外14.0％（同12.0％）の順となっており、いずれも総数と比べて、窃盗少年の方が高い比率を示している。一方、家族に問題がない者の比率は7.6％（同8.9％）となっている。

10年間の推移を見ると、交流不足の比率が上昇しているほかは、顕著な変化は見られない。

### (2) 道路交通法違反

#### ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が道路交通法違反である少年（以下「道交法少年」という。）の人員及び総数に占める構成比の推移は、図20のとおりである。



道交法少年の人員は、平成4年まではおおむね増加し、その後いったん減少したが、7年からは再度増加している。総数に占める構成比は、昭和63年の9.3％から平成9年の13.2％へとおおむね上昇傾向を示している。女子比は、1％前後で推移しており、男子がほとんどを占めている。

道交法少年の年齢について累計して見ると、17歳（35.7％）が最も多く、以下、18歳（29.0％）、19歳（17.4％）、16歳（15.7％）の順となっており、これを年齢層別に見ると、中間少年（51.3％）、年長少年（46.4％）、年少少年（2.2％）の順となっている。

10年間の年齢層別人員の推移を見ると、中間少年の上昇傾向と年長少年の低下傾向が見られる。

入所回数については、初回の者の比率が74%台から79%台で推移しており、大きな変動は見られない。

#### イ 職業等・教育程度

道交法少年の職業等について累計して見ると、有職が68.4%、無職が24.3%、学生・生徒が7.3%となっている。10年間の推移を見ると、有職が平成4年の75.0%まで上昇した後低下傾向を示す一方、無職の比率は4年の19.9%を底として上昇傾向を示しており、学生・生徒の比率は10%未満で推移している。

教育程度について累計して見ると、中学卒業(47.9%)、高校中退(37.7%)、高校在学(9.2%)、高校卒業(4.4%)の順となっており、中学在学(0.6%)は少ない。10年間の推移を見ると、中学卒業の比率の低下と高校中退の比率の上昇が見られる。

#### ウ 非行動機

道交法少年の非行動機について累計して見ると、「乗りたくて」(32.2%)が最も多く、以下、「目立ちたくて」(20.5%)、「遊び」(19.6%)、「誘われて、その気になって」(9.7%)、「うさ晴らし」(5.4%)の順となっている。

10年間の推移を見ると、2位の「目立ちたくて」と3位の「遊び」が年次により順位が入れ替わっているほかは、他の順位には変化が見られない。

#### エ 共犯関係

道交法少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、5人以上(37.9%)と不特定多数(35.1%)が多くなっており、単独(22.1%)がこれらに次いでいる。

10年間の推移を見ると、5人以上の比率の大幅な上昇と単独の比率の低下、さらに不特定多数がほぼ一貫して3分の1を占めている。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、暴走族が7割を超え、しかもその比率はおおむね上昇傾向を示している。

#### オ 不良集団所属

道交法少年の不良集団所属について累計して見ると、不良集団に所属していない者が17.4%、暴走族に所属している者が73.0%である。不良集団に所属していない者の比率は、昭和63年の27.0%から平成2年以降の19%未満へとおおむね低下している。一方、暴走族に所属している者の比率は上昇傾向を示しており、昭和63年58.8%、平成元年65.1%、2年以降70%台となっている。

#### カ 問題行動歴

道交法少年の問題行動歴について累計して見ると、経験者の占める比率は、毒劇物が52.9%、覚せい剤が1.0%、喫煙が97.8%、飲酒が86.9%、家出が31.2%、無免許運転が90.2%、暴走行為が89.7%、万引きが42.0%、文身が11.0%、性経験が89.6%となっており、総数より比率が高いのは、喫煙、飲酒、無免許運転、暴走行為及び性経験である。

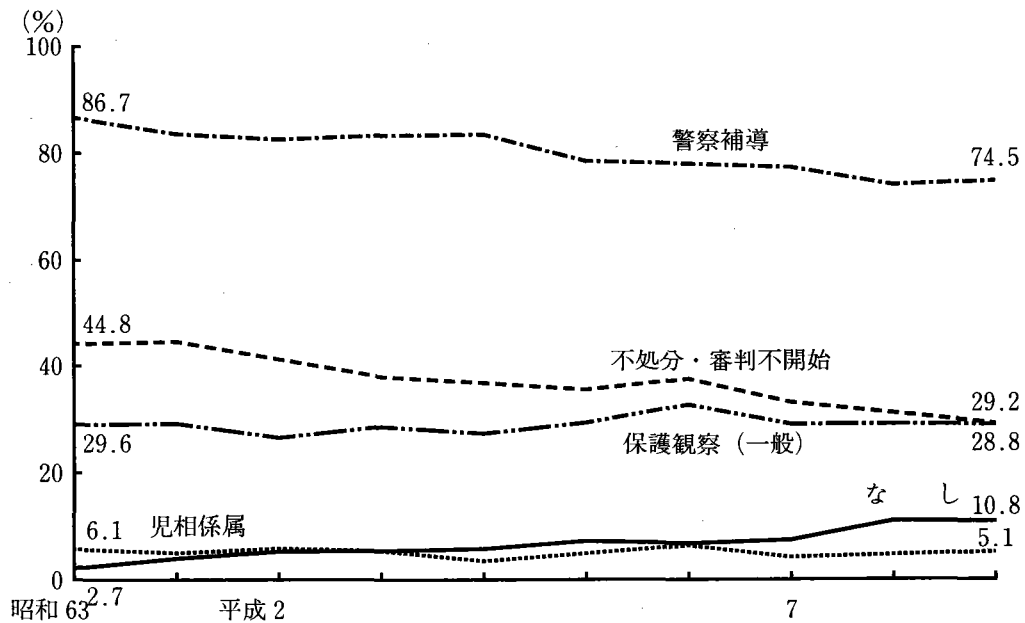
#### キ 在宅保護歴

道交法少年の在宅保護歴について累計して見ると、保護歴のない者が6.8%、警察補導歴のある者が80.3%、児相係属歴のある者が5.1%、不処分・審判不開始歴のある者が37.2%、保護観察(一般)歴のある者が29.0%となっており、児相係属歴を除き、各保護歴のある者の占める比率は、いずれも総数より高くなっている。なお、交通短期保護観察及び保護観察歴のある者の比率も、総数の2倍を超えている。

図21は、道交法少年の在宅保護歴について、10年間の推移を見たものである。在宅保護歴のない者の比率が上昇する一方、保護施設歴のある者の比率は、保護観察（一般）を除き、おおむね低下している。

図21 道交法少年の在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)



注 重複計上による。

#### ク 保護施設歴

道交法少年の保護施設歴について累計して見ると、保護施設歴のない者の占める比率が89.4%と圧倒的に高く、次いで、中等少年院（一般短期）歴のある者が2.5%、教護院歴のある者が2.2%となっており、その他は2.0%以下である。保護施設歴のある者は、いずれもおおむね総数より低い比率を示しており、この10年間で顕著な変動は見られない。一方、保護施設歴のない者は、この10年間で90%前後で推移している。

#### ケ 保護者等

この10年間で累計して、道交法少年の実父母率を見ると、63.2%とかなり高くなっており、この10年間でこの比率に大きな変化はない。

保護者の生活程度が中程度以上の者を累計して見ると、89.9%となっており、これもこの10年間で90%前後で推移しており、大きな変動はない。

#### コ 親の養育態度

道交法少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(44.1%)が最も多く、以下、普通(27.8%)、厳格(10.0%)、一貫性なし(8.8%)、溺愛(3.7%)の順であり、総数に比べて普通の比率が高くなっている。母では、普通(35.2%)が最も多く、以下、放任(32.9%)、溺愛(11.1%)、一貫性なし(8.1%)、過干渉(7.1%)の順であり、やはり総数に比べて普通の比率が高くなっている。

10年間の推移を見ると、父母共に普通の比率が上昇している。

#### サ 親への態度

道交法少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼(42.9%)、両価(17.7%)、無関心(13.5%)、依存(10.3%)、拒否(6.1%)の順、母に対しては、親和・信頼(50.3%)、依

存(20.5%)、両価(14.0%)、無関心(7.5%)、対等・友人(4.2%)の順であり、父母いずれに対しても、親和・信頼の比率が非常に高くなっており、この傾向は、10年間を通して一貫している。

#### シ 現在の家族の問題

道交法少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の比率が総数より高いのは、しつけ不足(道交法が32.8%、総数が31.1%)、指導力欠如(同56.9%、53.8%)、家族に問題がない者(同11.2%、8.9%)である。

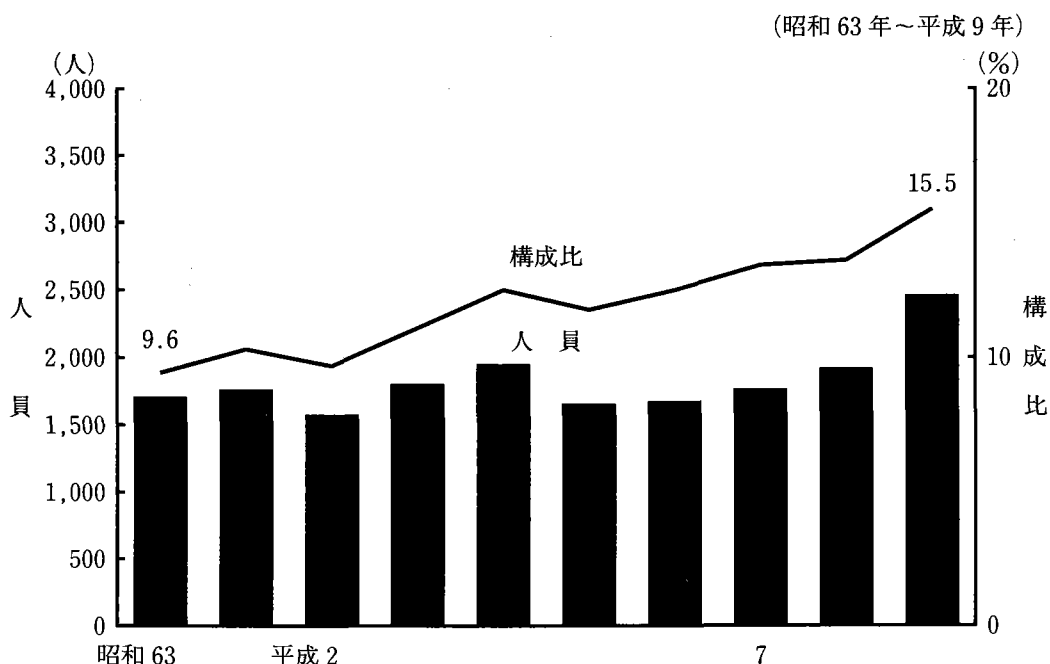
10年間の推移を見ると、交流不足、指導力欠如の比率が上昇し、家族に問題がない者の比率がおおむね低下している。

### (3) 傷害

#### ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が傷害である少年(以下「傷害少年」という。)の人員及び総数に占める構成比の推移は、図22のとおりである。

図22 傷害少年の人員及び構成比



傷害少年の人員及び構成比は、増加・上昇傾向を示しており、また、女子比は、おおむね10%前後で推移している。

傷害少年の年齢について累計して見ると、18歳(23.0%)が最も多く、以下、19歳(21.3%)、17歳(21.2%)、16歳(16.4%)、15歳(11.3%)、14歳(6.6%)の順となっており、これを年齢層別に見ると、年長少年(44.4%)、中間少年(37.7%)、年少少年(17.9%)の順となっている。

10年間の推移を見ると、中間少年の上昇傾向と年長少年の平成5年以降における低下傾向が認められる。

入所回数について累計して見ると、入所回数が初回の者の比率は74.9%であり、この10年間で緩やかに上昇している。

#### イ 職業等・教育程度

傷害少年の職業等について累計して見ると、有職が48.6%、無職が31.6%、学生・生徒が19.8%と

なっている。10年間では、学生・生徒の比率が平成4年を底に、それ以降上昇傾向にあるほかは、大きな変化は見られない。

教育程度について累計して見ると、中学卒業(40.9%)、高校中退(32.5%)、中学在学(13.1%)、高校在学(8.5%)、高校卒業(4.6%)の順となっている。10年間の推移を見ると、中学卒業の比率の低下と高校中退・在学の比率の上昇が見られる。

#### ウ 非行動機

傷害少年の非行動機について累計して見ると、「かっとなって」(57.7%)が最も多く、以下、「突っ張り」(12.1%)、「誘われて、その気になって」(8.7%)、「うさ晴らし」(6.2%)、「目立ちたくて」(2.5%)の順となっている。

10年間の推移では、平成6年までは「お金や物が欲しくて」が5位を占めていたが、ここ3年、「目立ちたくて」が5位に入っている。

#### エ 共犯関係

傷害少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、5人以上(28.4%)が最も多く、以下、単独(21.9%)、2人(18.1%)、3人(15.8%)、4人(12.2%)、不特定多数(3.6%)の順となっており、この順位・比率に10年間で大きな変動はない。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、地域仲間(39.1%)、暴走族(17.5%)、学校仲間(10.2%)の順であり、暴力団は4.2%にとどまっている。10年間では順位に変化はないが、地域仲間の比率が上昇している。

#### オ 不良集団所属

傷害少年の不良集団所属について累計して見ると、不良集団に所属している者の比率は35.9%であり、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、地域不良集団(23.5%)、暴走族(23.4%)、不良学生・生徒集団(9.8%)、暴力団(5.9%)の順となっている。

この10年間では、不良集団に所属していない者及び地域不良集団に所属している者の比率が上昇している。

#### カ 問題行動歴

傷害少年の問題行動歴について累計して見ると、経験者の占める比率は、毒劇物が47.8%、覚せい剤が2.3%、喫煙が97.0%、飲酒が86.5%、家出が41.4%、無免許運転が74.3%、暴走行為が45.6%、万引きが47.6%、文身が14.4%、性経験が81.2%となっており、総数より比率が高いのは、喫煙、飲酒、暴走行為、文身及び性経験である。

10年間の推移を見ると、毒劇物、家出の低下傾向が見られる。

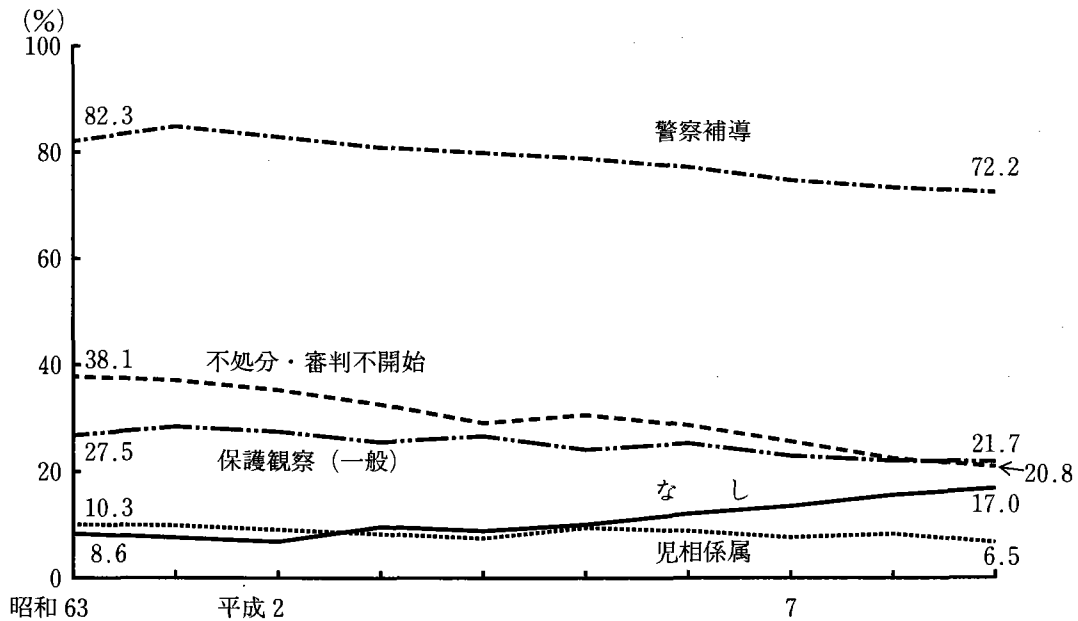
#### キ 在宅保護歴

傷害少年の在宅保護歴について累計して見ると、保護歴のない者の比率が11.4%となっており、総数よりも高い。一方、警察補導歴のある者は78.4%、児相係属歴のある者は8.6%、不処分・審判不開始歴のある者は29.9%、保護観察(一般)歴のある者は25.2%となっており、不処分・審判不開始歴を除き、各在宅保護歴のある者の比率は、いずれも総数より低くなっている。

図23は、傷害少年の在宅保護歴について、この10年間の推移を見たものである。在宅保護歴のない者の比率が上昇する一方、各在宅保護歴のある者の比率はおおむね低下している。

図23 傷害少年の在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)



注 重複計上による。

## ク 保護施設歴

傷害少年の保護施設歴について累計して見ると、保護施設歴のない者の占める比率が89.0%と圧倒的に高く、次いで、教護院歴のある者が3.2%、中等少年院歴のある者が2.7%、中等少年院(一般短期)歴のある者が2.2%となっており、その他は2.0%未満である。保護施設歴のある者の占める比率は、いずれも総数より低くなっており、10年間で顕著な変動は見られない。また、保護施設歴のない者は、この10年間90%前後で推移している。

## ケ 保護者等

この10年間で累計して、傷害少年の実父母率を見ると、58.2%となっており、総数よりも高くなっている。また、この10年間で緩やかな上昇傾向にある。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると、87.5%と総数(84.3%)よりも高くなっており、これも、この10年間で緩やかな上昇傾向を示している。

## コ 親の養育態度

傷害少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(41.2%)が最も多く、以下、普通(25.8%)、厳格(13.1%)、一貫性なし(9.7%)、溺愛(3.3%)の順であり、総数に比べて普通の比率が高くなっている。母では、普通(33.4%)が最も多く、以下、放任(32.6%)、溺愛(10.5%)、一貫性なし(8.6%)、過干渉(7.7%)の順であり、やはり総数に比べて普通の比率が高い。

10年間の推移を見ると、父母共に普通の比率が上昇している。

## サ 親への態度

傷害少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼(39.1%)、両価(19.5%)、無関心(13.2%)、依存(8.7%)、拒否(7.9%)の順、母に対しては、親和・信頼(47.1%)、依存(18.5%)、両価(17.0%)、無関心(7.8%)、対等・友人(4.4%)の順であり、父母いずれに対しても親和・信頼が高くなっており、この傾向は、10年間を通じて、一貫している。

## シ 現在の家族の問題

傷害少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の比率が総数より高いのは、家族に問題がない者（傷害が11.4％、総数が8.9％）のみである。

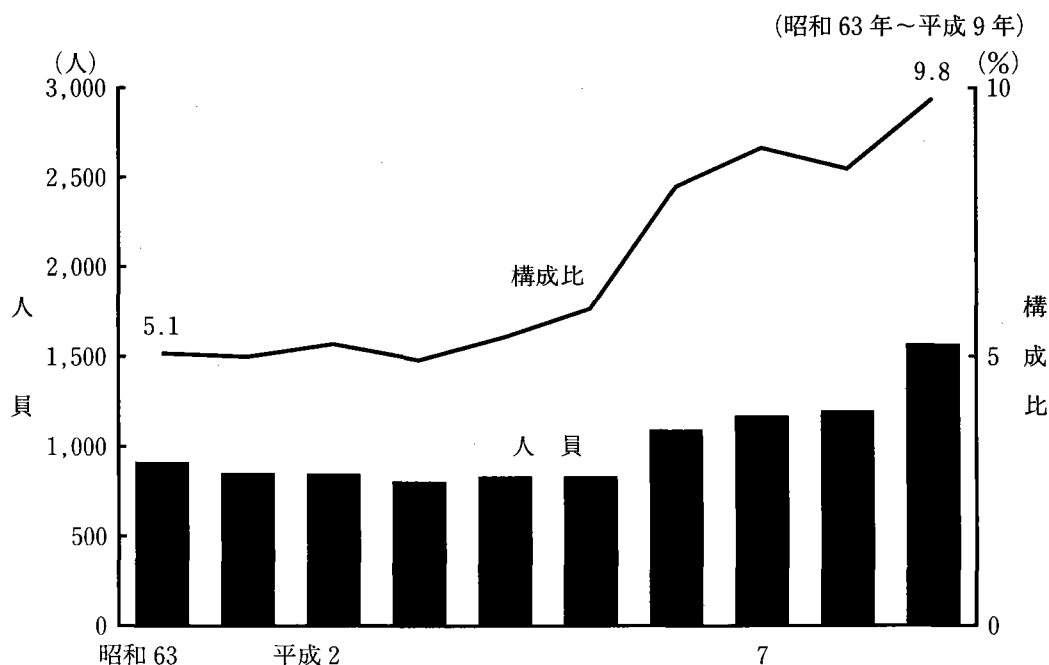
10年間の推移を見ると、交流不足の比率が上昇し、しつけ不足の比率がおおむね低下している。

## (4) 恐喝

## ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が恐喝である少年（以下「恐喝少年」という。）の人員及び総数に占める構成比の推移は、図24のとおりである。

図24 恐喝少年の人員及び構成比



恐喝少年の人員は、平成6年以降増加し、総数に占める構成比も、おおむね上昇している。女子比は、平成4年の10.1％まで上昇した後、5％台から8％台で推移している。

恐喝少年の年齢について累計して見ると、16歳(22.3％)が最も多く、以下、17歳(22.1％)、18歳(20.5％)、19歳(19.5％)、15歳(11.4％)、14歳(4.2％)の順となっており、これを年齢層別に見ると、中間少年(44.4％)、年長少年(40.0％)、年少少年(15.6％)の順となっている。

この10年間の推移を見ると、平成5年以降中間少年が上昇傾向を示しており、また、6年以降年長少年が30％台で推移している。

入所回数について累計して見ると、入所回数が初回の者の比率は72.0％であり、この10年間で緩やかに上昇している。

## イ 職業等・教育程度

恐喝少年の職業等について累計して見ると、無職が47.8％、有職が34.0％、学生・生徒が18.3％となっている。10年間では、無職の緩やかな低下傾向が見られる。

教育程度について累計して見ると、中学卒業(42.3％)、高校中退(33.0％)、高校在学(11.8％)、中学在学(8.6％)、高校卒業(3.9％)の順となっている。10年間では、中学卒業の比率の低下と高校中退・在学の比率の上昇が見られる。



### ウ 非行動機

恐喝少年の非行動機について累計して見ると、「お金や物が欲しくて」(56.2%)が最も多く、以下、「かっとなって」(10.8%)、「誘われて、その気になって」(10.7%)、「うさ晴らし」(6.0%)、「突っ張り」(5.6%)の順となっている。

10年間の推移では、「お金や物が欲しくて」が一貫して1位を占めているが、他の順位については多少の変動が見られる。

### エ 共犯関係

恐喝少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、2人(32.2%)が最も多く、以下、単独(22.2%)、3人(21.9%)、4人(12.6%)、5人以上(10.7%)、不特定多数(0.3%)の順となっており、この10年間で、2人が一貫して1位を占めているが、2位と3位、4位と5位が、年次により入れ替わっている。また、単独の比率の緩やかな低下と、5人以上の比率の上昇傾向が認められる。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、地域仲間(49.4%)、学校仲間(10.2%)、暴力団(5.0%)、暴走族(3.6%)の順となっており、この10年間では、地域仲間が一貫して1位を占めており、しかもその比率が上昇しているのに対し、共犯者がいない者の比率は低下傾向にある。

### オ 不良集団所属

恐喝少年の不良集団所属について累計して見ると、不良集団に所属している者は47.6%と半数に近く、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、地域不良集団(28.1%)、暴走族(9.8%)、暴力団(7.1%)、不良学生・生徒集団(6.0%)の順となっている。

この10年間では、不良集団に所属していない者の比率が上昇している。

### カ 問題行動歴

恐喝少年の問題行動歴を累計して見ると、経験者の占める比率は、毒劇物が46.1%、覚せい剤が3.2%、喫煙が97.5%、飲酒が86.1%、家出が51.2%、無免許運転が72.6%、暴走行為が36.2%、万引きが54.3%、文身が13.6%、性経験が81.3%となっており、総数より比率が高いのは、喫煙、飲酒、万引き、文身及び性経験である。

この10年間の推移では、毒劇物、家出の低下傾向が見られる。

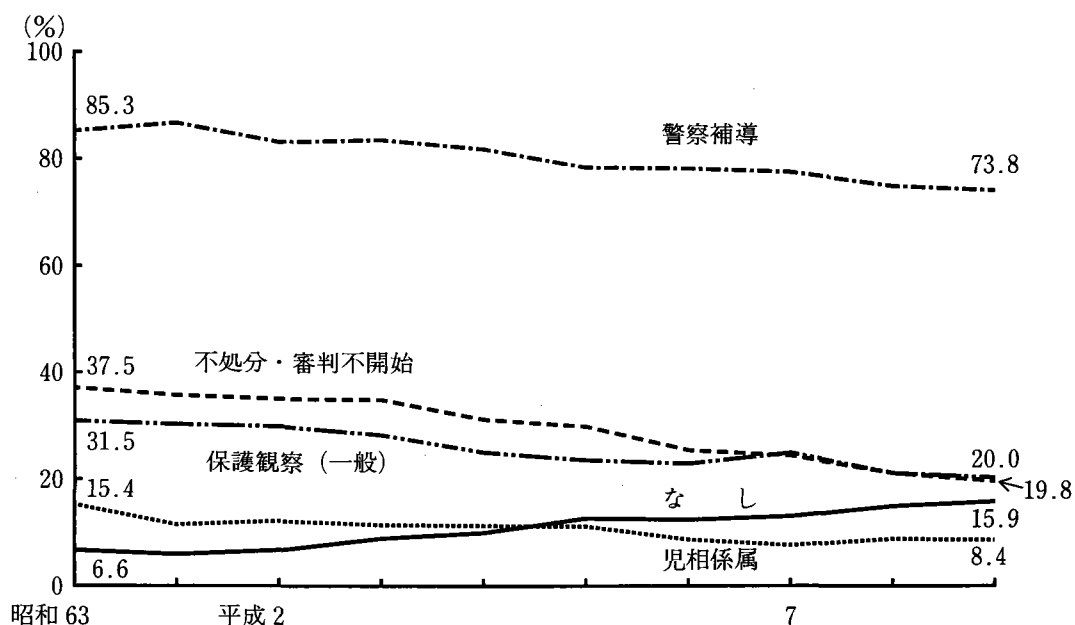
### キ 在宅保護歴

恐喝少年の在宅保護歴について累計して見ると、保護歴のない者の比率が11.3%となっており、総数よりも高い。一方、警察補導歴のある者は79.5%、児相係属歴のある者は10.3%、不処分・審判不開始歴のある者は28.4%、保護観察(一般)歴のある者は25.2%となっており、警察補導歴を除き、各在宅保護歴のある者の占める比率は、いずれも総数より低くなっている。

図25は、恐喝少年の在宅保護歴について、この10年間の推移を見たものである。在宅保護歴のない者の比率が上昇する一方、各在宅保護歴のある者の比率はおおむね低下している。

図25 恐喝少年の在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)



注 重複計上による。

## ク 保護施設歴

恐喝少年の保護施設歴について累計して見ると、保護施設歴のない者の占める比率が84.3%であり、次いで、中等少年院歴のある者が4.7%、教護院歴のある者が4.6%、初等少年院歴のある者が2.9%、中等少年院（一般短期）歴のある者が2.7%となっており、その他は2.0%未満である。

各保護施設歴のある者の占める比率は、10年間では顕著な変動は見られない。また、保護施設歴のない者の占める比率は、この10年間で緩やかな上昇傾向を示している。

## ケ 保護者等

この10年間で累計して、恐喝少年の実父母率を見ると、55.9%と総数よりもいくぶん高く、10年間では緩やかな上昇傾向にある。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると、85.0%となっており、この10年間の推移を見ると、平成4年までは緩やかな上昇傾向にあったが、5年以降は80%台後半で推移している。

## コ 親の養育態度

恐喝少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(42.4%)が最も多く、以下、普通(23.4%)、厳格(13.6%)、一貫性なし(9.7%)、溺愛(3.0%)の順であり、母では、放任(34.2%)が最も多く、以下、普通(31.0%)、一貫性なし(9.3%)、溺愛(9.2%)、過干渉(7.5%)の順であり、総数に比べて普通の比率が高い。父母共に放任が最も多いが、この10年間では、父母とも普通の比率が上昇しており、また、母では、年次により普通と放任が入れ替わっている。

## サ 親への態度

恐喝少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼(34.3%)、両価(21.6%)、無関心(14.7%)、拒否(9.2%)、依存(8.7%)の順、母に対しては、親和・信頼(42.8%)、両価(19.7%)、依存(19.2%)、無関心(8.9%)、拒否(3.9%)の順であり、この傾向は、10年間を通じて一貫している。また、父母いずれに対しても、1位は10年間一貫して親和・信頼が占めており、しかもその

比率は上昇している。

#### シ 現在の家族の問題

恐喝少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の比率が総数より高いのは、家族に問題がない者（恐喝が9.4％、総数が8.9％）のみである。

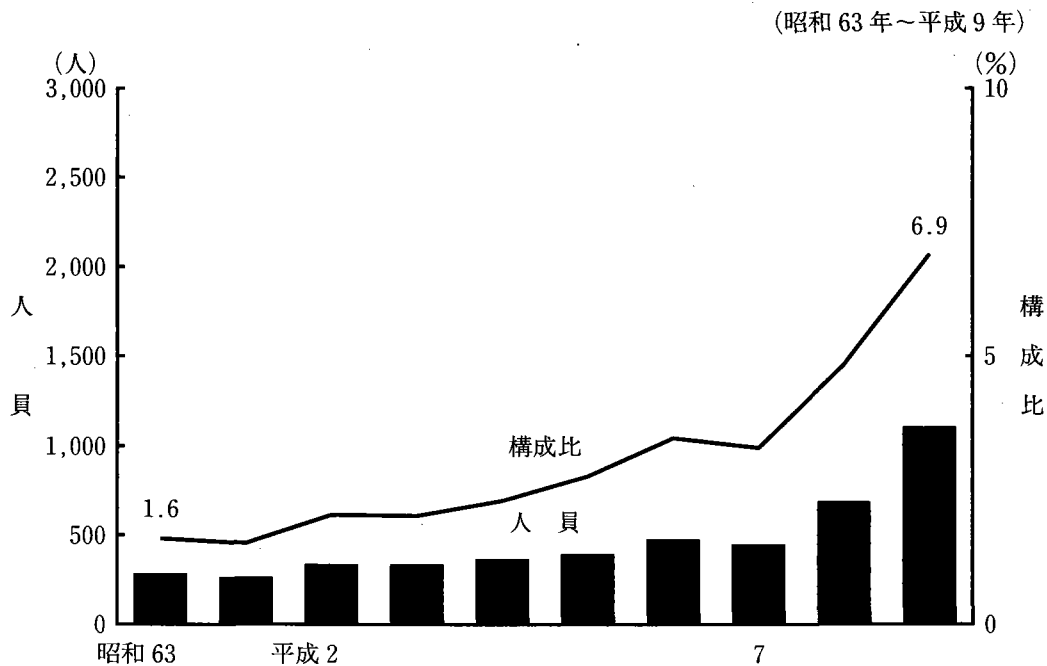
この10年間の推移を見ると、交流不足の比率が上昇する一方、しつけ不足の比率がおおむね低下している。

### (5) 強盗

#### ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が強盗である少年（以下「強盗少年」という。）の人員及び総数に占める構成比の推移は、図26のとおりである。

図26 強盗少年の人員及び構成比



強盗少年の人員は、平成4年以降増加し、総数に占める構成比も、同年以降おおむね上昇している。女子比は、2％台から8％台で推移しているが、4年には8.6％に達している。

強盗少年の年齢について累計して見ると、17歳(25.6％)が最も多く、以下、16歳(22.1％)、18歳(22.0％)、19歳(15.7％)、15歳(11.1％)、14歳(3.4％)の順である。これを年齢層別に見ると、中間少年(47.8％)、年長少年(37.8％)、年少少年(14.5％)の順となっている。年齢層別構成比の推移を見ると、年少少年及び中間少年の比率がおおむね上昇し、年長少年の比率が低下する傾向が認められる。

入所回数について累計して見ると、入所回数が初回の者の比率は75.5％であり、平成8年まではおおむね上昇しているが、9年には低下している。

#### イ 職業等・教育程度

強盗少年の職業等について累計して見ると、無職(40.9％)が最も多く、以下、有職(33.2％)、学生・生徒(25.9％)の順となっており、学生・生徒の比率は、平成3年までは低下傾向にあったが、6年以降上昇傾向にある。

教育程度について累計して見ると、中学卒業（33.7％）、高校中退（30.3％）、高校在学（22.0％）、中学在学（6.6％）、高校卒業（6.6％）の順となっている。この10年間では、中学卒業の比率の低下傾向と高校中退・在学の比率の上昇傾向が見られる。

#### ウ 非行動機

強盗少年の非行動機について累計して見ると、「お金や物が欲しくて」（47.1％）が最も多く、以下、「誘われて、その気になって」（15.6％）、「かっとなって」（9.6％）、「うさ晴らし」（8.0％）、「突っ張り」（4.4％）の順となっている。10年間の推移では、「お金や物が欲しくて」が一貫して1位を占めているが、その比率は低下しており、また、2位以下の動機については、多少の変動が見られる。

#### エ 共犯関係

強盗少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、5人以上（28.4％）が最も多く、以下、2人（19.6％）、4人（19.0％）、3人（19.0％）、単独（13.0％）、不特定多数（0.9％）の順である。10年間では5人以上が、平成2年以降、7年の2位を除いて、一貫して1位を占めているが、2位以下については一定の傾向は認められない。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、地域仲間（57.0％）、学校仲間（11.4％）、暴走族（7.7％）の順である。この10年間、地域仲間が1位を占めており、しかもその比率が上昇しているのに対し、共犯者のいない者の比率が低下している。

#### オ 不良集団所属

強盗少年の不良集団所属について累計して見ると、不良集団に所属している者の比率は51.4％と半数を超えており、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、地域不良集団（28.8％）、暴走族（12.3％）、不良学生・生徒集団（4.1％）、暴力団（2.6％）の順となっている。

この10年間では、不良集団に所属していない者の比率は低下している。

#### カ 問題行動歴

強盗少年の問題行動歴について累計して見ると、経験者の占める比率は、毒劇物が36.3％、覚せい剤が2.8％、喫煙が94.5％、飲酒が84.5％、家出が42.4％、無免許運転が64.6％、暴走行為が31.4％、万引きが52.7％、文身が9.4％、性経験が76.4％となっており、総数より比率が高いのは、飲酒のみである。

この10年間の推移では、毒劇物、家出の低下傾向が見られる。

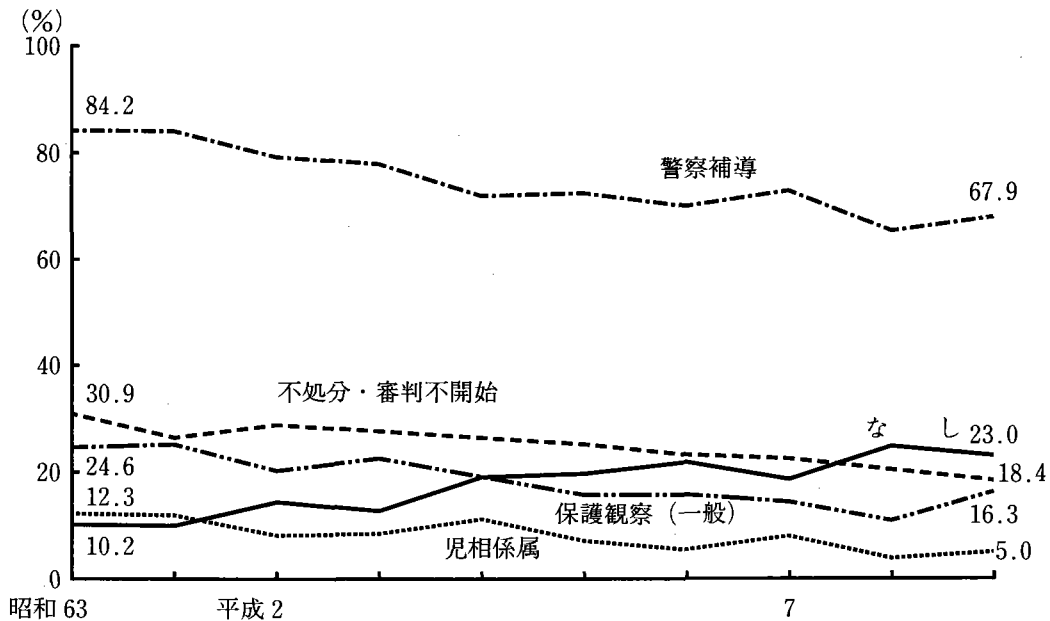
#### キ 在宅保護歴

強盗少年の在宅保護歴について累計して見ると、保護歴のない者の占める比率が19.4％となっており、総数よりも高い。一方、警察補導歴のある者は72.4％、児相係属歴のある者は7.1％、不処分・審判不開始歴のある者は23.4％、保護観察（一般）歴のある者は17.2％となっており、いずれも総数より低い比率を示している。

図27は、強盗少年の在宅保護歴について、この10年間の推移を見たものである。在宅保護歴のない者の比率が上昇する一方、各在宅保護歴のある者の比率はおおむね低下している。

図27 強盗少年の在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)



注 重複計上による。

## ク 保護施設歴

強盗少年の保護施設歴について累計して見ると、保護施設歴のない者の占める比率が87.5%であり、次いで、中等少年院歴のある者は4.1%、教護院歴のある者は3.7%、初等少年院歴のある者は2.6%となっており、その他は2.0%以下である。

この10年間では、保護施設歴のある者の比率がわずかに低下し、保護施設歴のない者の比率が上昇している。

## ケ 保護者等

この10年間で累計して、強盗少年の実父母率を見ると、59.7%と総数よりも高くなっており、また、10年間では、おおむね上昇傾向にある。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると、88.0%であり、この10年間ではおおむね上昇傾向にある。

## コ 親の養育態度

強盗少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(39.0%)が最も多く、以下、普通(28.8%)、厳格(13.7%)、一貫性なし(8.0%)、溺愛(2.4%)の順であり、総数に比べて普通の比率が高い。母では、普通(35.8%)が最も多く、以下、放任(30.2%)、溺愛(8.9%)、一貫性なし(8.3%)、過干渉(8.2%)の順であり、やはり総数に比べて普通(総数では2位)の比率が高い。

この10年間の推移を見ると、父では大きな変動がないのに対し、母では、放任の低下と普通の上昇が見られ、昭和63年以降1位であった放任が、平成4年から普通に入れ替わっている。

## サ 親への態度

強盗少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼(39.1%)、両価(20.4%)、無関心(13.7%)、依存(8.6%)、拒否(7.6%)の順であり、母に対しては、親和・信頼(45.8%)、依存(19.6%)、両価(18.0%)、無関心(8.4%)、拒否(3.7%)の順である。父母いずれに対しても、

1位は10年間一貫して親和・信頼であり、しかも、母に対しての比率は上昇しているが、2位以下は年次により変化が見られる。

#### シ 現在の家族の問題

強盗少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の比率が総数より高いのは、家族に問題がない者（強盗が11.6％、総数が8.9％）と家族間不和（同6.4％、6.3％）である。

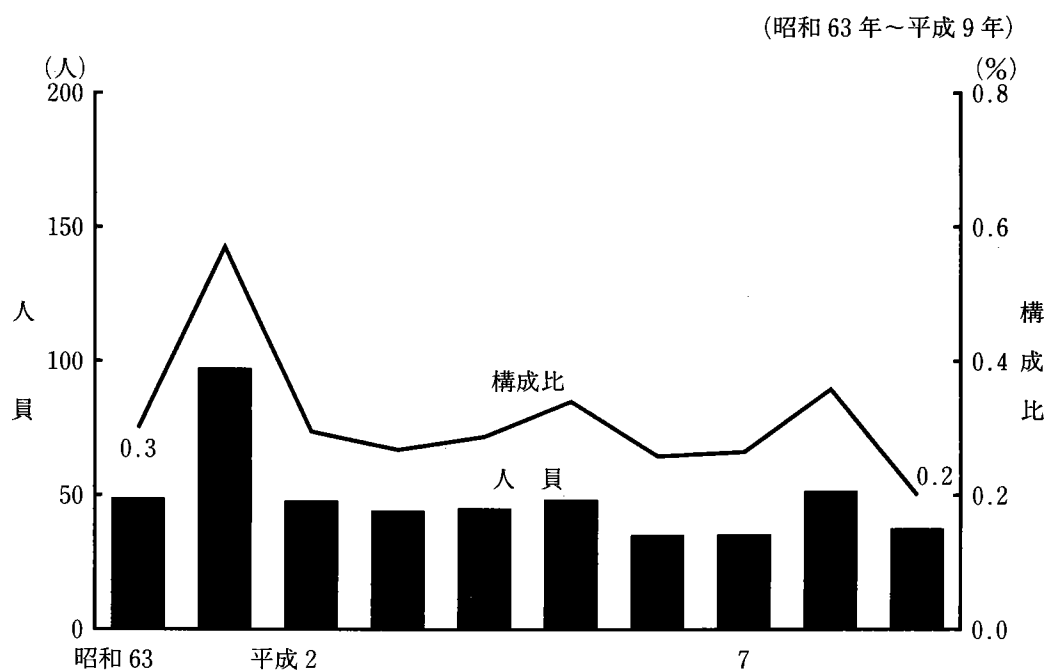
この10年間の推移を見ると、大きな変動はない。

### (6) 殺人

#### ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が殺人である少年（以下「殺人少年」という。）の人員及び総数に占める構成比の推移は、**図28**のとおりである。

図28 殺人少年の人員及び構成比



殺人少年の人員は、平成元年の98人を除いて、35人から51人の間で推移し、総数に占める構成比も、同年の0.6％を除き、0.2％から0.4％の間で一定している。女子比は、平成4年の24.4％を除き、20％未満で推移している。

殺人少年の年齢について累計して見ると、19歳(29.4％)が最も多く、以下、18歳(25.5％)、17歳(21.6％)、16歳(11.6％)、15歳(8.8％)、14歳(2.4％)の順である。これを年齢層別に見ると、年長少年(55.0％)、中間少年(33.3％)、年少少年(11.7％)の順となっている。年齢層別構成比の推移を見ると、年次による差が大きいものの、一貫して年長少年の比率が最も高い。

入所回数について累計して見ると、入所回数が初回の者の比率は72.4％であり、昭和63年の61.2％から平成9年の81.1％までばらついており、一定の傾向は見られない。

#### イ 職業等・教育程度

殺人少年の職業等について累計して見ると、有職(39.8％)が最も多く、以下、無職(37.0％)、学生・生徒(23.2％)の順となっている。この比率には、年次による差が大きい。

教育程度について累計して見ると、中学卒業(38.6％)、高校中退(27.6％)、高校在学(16.3％)、

高校卒業(8.2%)、中学在学(6.6%)の順となっている。この10年間では、大きな変化は見られない。

#### ウ 非行動機

殺人少年の非行動機について累計して見ると、「かっとなって」(43.5%)が最も多く、以下、「誘われて、その気になって」(11.9%)、「反発したくなって」(5.2%)、「いやなことから逃げたくて」(4.0%)、「お金や物が欲しくて」(2.7%)の順となっている。

この10年間の推移では、平成元年(「誘われて、その気になって」が1位)を除き、「かっとなって」が一貫して1位である。

#### エ 共犯関係

殺人少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、単独(65.6%)が最も多く、以下、5人以上(16.5%)、2人(9.3%)、4人(4.9%)、3人(2.7%)、不特定多数(1.0%)の順である。単独は、平成元年(5人以上が1位)を除き、10年間一貫して1位である。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、暴走族(12.4%)、地域仲間(6.2%)、暴力団(6.0%)の順である。ほとんどの年次において、単独犯行が多いため、共犯については特定の傾向は見られない。

#### オ 不良集団所属

殺人少年の不良集団所属について累計して見ると、不良集団に所属していない者が63.6%と圧倒的に多く、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、暴走族(13.8%)、暴力団(11.0%)、地域不良集団(7.6%)の順となっている。

この10年間では、不良集団に所属していない者の比率は、平成元年を除き、60%台から70%台となっている。

#### カ 問題行動歴

殺人少年の問題行動歴について累計して見ると、経験者の占める比率は、毒劇物が36.4%、覚せい剤が5.2%、喫煙が83.1%、飲酒が74.6%、家出が37.7%、無免許運転が49.8%、暴走行為が29.7%、万引きが36.5%、文身が13.1%、性経験が72.8%となっており、総数より比率が高いのは、文身のみである。

この10年間の推移では、毒劇物の低下傾向が見られる。

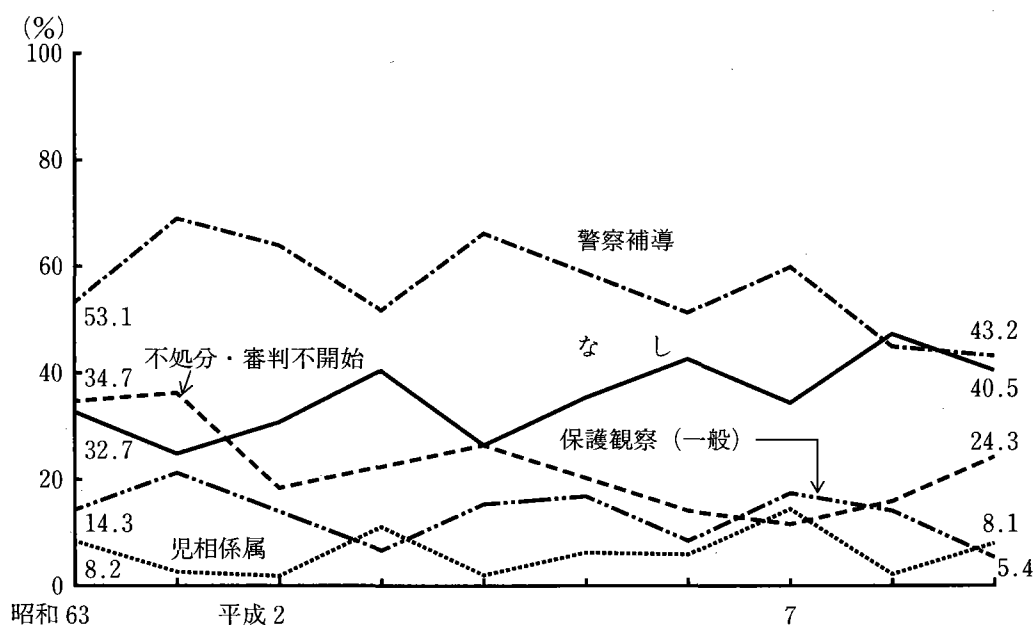
#### キ 在宅保護歴

殺人少年の在宅保護歴について累計して見ると、保護歴のない者の占める比率が34.5%であり、総数よりも高い。一方、警察補導歴のある者は58.0%、児相係属歴のある者は5.7%、不処分・審判不開始歴のある者は24.5%、保護観察(一般)歴のある者は14.5%となっており、各在宅保護歴は、いずれも総数より低い比率となっている。

図29は、殺人少年の在宅保護歴について、この10年間の推移を見たものであり、特定の傾向は見られない。

図29 殺人少年の在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)



注 重複計上による。

## ク 保護施設歴

殺人少年の保護施設歴について累計して見ると、保護施設歴のない者の占める比率が88.4%であり、次いで、中等少年院歴のある者が4.1%、初等少年院歴のある者が3.1%、教護院歴のある者が2.9%となっており、その他は2.0%未満である。

この10年間では、保護施設歴のある者の比率がほぼ80%を超え、ほとんどの年次で90%に近い比率となっている。

## ケ 保護者等

この10年間で累計して、殺人少年の実父母率を見ると、55.8%と総数よりやや高くなっている。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると、80.3%であり、総数より低い。

## コ 親の養育態度

殺人少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(43.3%)が最も多く、以下、普通(22.2%)、厳格(12.8%)、一貫性なし(8.3%)、溺愛(4.7%)の順である。母では、放任(29.2%)が最も多く、以下、普通(27.6%)、溺愛(12.4%)、一貫性なし(10.6%)、過干渉(7.4%)の順である。

この10年間を見ると、父では1位、2位は変動がないのに対し、母では、年次による順位の変動が大きい。

## サ 親への態度

殺人少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼(31.0%)、両価(19.9%)、無関心(15.4%)、拒否(10.9%)、依存(7.7%)の順であり、母に対しては、親和・信頼(36.3%)、両価(22.8%)、依存(14.9%)、無関心(10.1%)、拒否(6.7%)の順である。父母いずれに対しても、この10年間では、1位は、ほとんどの年次で親和・信頼であるが、2位以下は年次により変動が見られる。



## シ 現在の家族の問題

殺人少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の比率が総数より高いのは、崩壊・離散（殺人が7.8%，総数が6.0%）、経済的困窮（同6.9%，6.3%）、父母間葛藤（同12.9%，8.4%）、父母のしつけの不一致（同9.6%，7.2%）、交流不足（同43.5%，41.3%）、家族に問題がない者（同10.4%，8.9%）である。

この10年間の推移を見ると、各項目とも年次による変動が大きい。

## 3 非行名別・男女別の特質

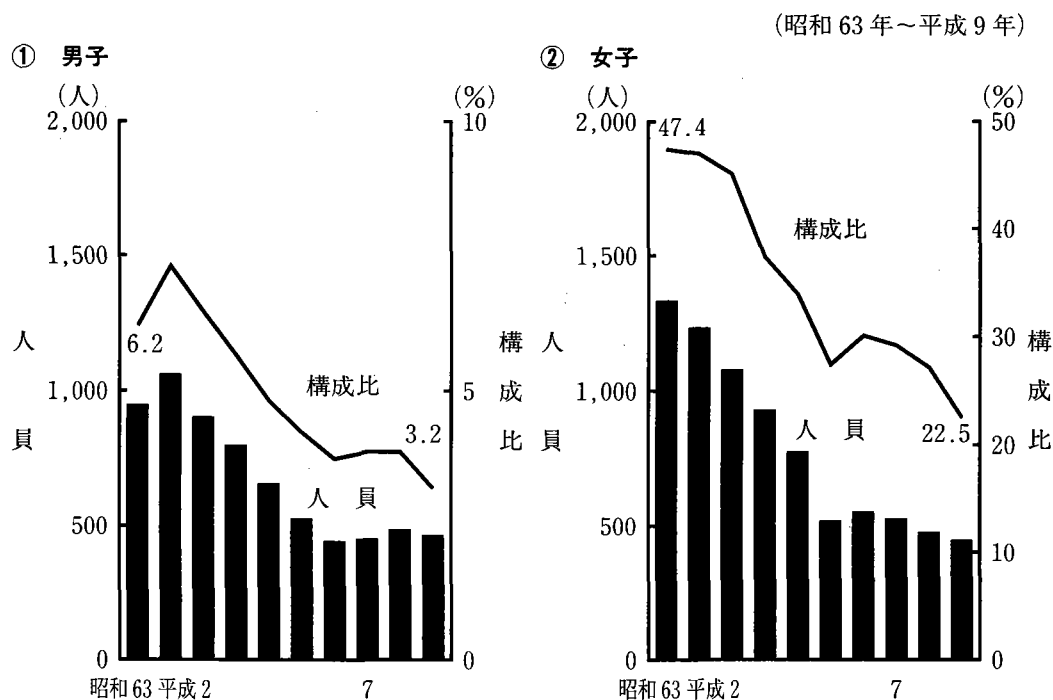
図2に示したように、鑑別所収容少年の非行名は男女によりかなり異なる。したがって、ここでは女子比の高い非行、すなわち、虞犯、毒劇法違反、覚せい剤取締法違反の特質について男女別に見ることとする。

## (1) 虞犯

## ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が虞犯である少年（以下「虞犯少年」という。）の男女別人員及び総数に占める構成比の推移は、図30のとおりである。

図30 虞犯少年の男女別人員及び構成比



虞犯少年の人員及び構成比は、減少・低下傾向を示しており、女子比も平成7年以降低下し、50%前後で推移している。

虞犯少年の年齢について累計して見ると、男子では14歳(30.3%)が最も多く、以下、15歳(24.8%)、16歳(14.4%)、17歳(12.7%)、18歳(7.9%)、19歳(5.0%)の順である。これを年齢層別に見ると、年少少年(59.5%)、中間少年(27.1%)、年長少年(13.4%)の順となっている。この10年間の推移では、年少少年の比率の上昇傾向と年長少年の比率の低下傾向が見られる。同じく、女子では15歳(28.8%)が最も多く、以下、14歳(25.3%)、16歳(22.4%)、17歳(16.0%)、18歳(4.6%)、

19歳(1.5%)の順であり、年齢層別には、年少少年(55.4%)、中間少年(38.4%)、年長少年(6.1%)の順となっている。10年間の推移では、大きな変化はなく、年少少年の比率が常に50%を超えている。

入所回数について累計して見ると、入所回数が初回の者の比率は、男子が68.0%、女子が79.1%であり、この10年間では、男子が70%前後、女子が80%前後で推移している。

#### イ 職業等・教育程度

虞犯少年の職業等について累計して見ると、男女共に学生・生徒(男子54.1%、女子50.1%)が最も多く、以下、無職(同34.8%、42.1%)、有職(同11.1%、7.8%)の順となっている。男子では、学生・生徒の比率が上昇傾向にある。

教育程度について累計して見ると、男女共に中学在学(男子50.8%、女子43.3%)、中学卒業(同31.5%、29.3%)、高校中退(同13.2%、19.3%)、高校在学(同3.7%、7.3%)、高校卒業(同0.4%、0.5%)の順となっている。この10年間では、男子の中学在学の比率がおおむね上昇しているが、女子には変動は見られない。

#### ウ 非行動機

虞犯少年の非行動機について累計して見ると、男女共に「遊び」(男子29.9%、女子39.4%)が最も多く、以下、「いやなことから逃げたくて」(同12.3%、13.4%)、「うき晴らし」(同10.5%、8.7%)の順であるが、4位が、男子で「かっとなって」(6.1%)、女子で「反発しなくなつて」(8.2%)、5位が男女共に「お金や物が欲しくて」(男子5.7%、女子4.5%)となっている。

この10年間の推移では、男女共に「遊び」が一貫して1位である。

#### エ 共犯関係

虞犯少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、男女共に単独(男子78.9%、女子77.8%)が最も多く、次いで、2人(同7.2%、11.5%)となっているが、3位以下は、男子が3人(4.0%)、5人以上(3.8%)、不特定多数(3.6%)、4人(2.5%)、女子が不特定多数(4.0%)、3人(3.1%)、5人以上(2.3%)、4人(1.3%)となっている。

この10年間を見ると、男女共に単独が一貫して1位を占めており、しかもその比率は緩やかに上昇している。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、男女共に地域仲間(男子9.0%、女子8.8%)、学校仲間(同6.9%、6.3%)の順であり、10年間では変化は見られない。

#### オ 不良集団所属

虞犯少年の不良集団所属について累計して見ると、不良集団に所属していない者の比率は、男子で43.4%、女子で55.6%であり、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、男子が不良学生・生徒集団(22.8%)、地域不良集団(21.6%)、暴走族(6.5%)の順、女子が地域不良集団(23.4%)、不良学生・生徒集団(13.8%)、暴走族(4.1%)の順となっている。男子では不良学生・生徒集団と地域不良集団が、年次により1位と2位が入れ替わっているのに対し、女子では一貫して地域不良集団が1位を占めている。

#### カ 問題行動歴

虞犯少年の問題行動歴について累計して見ると、経験者の占める比率は、男子では毒劇物が59.2%、覚せい剤が2.2%、喫煙が94.4%、飲酒が73.9%、家出が77.5%、無免許運転が76.0%、暴走行為が32.2%、万引きが64.8%、文身が9.0%、性経験が50.0%となっており、男子総数より比率が高いのは、毒劇物、家出及び万引きである。この10年間の推移では、毒劇物の比率の低下、暴走行為の比率

の緩やかな上昇及び平成6年以降の万引きの比率の上昇が見られる。

女子では、毒劇物が66.5%、覚せい剤が9.7%、喫煙が93.9%、飲酒が81.5%、家出が94.4%、無免許運転が43.1%、暴走行為が18.4%、万引きが63.0%、文身が9.2%、性経験が91.4%となっており、女子総数より比率が高いのは、家出及び万引きである。この10年間の推移では、毒劇物の比率の低下と覚せい剤の比率の緩やかな上昇が見られる。

経験者の占める比率が男子の方が高いのは、喫煙、無免許運転、暴走行為及び万引きであり、その他は女子の方が高くなっている。

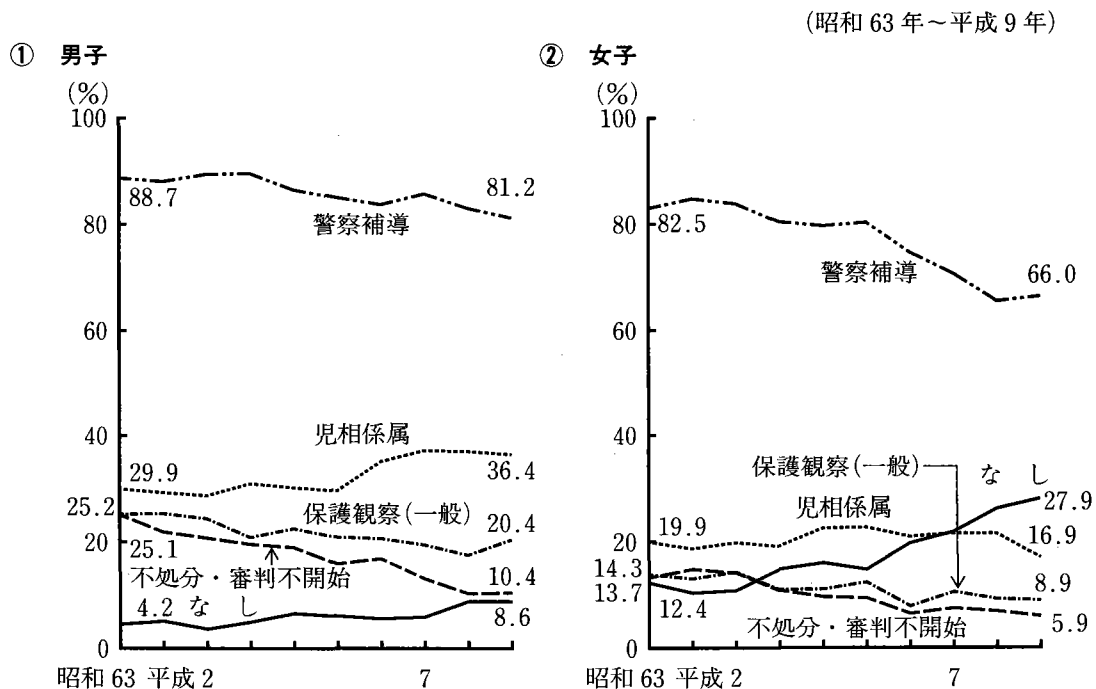
#### キ 在宅保護歴

虞犯少年の在宅保護歴について累計して見ると、男子では保護歴のない者の占める比率が5.4%であり、男子総数よりも低い。一方、警察補導歴のある者は86.7%、児相係属歴のある者は31.2%、不処分・審判不開始歴のある者は18.4%、保護観察(一般)歴のある者は22.1%となっており、警察補導歴のある者及び児相係属歴のある者の比率が、いずれも男子総数より高くなっている。

女子では在宅保護歴のない者の占める比率が15.3%であり、女子総数よりも低い。一方、警察補導歴のある者は78.7%、児相係属歴のある者は19.9%、不処分・審判不開始歴のある者は11.0%、保護観察(一般)歴のある者は11.9%となっており、男子と同様に、警察補導歴のある者及び児相係属歴のある者の比率が、いずれも女子総数より高くなっている。

図31は、虞犯少年の在宅保護歴について、この10年間の推移を男女別に見たものである。男子では、在宅保護歴のない者及び児相係属歴のある者の比率が上昇し、そのほかは低下している。女子では、在宅保護歴のない者の比率が平成6年以降上昇しているが、そのほかは低下している。

図31 虞犯少年の男女別在宅保護歴



注 重複計上による。

#### ク 保護施設歴

虞犯少年の保護施設歴について累計して見ると、男子では保護施設歴のない者の占める比率が78.1%

であり、次いで、教護院歴のある者が13.1%、養護施設歴のある者が3.5%、初等少年院歴のある者が2.7%、中等少年院歴のある者が2.6%となっており、その他は2.0%未満である。女子では保護施設歴のない者の占める比率が89.1%であり、次いで、教護院歴のある者が5.7%、養護施設歴のある者が2.8%となっており、その他は1.0%以下である。この10年間の推移では、男子の教護院歴のある者の占める比率が緩やかに上昇している。

#### ケ 保護者等

この10年間を累計して、虞犯少年の実父母率を見ると、男子が42.1%、女子が43.7%であり、それぞれ、男子総数(55.6%)及び女子総数(47.5%)よりかなり低い。また、この10年間を見ても、男女ともほとんど変動がない。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると、男子が76.9%、女子が79.0%であり、それぞれ、男子総数(84.6%)及び女子総数(82.3%)より低い。この10年間では、男女共に小幅の上下を繰り返している。

#### コ 親の養育態度

男子虞犯少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(44.1%)が最も多く、以下、厳格(16.1%)、一貫性なし(14.2%)、普通(12.8%)、拒否(5.2%)の順である。母では、放任(38.6%)が最も多く、以下、普通(19.4%)、一貫性なし(13.4%)、溺愛(9.2%)、過干渉(8.2%)の順である。10年間を見ると、父母共に1位には変動がない。

女子虞犯少年の親の養育態度を累計して見ると、父では、放任(40.3%)が最も多く、以下、一貫性なし(15.6%)、厳格(14.9%)、普通(13.2%)、拒否(5.0%)の順である。母では、放任(35.5%)が最も多く、以下、普通(18.4%)、一貫性なし(16.8%)、過干渉(10.5%)、厳格(5.8%)の順である。10年間を見ると、父母共に1位には変動がない。

#### サ 親への態度

男子虞犯少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、両価(24.9%)、親和・信頼(19.3%)、無関心(15.4%)、拒否(14.7%)、依存(9.9%)の順であり、母に対しては、両価(28.5%)、親和・信頼(25.0%)、依存(21.7%)、無関心(9.2%)、拒否(7.4%)の順である。父母いずれに対しても、10年間1位は、ほとんどの年次で両価である。

女子虞犯少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、両価(29.9%)、拒否(25.9%)、親和・信頼(15.0%)、無関心(13.5%)、依存(5.3%)の順であり、母に対しては、両価(39.5%)、親和・信頼(19.5%)、拒否(13.7%)、依存(11.9%)、無関心(7.6%)の順である。この10年間、両価が、父に対してはほとんどの年次で、また、母に対しては一貫して、1位を占めている。

#### シ 現在の家族の問題

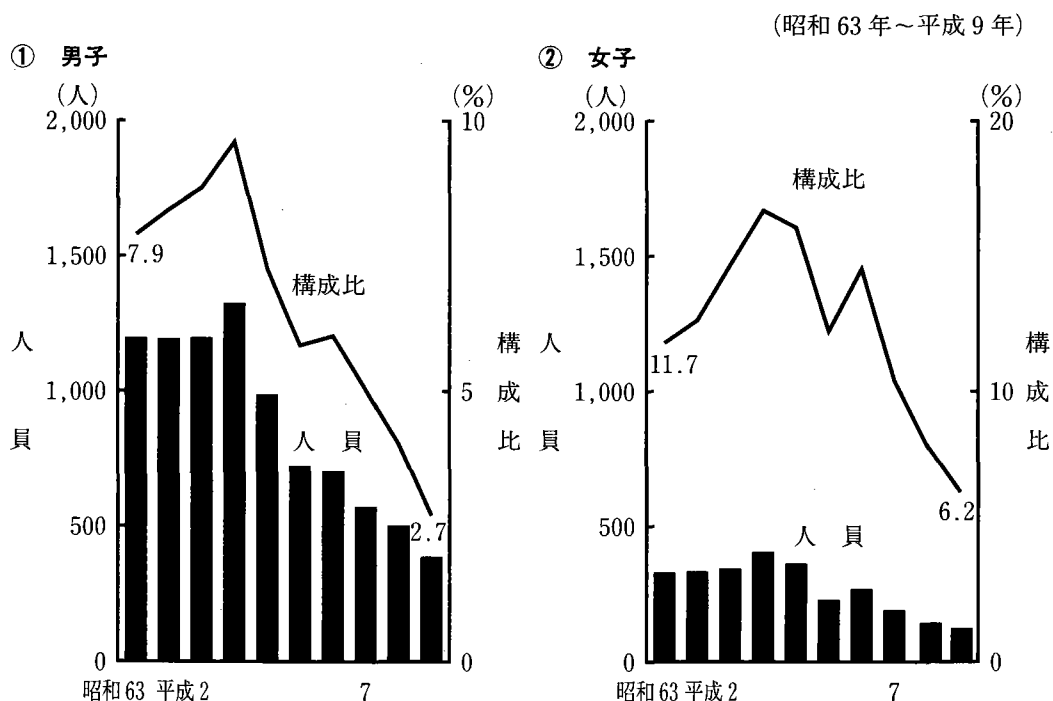
虞犯少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、離婚が男子26.8%、女子27.3%、崩壊・離散が同10.1%、8.8%、しつけ不足が同37.5%、32.4%、経済的困窮が同8.4%、7.4%、父母間葛藤が同10.3%、13.3%、家族間不和が同8.0%、12.2%、父母のしつけの不一致が共に9.6%、本人を疎外が同18.3%、22.8%、交流不足が同45.1%、50.6%、指導力不足が同59.5%、53.8%、家族に問題がない者が同2.8%、2.5%となっており、家族に問題がある者の比率は、男女共にすべての項目において総数より高くなっており、一方、家族に問題のない者の比率は低くなっている。男女共に家庭に問題がある者が多く、この10年間の推移を見ると、各項目に大きな変動はない。

## (2) 毒劇法違反

### ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が毒劇法違反である少年（以下「毒劇法少年」という。）の男女別人員及び総数に占める構成比の推移は、図32のとおりである。

図32 毒劇法少年の男女別人員及び構成比



毒劇法少年の男女別人員及び構成比は、平成4年以降減少・低下傾向を示しており、女子比はおおむね20%台前半で推移している。

毒劇法少年の年齢について累計して見ると、男子では17歳(24.1%)が最も多く、以下、18歳(24.0%)、19歳(22.2%)、16歳(19.8%)、15歳(7.4%)、14歳(2.4%)の順である。これを年齢層別に見ると、年長少年(46.3%)、中間少年(43.9%)、年少少年(9.9%)の順となっている。10年間の推移については、平成元年から4年まで中間少年が、それ以外は年長少年が、それぞれ最も多くなっている。

一方、女子毒劇法少年の年齢は、16歳(30.1%)が最も多く、以下、17歳(24.3%)、18歳(15.0%)、15歳(14.5%)、19歳(9.8%)、14歳(6.3%)の順である。これを年齢層別に見ると、中間少年(54.4%)、年長少年(24.8%)、年少少年(20.8%)の順となっている。10年間の推移については、中間少年が一貫して5割を超えて推移している。

入所回数について累計して見ると、入所回数が初回の者の比率は男子が62.0%、女子が73.7%であり、この10年間では、男子が緩やかな上昇傾向を示しており、また、女子がおおむね上昇傾向を示している。

### イ 職業等・教育程度

毒劇法少年の職業等について累計して見ると、男子では有職(49.6%)が最も多く、以下、無職(41.3%)、学生・生徒(9.1%)の順、女子では無職(57.9%)が最も多く、以下、有職(24.5%)、学生・生徒(17.6%)の順となっている。男子では10年間この順位が変わっていないが、女子では無職が一貫

して1位であるものの、学生・生徒が2位を占めている年次もある。

教育程度について累計して見ると、男女共に中学卒業(男子56.1%、女子48.6%)、高校中退(同30.7%、30.4%)、中学在学(同5.5%、12.2%)、高校在学(同5.2%、7.1%)、高校卒業(同2.3%、1.5%)の順となっている。10年間では、平成8年以降男子の中学卒業の比率の低下と高校中退の比率の上昇が見られるが、女子はほとんど変わらない。

#### ウ 非行動機

毒劇法少年の非行動機について累計して見ると、男女共に「うさ晴らし」(男子30.1%、女子27.3%)が最も多く、以下、「遊び」(同22.7%、26.4%)、「なんとなく」(同11.3%、12.1%)、「いやなことから逃げたくて」(同11.3%、11.9%)、「誘われて、その気になって」(同8.0%、10.1%)の順である。

10年間では、男子は1位が「うさ晴らし」、2位が「遊び」でほぼ一貫しているのに対し、女子は1位が「遊び」から「うさ晴らし」に変わっている。

#### エ 共犯関係

毒劇法少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、男子では単独(43.4%)が最も多く、次いで、2人(27.0%)、3人(14.6%)、4人(8.7%)、5人以上(5.5%)の順となっているが、女子では2人(39.9%)が最も多く、以下、単独(29.3%)、3人(15.0%)、4人(9.3%)、5人以上(5.5%)の順となっている。

10年間を見ると、男子では順位が変わらないものの、単独の比率が上昇しているのに対し、女子では2人が平成8年までは1位を占めているが、その間単独の比率が上昇し、平成9年には2人を抜いて1位になっている。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、男女共に地域仲間(男子42.2%、女子46.4%)が最も多くなっているが、その比率は10年間で低下している。

#### オ 不良集団所属

毒劇法少年の不良集団所属について、累計して見ると、不良集団に所属していない者の比率は、男子が47.2%、女子が52.6%であり、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、男子が地域不良集団(35.2%)、暴走族(10.2%)、不良学生・生徒集団(3.9%)の順、女子が地域不良集団(37.0%)、不良学生・生徒集団(5.8%)、暴走族(3.4%)の順となっている。

10年間の推移では、男子で暴走族の占める比率の上昇傾向が見られる。

#### カ 問題行動歴

毒劇法少年の問題行動歴について累計して見ると、経験者の占める比率は、男子では毒劇物が99.3%、覚せい剤が1.8%、喫煙が99.1%、飲酒が87.6%、家出が48.0%、無免許運転が79.7%、暴走行為が41.9%、万引きが51.0%、文身が11.1%、性経験が84.0%となっており、男子総数より比率が高いのは、毒劇物、喫煙、飲酒、家出、無免許運転及び性経験である。10年間の推移では、万引きの比率の上昇と文身の比率の緩やかな上昇が見られる。

女子では、毒劇物が99.6%、覚せい剤が6.2%、喫煙が98.0%、飲酒が86.0%、家出が74.1%、無免許運転が57.6%、暴走行為が22.1%、万引きが59.9%、文身が11.4%、性経験が94.0%となっており、女子総数より比率が高いのは、毒劇物、喫煙、飲酒、無免許運転、暴走行為、文身及び性経験である。10年間の推移では、ほとんど変化が見られない。

経験者の占める比率が男子の方が高いのは、喫煙、飲酒、無免許運転及び暴走行為であり、そのほかは女子の方が高くなっている。

## キ 在宅保護歴

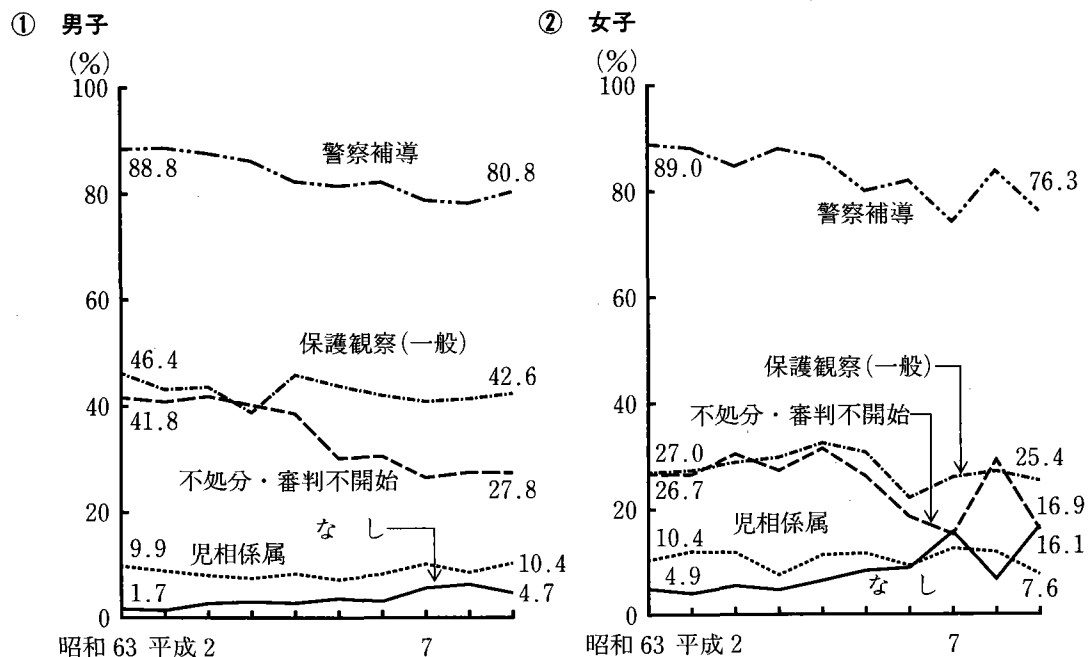
毒劇法少年の在宅保護歴について累計して見ると、男子では在宅保護歴のない者の占める比率が2.9%であり、男子総数よりも低い。一方、警察補導歴のある者は85.1%、児相係属歴のある者は8.5%、不処分・審判不開始歴のある者は37.1%、保護観察（一般）歴のある者は43.3%となっており、警察補導歴のある者、不処分・審判不開始歴のある者及び保護観察（一般）歴のある者の比率が、いずれも男子総数より高くなっている。

女子では在宅保護歴のない者の占める比率が7.1%であり、女子総数よりも低い。一方、警察補導歴のある者は84.6%、児相係属歴のある者は10.6%、不処分・審判不開始歴のある者は26.1%、保護観察（一般）歴のある者は28.2%となっており、男子と同様に、警察補導歴のある者、不処分・審判不開始歴のある者及び保護観察（一般）歴のある者の比率が、いずれも女子総数より高くなっている。

図33は、毒劇法少年の在宅保護歴について、この10年間の推移を男女別に見たものである。男子では、在宅保護歴のない者の比率が上昇傾向を示す一方、警察補導歴のある者及び不処分・審判不開始歴のある者の比率が低下傾向を示している。女子では、在宅保護歴のない者の比率が上昇傾向を示している。

図33 毒劇法少年の男女別在宅保護歴

(昭和63年～平成9年)



注 重複計上による。

## ク 保護施設歴

毒劇法少年の保護施設歴について累計して見ると、男子では保護施設歴のない者の占める比率が83.6%であり、次いで、中等少年院歴のある者が4.4%、教護院歴のある者が4.3%、中等少年院（一般短期）歴のある者が3.8%、初等少年院歴のある者が2.5%となっており、その他は2.0%未満である。

女子では保護施設歴のない者の占める比率が90.2%であり、次いで、教護院歴のある者が4.2%となっており、その他は2.0%未満である。10年間の推移では、男女共に顕著な変化は見られない。

#### ケ 保護者等

この10年間を累計して、毒劇法少年の実父母率を見ると、男子が55.9%、女子が49.0%となっており、男子総数(55.6%)及び女子総数(47.5%)と大きな相違はない。また、10年間を見ても、男女とも大きな変動はない。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると、男女共に86.4%であり、男子総数(84.6%)及び女子総数(82.3%)より高い。また、10年間では、ほとんど変化はない。

#### コ 親の養育態度

男子毒劇法少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(45.5%)が最も多く、以下、普通(22.1%)、厳格(12.3%)、一貫性なし(10.0%)、溺愛(3.1%)の順である。母では、放任(36.1%)が最も多く、以下、普通(29.5%)、一貫性なし(9.7%)、溺愛(9.2%)、過干渉(7.9%)の順である。10年間を見ると、平成9年に母で普通が1位である以外は、父母共に1位の放任には変動がない。

女子毒劇法少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(44.5%)が最も多く、以下、普通(16.0%)、一貫性なし(13.8%)、厳格(12.3%)、溺愛(4.2%)の順である。母では、放任(38.8%)が最も多く、以下、普通(23.8%)、一貫性なし(14.0%)、過干渉(7.7%)、厳格(4.9%)の順である。10年間を見ると、父では1位に変動がないものの、母では平成9年に普通が1位となっている。

#### サ 親への態度

男子毒劇法少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼(33.7%)、両価(20.5%)、無関心(14.4%)、依存(11.4%)、拒否(8.2%)の順であり、母に対しては、親和・信頼(40.6%)、依存(22.7%)、両価(19.1%)、無関心(8.5%)、拒否(3.4%)の順である。父母いずれに対しても、10年間1位は変わらない。

女子毒劇法少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、両価(27.8%)、親和・信頼(25.2%)、拒否(16.3%)、無関心(13.8%)、依存(8.3%)の順であり、母に対しては、親和・信頼(32.6%)、両価(31.7%)、依存(16.2%)、拒否(6.5%)、無関心(5.8%)の順である。10年間、父母いずれに対しても、年次により両価と親和・信頼とが1位、2位を分け合っている。

#### シ 現在の家族の問題

毒劇法少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の占める比率が総数より高いのは、男子では離婚(20.9%)、父母間葛藤(8.3%)、家族間不和(5.7%)、指導力欠如(54.0%)であり、女子では離婚(27.2%)、指導力欠如(53.7%)である。一方、家族に問題がない者の比率は、男子では男子総数より低く、女子では女子総数より高くなっている。

10年間の推移を見ると、男女共にしつけ不足の比率の低下傾向及び交流不足の比率の上昇傾向が、また、男子で指導力欠如の比率の上昇傾向が見られる。

### (3) 覚せい剤取締法違反

#### ア 人員・年齢等

鑑別所収容少年のうち、非行名が覚せい剤取締法違反である少年(以下「覚せい剤少年」という。)の男女別人員及び総数に占める構成比の推移は、**図34**のとおりである。

覚せい剤少年の人員及び構成比は、平成3年以降おおむね増加・上昇を示しており、女子比はおおむね50%前後で推移している。

覚せい剤少年の年齢について累計して見ると、男子では19歳(50.4%)が最も多く、以下、18歳(29.2%)、17歳(14.0%)、16歳(4.8%)、15歳(1.2%)、14歳(0.3%)の順である。これを年齢層別に



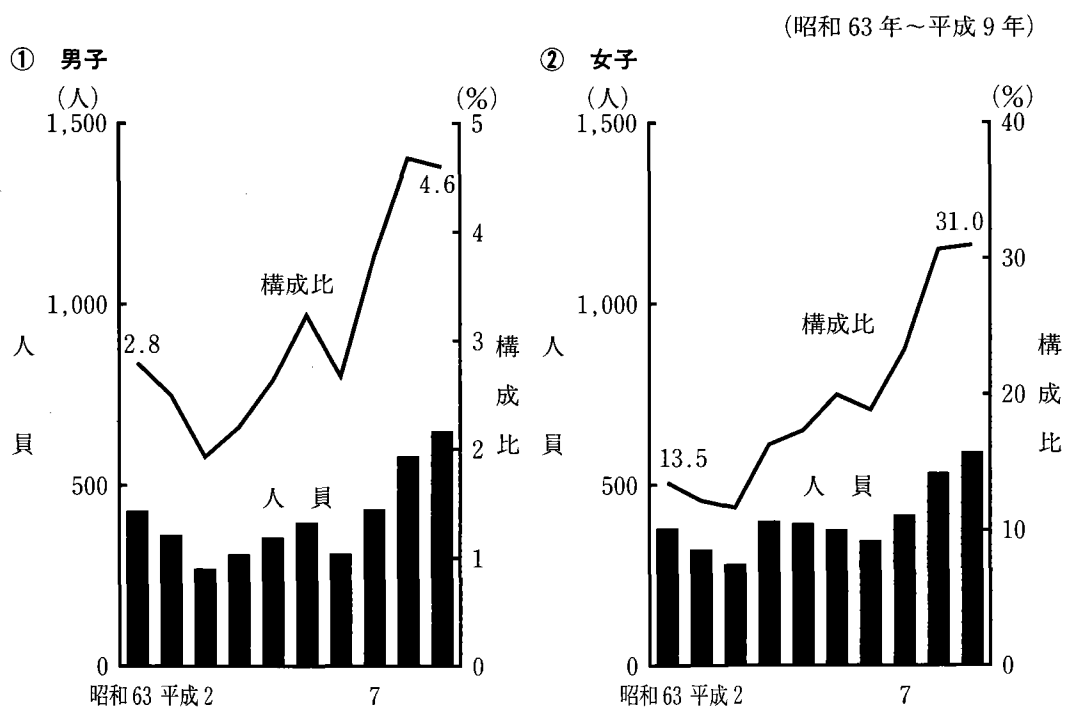
見ると、年長少年(79.7%)、中間少年(18.8%)、年少少年(1.5%)の順となっている。

10年間の推移については、年長少年が、いずれの年次も圧倒的多数を占めてはいるが、平成8年以降年長少年の比率の低下傾向と中間少年の比率の上昇傾向が見られる。

一方、女子覚せい剤少年の年齢は、19歳(32.7%)が最も多く、以下、18歳(29.6%)、17歳(20.4%)、16歳(12.3%)、15歳(3.9%)、14歳(1.0%)の順である。これを年齢層別に見ると、年長少年(62.4%)、中間少年(32.7%)、年少少年(4.9%)の順となっている。10年間の推移については、年長少年が一貫して多い。

入所回数について累計して見ると、入所回数が初回の者の比率は、男子が60.9%、女子が72.7%であり、この10年間では、男女共に上昇傾向を示している。

図34 覚せい剤少年の男女別人員及び構成比



#### イ 職業等・教育程度

覚せい剤少年の職業等について累計して見ると、男子では有職(50.0%)が最も多く、以下、無職(45.1%)、学生・生徒(4.8%)の順、女子では無職(59.8%)が最も多く、以下、有職(31.0%)、学生・生徒(9.2%)の順となっている。10年間の推移では、男女共に学生・生徒の比率の上昇傾向が見られる。

教育程度について累計して見ると、男女共に中学卒業(男子50.7%、女子42.9%)、高校中退(同36.3%、38.2%)、高校卒業(同6.1%、7.9%)、高校在学(同5.2%、7.9%)、中学在学(同0.7%、1.9%)の順となっている。10年間では、男子で中学卒業の比率の低下と高校中退・高校在学の比率の上昇、女子で中学卒業の比率の低下と高校在学の比率の上昇とが見られる。

#### ウ 非行動機

覚せい剤少年の非行動機について累計して見ると、男女共に「好奇心」(男子31.2%、女子27.8%)が最も多いが、以下の順は異なり、男子では「うさ晴らし」(19.3%)、「遊び」(12.4%)、「誘われて、その気になって」(10.1%)、「いやなことから逃げたくて」(7.0%)の順、女子では「誘われて、その

気になって」(20.1%)、「うき晴らし」(14.6%)、「いやなことから逃げたくて」(9.2%)「遊び」(8.4%)の順となっている。

10年間の推移では、男女共に1位、2位はほぼ一貫しているものの、「好奇心」の比率の低下と「うき晴らし」の比率の上昇が見られる。

#### エ 共犯関係

覚せい剤少年の本件非行時の共犯者数について累計して見ると、男子では単独(45.3%)が最も多く、次いで、2人(32.6%)、3人(12.8%)、4人(5.6%)、5人以上(3.0%)の順となっているが、女子では2人(60.1%)が最も多く、以下、単独(23.0%)、3人(9.5%)、4人(4.7%)、5人以上(1.9%)の順となっている。

10年間の推移を見ると、男子では順位が変わらないものの、単独の比率が上昇しており、また、女子も2人が一貫して1位ではあるが、単独の比率が上昇している。

共犯者のいる者について、共犯者との関係を累計して見ると、男子では地域仲間(31.4%)が最も多いが、その比率は10年間で低下している。一方、女子では愛人(26.3%)、地域仲間(18.3%)の順であるが、愛人の比率は平成8年以降低下している。

#### オ 不良集団所属

覚せい剤少年の不良集団所属について、累計して見ると、不良集団に所属していない者の比率は、男子が50.8%、女子が71.0%であり、一方、不良集団に所属している者の所属不良集団については、地域不良集団(男子24.3%、女子19.3%)、暴力団(同11.9%、5.2%)、暴走族(同10.4%、2.3%)の順となっている。

10年間の推移については、男女共に不良集団に所属していない者の比率の上昇と暴力団の比率の低下傾向が認められる。

#### カ 問題行動歴

覚せい剤少年の問題行動歴について、累計して見ると、経験者の占める比率は、男子では毒劇物が76.4%、覚せい剤が96.6%、喫煙が99.2%、飲酒が92.9%、家出が45.5%、無免許運転が77.3%、暴走行為が48.4%、万引きが48.9%、文身が24.4%、性経験が96.3%となっており、男子総数より比率が高いのは、毒劇物、覚せい剤、喫煙、飲酒、暴走行為、文身及び性経験である。10年間の推移では、毒劇物の比率の低下が見られる。

女子では、毒劇物が75.1%、覚せい剤が98.0%、喫煙が96.9%、飲酒が89.8%、家出が73.5%、無免許運転が45.7%、暴走行為が19.3%、万引きが56.1%、文身が14.0%、性経験が98.8%となっており、女子総数より比率が高いのは、毒劇物、覚せい剤、喫煙、飲酒、文身及び性経験である。10年間の推移では、毒劇物及び暴走行為の比率の低下傾向が見られる。

経験者の占める比率が男子の方が高いのは、毒劇物、喫煙、飲酒、無免許運転、暴走行為及び文身であり、その他は女子の方が高くなっている。

#### キ 在宅保護歴

覚せい剤少年の在宅保護歴について累計して見ると、男子では在宅保護歴のない者の占める比率が9.7%であり、男子総数よりもわずかに高い。一方、警察補導歴のある者は76.7%、児相係属歴のある者は7.1%、不処分・審判不開始歴のある者は35.3%、保護観察(一般)歴のある者は37.9%となっており、不処分・審判不開始歴のある者及び保護観察(一般)歴のある者の比率が、それぞれ男子総数より高くなっている。

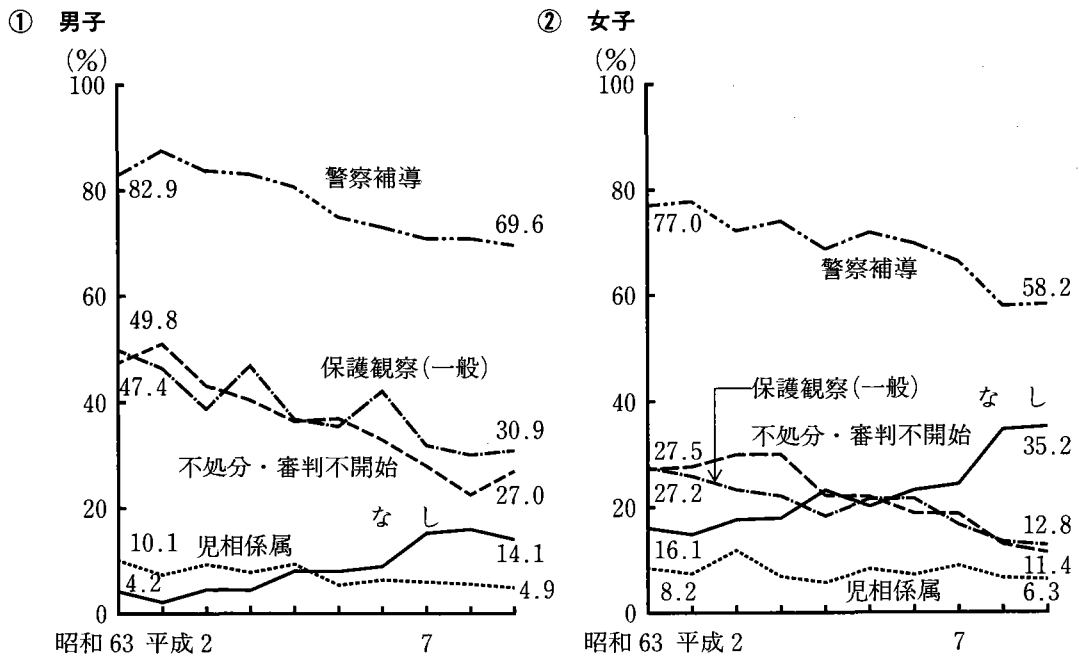
女子では在宅保護歴のない者の占める比率が24.3%であり、女子総数よりも高い。一方、警察補導歴

のある者は 68.1%，児相係属歴のある者は 7.6%，不処分・審判不開始歴のある者は 21.1%，保護観察（一般）歴のある者は 19.6% となっており，男子と同様に，不処分・審判不開始歴のある者及び保護観察（一般）歴のある者の比率が，いずれも女子総数より高くなっている。

図 35 は，覚せい剤少年の在宅保護歴について，この 10 年間の推移を男女別に見たものである。男女共に，在宅保護歴のない者の比率が上昇し，各在宅保護歴のある者の比率がおおむね低下傾向を示している。

図 35 覚せい剤少年の男女別在宅保護歴

(昭和 63 年～平成 9 年)



注 重複計上による。

ク 保護施設歴

覚せい剤少年の保護施設歴について累計して見ると，男子では保護施設歴のない者の占める比率が 79.6% であり，次いで，中等少年院歴のある者が 7.8%，中等少年院（一般短期）歴のある者が 5.0%，教護院歴のある者が 4.4%，初等少年院歴のある者が 3.6% となっており，その他は 2.0% 未満である。女子では保護施設歴のない者の占める比率が 86.3% であり，次いで，教護院歴のある者が 4.6%，中等少年院歴のある者が 4.1%，初等少年院歴のある者が 2.1% となっており，その他は 2.0% 未満である。

10 年間の推移では，男女共に保護施設歴のない者の占める比率が上昇し，各保護施設歴のある者の比率はおおむね低下している。

ケ 保護者等

この 10 年間で累計して，覚せい剤少年の実父母率を見ると，男子が 55.7%，女子が 52.2% であり，女子は女子総数 (47.5%) より高くなっている。10 年間では，男子の実父母率が緩やかに上昇している。

保護者の生活程度が中程度以上の者について累計して見ると，男子が 88.7% と男子総数 (84.6%) よりも高く，また，女子も 86.1% と女子総数 (82.3%) より高くなっている。10 年間では，男女共にほとんど変化はない。

### コ 親の養育態度

男子覚せい剤少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(45.4%)が最も多く、以下、普通(23.0%)、厳格(11.7%)、一貫性なし(8.9%)、溺愛(3.4%)の順である。母では、放任(36.4%)が最も多く、以下、普通(29.8%)、溺愛(10.6%)、一貫性なし(9.3%)、過干渉(6.2%)の順である。10年間を見ると、父では1位に変動はないものの、普通の比率が上昇し、一方、母では平成8年以降普通が1位、放任が2位となっている。

女子覚せい剤少年の親の養育態度について累計して見ると、父では、放任(43.1%)が最も多く、以下、普通(19.2%)、一貫性なし(12.0%)、厳格(11.9%)、溺愛(5.2%)の順である。母では、放任(37.6%)が最も多く、以下、普通(24.2%)、一貫性なし(12.8%)、過干渉(7.8%)、溺愛(5.7%)の順である。10年間を見ると、父母共に1位に変動がないものの、母では普通の比率が上昇傾向にある。

### サ 親への態度

男子覚せい剤少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、親和・信頼(34.7%)、両価(23.1%)、無関心(15.6%)、依存(9.2%)、拒否(7.5%)の順であり、母に対しては、親和・信頼(42.0%)、依存(19.8%)、両価(19.0%)、無関心(10.2%)、対等・友人(4.3%)の順である。父母いずれに対しても、ほとんどの年次において10年間1位は変わらないが、親和・信頼の比率が上昇傾向にある。

女子覚せい剤少年の親への態度について累計して見ると、父に対しては、両価(28.7%)、親和・信頼(27.9%)、拒否(15.1%)、無関心(13.1%)、依存(7.3%)の順であり、母に対しては、親和・信頼(32.8%)、両価(32.5%)、依存(14.1%)、拒否(7.7%)、無関心(6.5%)の順である。10年間の推移を見ると、父に対しては、親和・信頼の比率が上昇し、平成6年以降1位となり、母に対しては、年次により両価と親和・信頼とが1位・2位を分け合っている。

### シ 現在の家族の問題

覚せい剤少年につき、現在の家族の問題について累計して見ると、該当者の比率が総数より高いのは、男子では崩壊・離散(6.2%)、本人を疎外(11.5%)、交流不足(42.5%)、指導力欠如(55.7%)であり、女子では指導力欠如(53.6%)である。一方、家族に問題がない者の比率は、男子(9.2%)では男子総数より低く、女子(6.2%)では女子総数より高くなっている。

10年間の推移を見ると、男女共に大きな変動はない。

## 4 非行名別特質の比較

上記で分析した非行名別の特質について、非行間の差異が明確ないくつかの項目を列挙し、比較してみる。ここでは、10年間の累計した数値を使用する。

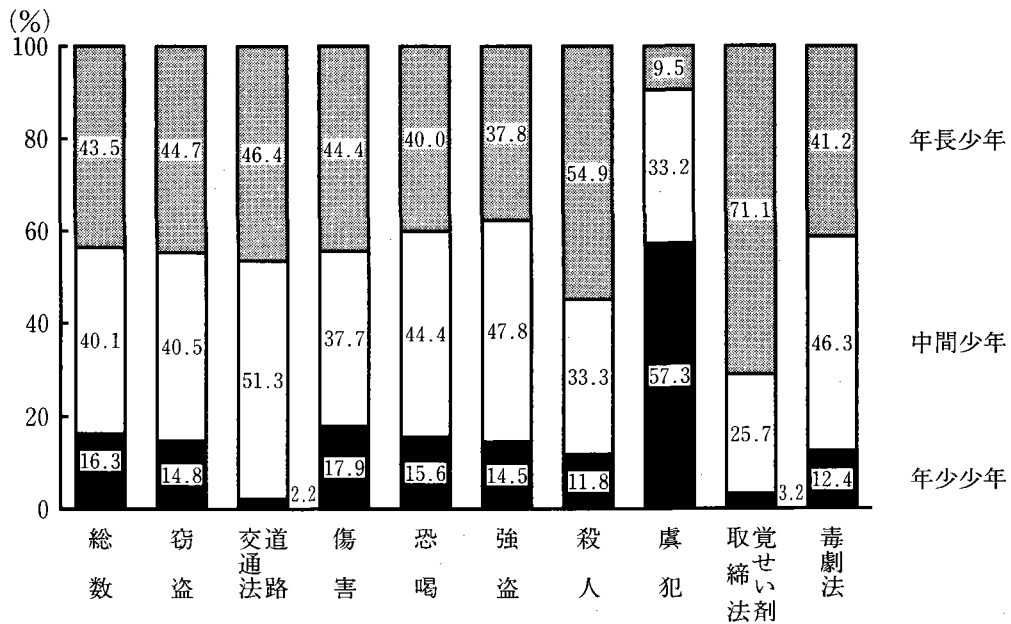
### (1) 年齢層

非行名別に年齢層別構成比を見ると、**図 36**のとおりである。

非行名別に見ると、年少少年の構成比が高いのは虞犯、中間少年の構成比が高いのは道路交通法違反、強盗及び毒劇法違反、年長少年の構成比が高いのは殺人及び覚せい剤取締法違反である。また、年齢層別構成比が総数と同様となっているものは、窃盗、傷害及び恐喝である。

図36 鑑別所収容少年の非行名別年齢層

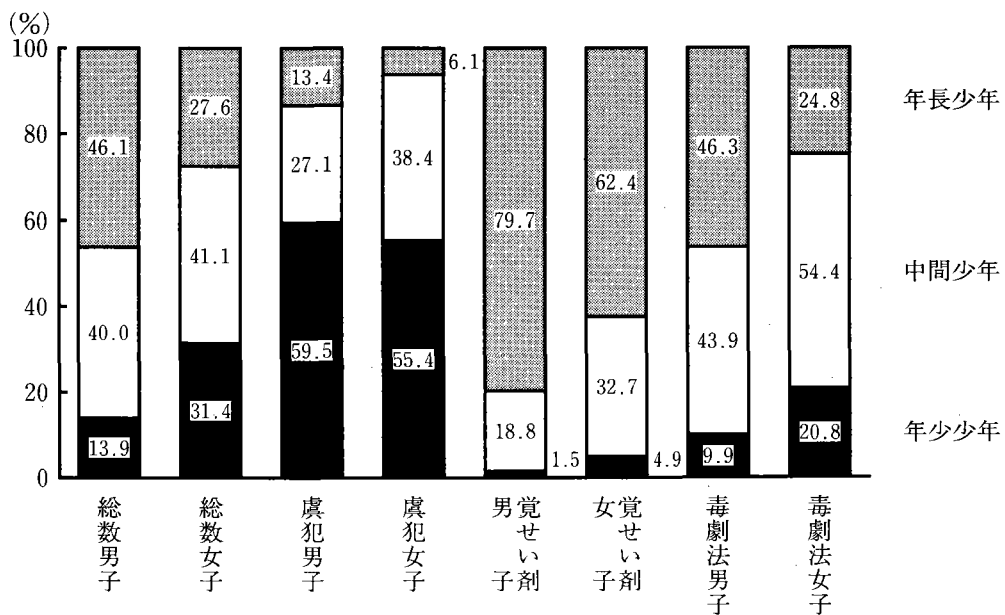
(昭和63年～平成9年の累計)



男女別に年齢層別構成比を見ると、図37のとおりである。男女共に、虞犯は年少少年が5割を超えており、覚せい剤取締法違反は年長少年が圧倒的に多く、一方、毒劇法違反は男子で中間少年と年長少年、女子で中間少年が多くなっている。

図37 鑑別所収容少年の男女別年齢層

(昭和63年～平成9年の累計)

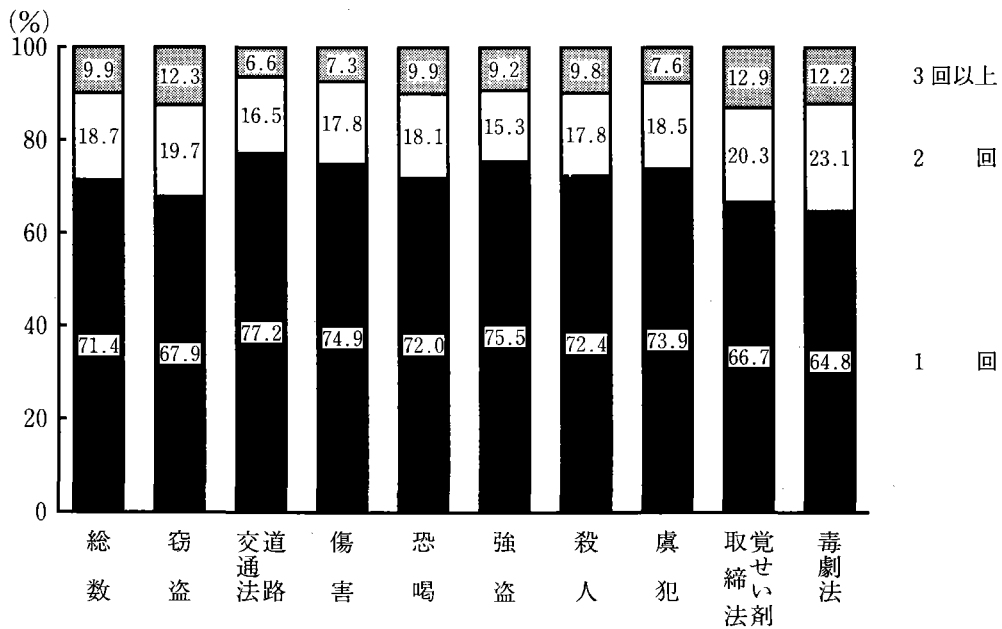


(2) 入所回数

図38は、非行名別に入所回数を見たものである。入所回数が初回の者が多いのは、道路交通法違反、強盗及び傷害であり、毒劇法違反、覚せい剤取締法違反及び窃盗は初回入所者が少ない。

図38 鑑別所収容少年の非行名別入所回数

(昭和63年～平成9年の累計)

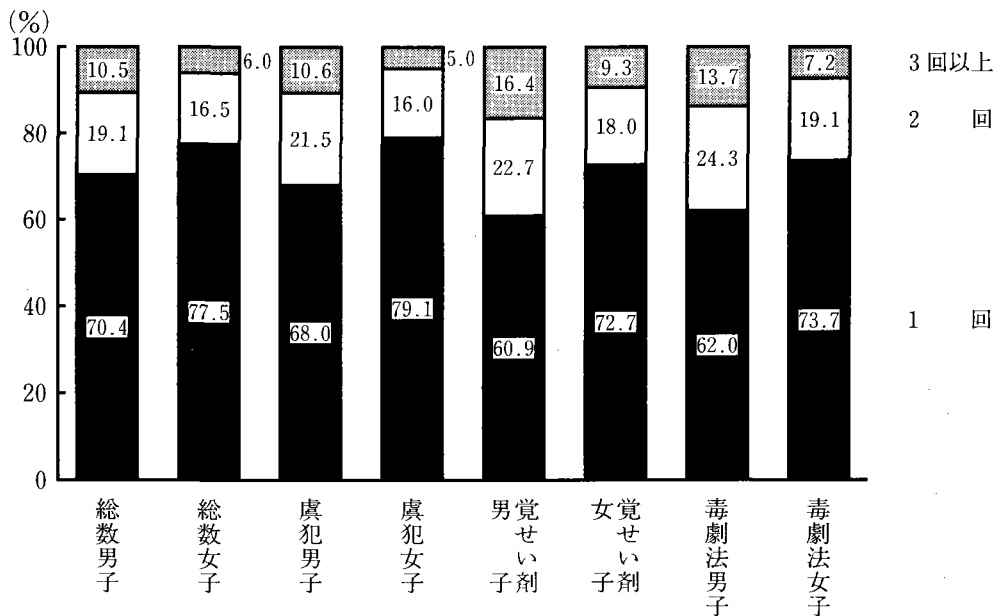


注 不明を除く。

図39は、男女別に入所回数を見たものである。いずれも、女子の方が初回入所者が多くなっている。

図39 鑑別所収容少年の男女別入所回数

(昭和63年～平成9年の累計)



注 不明を除く。

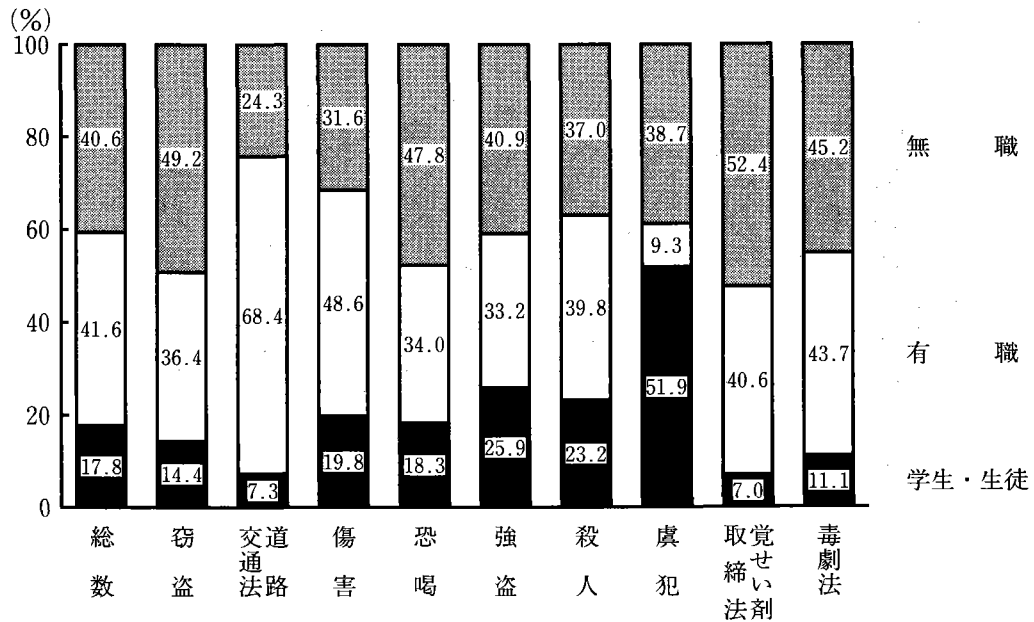
(3) 職業等

図40は、非行名別に職業等を見たものである。学生・生徒の比率が高いのは、虞犯であるが、強盗及び殺人も学生・生徒が比較的多くなっている。一方、有職が多いのは、道路交通法違反及び傷害であり、

無職が多いのは、覚せい剤取締法違反、窃盗及び恐喝である。

図40 鑑別所収容少年の非行名別職業等

(昭和63年～平成9年の累計)

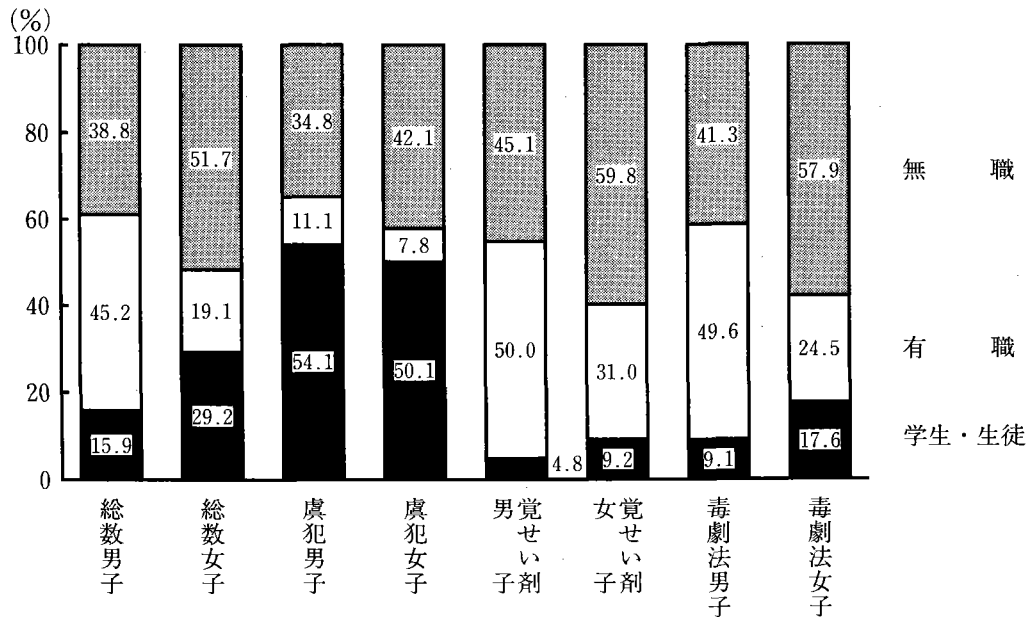


注 不明を除く。

図41は、職業等について、男女別に見たものである。覚せい剤取締法違反及び毒劇法違反では、女子は無職が多いのに対し、男子は有職が多い。

図41 鑑別所収容少年の男女別職業等

(昭和63年～平成9年の累計)

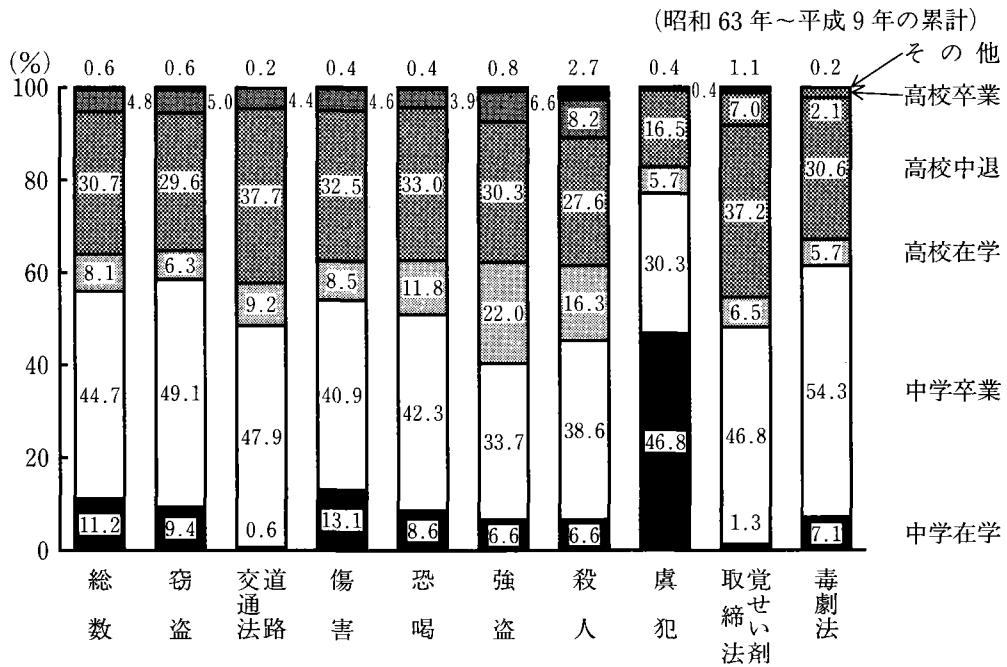


注 不明を除く。

(4) 教育程度

図42は、非行名別に教育程度を見たものである。真犯では中学在学，強盗及び殺人では高校在学の比率が，それぞれ高くなっている。

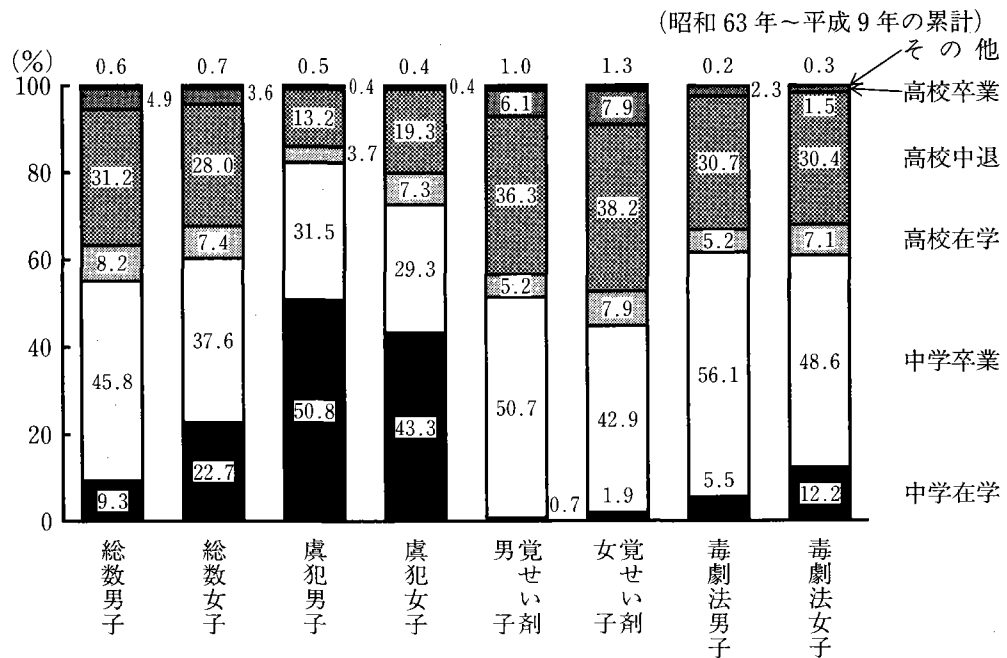
図42 鑑別所収容少年の非行名別教育程度



注 不明を除く。

図43は、教育程度を男女別に見たものである。男女間で大きな差は見られない。

図43 鑑別所収容少年の男女別教育程度



注 不明を除く。



## (5) 非行動機

表6は、非行名別の動機を見たものである。

表6 鑑別所収容少年の非行名別動機

(昭和63年～平成9年の累計)

非行名	1位	2位	3位	4位	5位
窃盗	お金や物が欲しくて 49.6	乗りたくて 18.5	誘われて、その気になって 10.6	遊び 8.9	うさ晴らし 2.7
道路交通法	乗りたくて 32.2	目立ちたくて 20.5	遊び 19.6	誘われて、その気になって 9.7	うさ晴らし 5.4
傷害	かっとなって 57.7	突張り 12.1	誘われて、その気になって 8.7	うさ晴らし 6.2	目立ちたくて 2.5
恐喝	お金や物が欲しくて 56.2	かっとなって 10.8	誘われて、その気になって 10.7	うさ晴らし 6.0	突張り 5.6
強盗	お金や物が欲しくて 47.1	誘われて、その気になって 15.6	かっとなって 9.6	うさ晴らし 8.0	突張り 4.4
殺人	かっとなって 43.5	誘われて、その気になって 11.9	反発したくなって 5.2	いやなことから逃げたくて 4.0	お金や物が欲しくて 2.7
虞犯	遊び 35.1	いやなことから逃げたくて 12.9	うさ晴らし 9.5	反発したくなって 6.6	お金や物が欲しくて 5.1
男子	遊び 29.9	いやなことから逃げたくて 12.3	うさ晴らし 10.5	かっとなって 6.1	お金や物が欲しくて 5.7
女子	遊び 39.4	いやなことから逃げたくて 13.4	うさ晴らし 8.7	反発したくなって 8.2	お金や物が欲しくて 4.5
覚せい剤取締法	好奇心 29.5	うさ晴らし 17.0	誘われて、その気になって 15.1	遊び 10.4	いやなことから逃げたくて 8.1
男子	好奇心 31.2	うさ晴らし 19.3	遊び 12.4	誘われて、その気になって 10.1	いやなことから逃げたくて 7.0
女子	好奇心 27.8	誘われて、その気になって 20.1	うさ晴らし 14.6	いやなことから逃げたくて 9.2	遊び 8.4
毒劇法	うさ晴らし 29.5	遊び 23.5	なんとなく 11.5	いやなことから逃げたくて 11.4	誘われて、その気になって 8.5
男子	うさ晴らし 30.1	遊び 22.7	なんとなく 11.3	いやなことから逃げたくて 11.3	誘われて、その気になって 8.0
女子	うさ晴らし 27.3	遊び 26.4	なんとなく 12.1	いやなことから逃げたくて 11.9	誘われて、その気になって 10.1

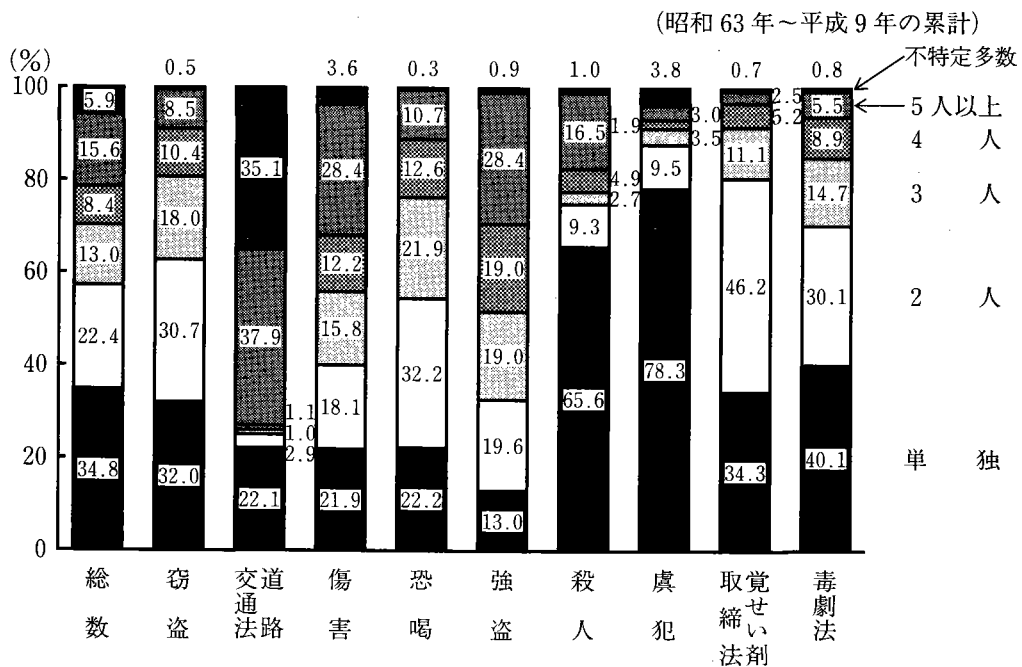
注 1 数値は、構成比である。  
2 動機なし及び不明を除く。

動機の1位を占めているのが金銭・物欲（「お金や物が欲しくて」）であるのは、恐喝、窃盗及び強盗であり、激情（「かっとなって」）であるのは、傷害及び殺人である。また、強盗及び殺人では、誘いに乗って行為に及んだ者（「誘われて、その気になって」）も比較的多いことが分かる。薬物非行でも、覚せい剤取締法違反と毒劇法違反の動機は異なっている。

(6) 共犯関係

図44は、非行名別に共犯者数を見たものである。単独が多いのは、虞犯及び殺人であり、2人が多いのは、覚せい剤取締法違反、恐喝及び窃盗である。5人以上は、道路交通法違反及び強盗で多く、また、道路交通法違反では不特定多数も多くなっている。

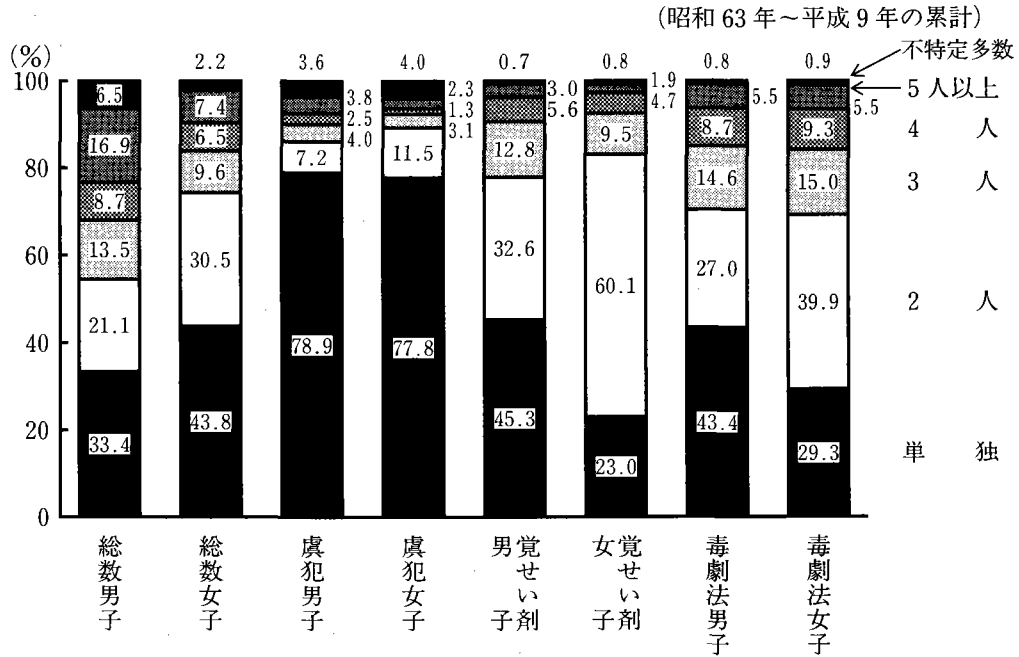
図44 鑑別所収容少年の非行名別共犯者数



注 不明を除く。

図45は、男女別に共犯者数を見たものであるが、女子覚せい剤少年では2人が多く、女子毒劇法少年においても同様の傾向が見られる。

図45 鑑別所収容少年の男女別共犯者数

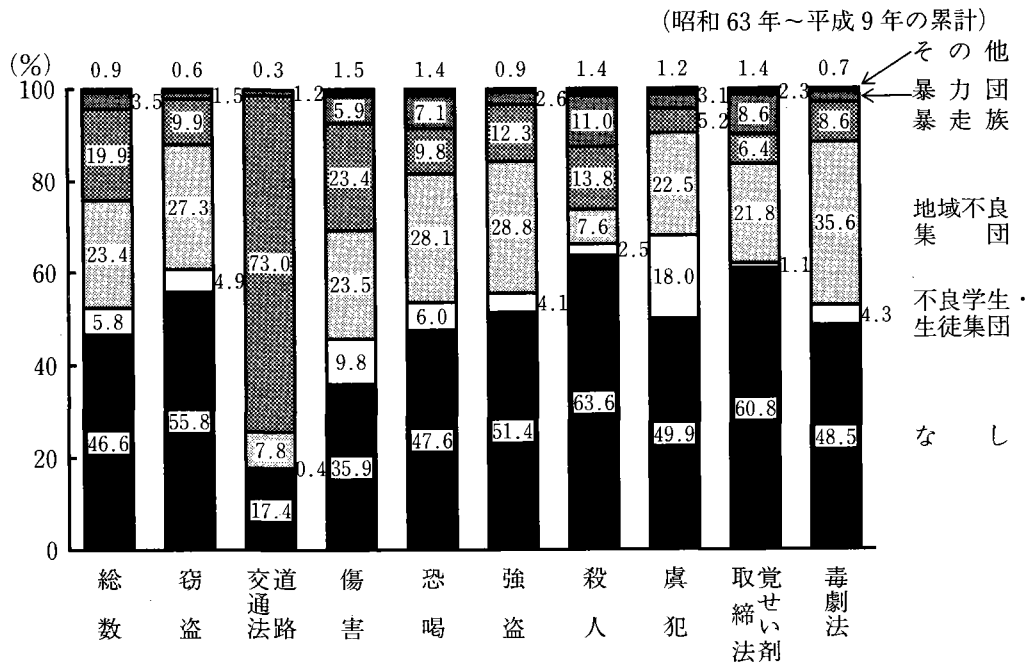


注 不明を除く。

(7) 不良集団所属

図46は、非行名別に不良集団所属を見たものである。不良集団に所属していない者が多いのは、殺人、覚せい剤取締法違反及び窃盗であり、不良集団に所属していた者の所属不良集団については、恐喝、強盗及び毒劇法違反では地域不良集団が、道路交通法違反では暴走族が、それぞれ多くなっている。

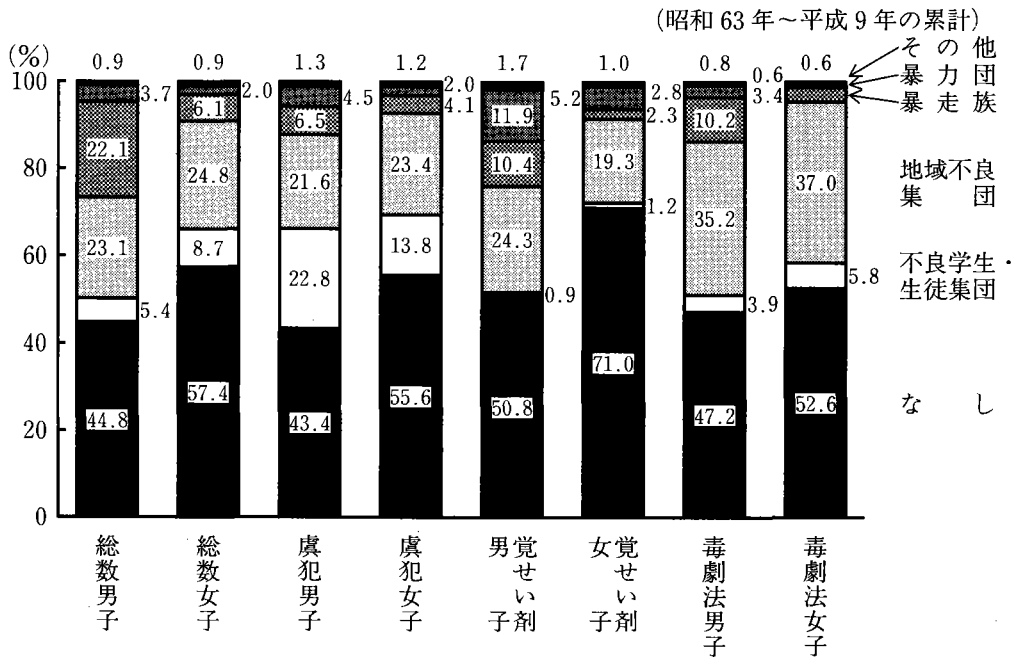
図46 鑑別所収容少年の非行名別不良集団所属



注 不明を除く。

図 47 は、不良集団所属について男女別に見たものである。女子では、不良集団に所属していない者の比率が高くなっており、また、覚せい剤取締法違反では、不良集団に所属していない者の比率に男女差が大きい。

図47 鑑別所収容少年の男女別不良集団所属



注 不明を除く。

(8) 問題行動歴

表 7 は、非行名別に問題行動歴を見たものである。非行により、問題行動歴が異なることが分かる。

表 7 鑑別所収容少年の非行名別問題行動歴

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

非 行 名	毒劇物	覚せい剤	喫煙	飲酒	無免許運転	暴走行為	家出	万引き	文身	性経験
窃盗	50.4	2.1	94.8	81.8	78.4	35.8	58.5	62.1	8.5	74.8
道路交通法	52.9	1.0	97.8	86.9	90.2	89.7	31.2	42.0	11.0	89.6
傷害	47.8	2.3	97.0	86.5	74.3	45.6	41.4	47.6	14.4	81.2
恐喝	46.1	3.2	97.5	86.1	72.6	36.2	51.2	54.3	13.6	81.3
強盗	36.3	2.8	94.5	84.5	64.6	31.4	42.4	52.7	9.4	76.4
殺人	36.4	5.2	83.1	74.6	49.8	29.7	37.7	36.5	13.1	72.8
虞犯	63.2	6.2	94.2	78.0	58.3	24.7	86.6	63.8	9.1	72.3
覚せい剤取締法	75.8	97.3	98.0	91.3	61.6	34.0	59.4	52.5	19.2	97.5
毒劇法	99.3	2.8	98.8	87.3	74.5	37.3	54.1	53.1	11.2	86.3

注 1 数値は、経験のある者の比率である。  
2 不明を除く。

(9) 在宅保護歴・保護施設歴

表 8 は、非行名別に在宅保護歴・保護施設歴のうちの主なものを見たものである。在宅保護歴がない者の比率が高いのは、殺人、強盗及び覚せい剤取締法違反であり、比率が低いのは、毒劇法違反である。保護施設歴がない者の比率が高いのは、道路交通法違反、傷害、殺人及び強盗であり、比率が低いのは窃盗である。

表 8 鑑別所収容少年の非行名別在宅保護歴・保護施設歴

(昭和63年～平成9年の累計)

## ① 在宅保護歴

在宅保護歴	窃盗	道路交通法	傷害	恐喝	強盗	殺人	虞犯	覚せい剤取締法	毒劇法
なし	9.0	6.8	11.4	11.3	19.4	34.5	10.7	16.9	3.9
警察補導	81.2	80.3	78.4	79.5	72.4	58.0	82.4	72.5	85.0
児相係属	14.3	5.1	8.6	10.3	7.1	5.7	25.1	7.3	9.0
不処分・審判不開始	31.5	37.2	29.9	28.4	23.4	24.5	14.5	28.2	34.5
保護観察(交通短期)	5.3	13.0	6.6	5.2	3.9	5.1	1.0	5.5	4.9
保護観察(交通)	2.0	6.9	2.9	2.0	1.1	2.2	0.5	2.3	2.0
保護観察(一般)	29.6	29.0	25.2	25.2	17.2	14.5	16.6	28.8	39.7
その他	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.6	0.4	0.4	0.3

## ② 保護施設歴

保護施設歴	窃盗	道路交通法	傷害	恐喝	強盗	殺人	虞犯	覚せい剤取締法	毒劇法
なし	79.8	89.4	89.0	84.3	87.5	88.4	84.0	82.9	85.2
養護施設	2.4	0.5	0.9	1.6	0.9	1.6	3.1	1.1	1.1
教護院	7.5	2.2	3.2	4.6	3.7	2.9	9.1	4.5	4.3
初等少年院(一般短期)	1.3	0.7	0.8	1.2	1.0	0.6	0.7	1.4	1.2
初等少年院(長期)	4.0	1.2	1.6	2.9	2.6	3.1	1.8	2.9	2.1
中等少年院(一般短期)	2.8	2.5	2.2	2.7	2.0	1.2	1.0	3.3	3.4
中等少年院(長期)	6.3	2.0	2.7	4.7	4.1	4.1	1.7	6.0	3.7
特別少年院	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.2	0.0
医療少年院	0.4	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.7	0.3

注 1 数値は、各項目に該当する者の比率である。

2 重複計上による。

表 9 は、男女別に在宅保護歴・保護施設歴のうちの主なものを見たものである。在宅保護歴のない者の比率が高いのは、女子覚せい剤少年であり、比率が低いのは、男子・女子毒劇法少年、男子虞犯少年である。保護施設歴のない者については、比率が高いのは女子毒劇法少年、比率が低いのは男子虞犯少年・男子毒劇法少年である。

表 9 鑑別所収容少年の男女別在宅保護歴・保護施設歴

(昭和63年～平成9年の累計)

## ① 在宅保護歴

在宅保護歴	虞犯		覚せい剤取締法		毒劇法	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
なし	5.4	15.3	9.7	24.3	2.9	7.1
警察補導	86.7	78.7	76.7	68.1	85.1	84.6
児相係属	31.2	19.9	7.1	7.6	8.5	10.6
不処分・審判不開始	18.4	11.0	35.3	21.1	37.1	26.1
保護観察(交通短期)	1.6	0.4	8.4	2.6	5.8	1.7
保護観察(交通)	0.9	0.1	3.9	0.7	2.4	0.4
保護観察(一般)	22.1	11.9	37.9	19.6	43.3	28.2
その他	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4

## ② 保護施設歴

保護施設歴	虞 犯		覚せい剤取締法		毒 劇 法	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
なし	78.1	89.1	79.6	86.3	83.6	90.2
養護施設	3.5	2.8	1.1	1.1	1.1	1.2
教護院	13.1	5.7	4.4	4.6	4.3	4.2
初等少年院(一般短期)	1.1	0.4	1.6	1.2	1.3	0.8
初等少年院(長期)	2.7	1.0	3.6	2.1	2.5	0.9
中等少年院(一般短期)	1.5	0.5	5.0	1.5	3.8	1.9
中等少年院(長期)	2.6	1.0	7.8	4.1	4.4	1.4
特別少年院	0.0	-	0.4	0.0	0.0	0.0
医療少年院	0.4	0.3	0.6	0.9	0.3	0.2

注 1 数値は、各項目に該当する者の比率である。

2 重複計上による。

## (10) 保護者等

表 10 は、非行名別に実父母率と保護者の生計が中程度以上の者の比率を見たものである。いずれも、窃盗及び虞犯において比率が低くなっており、特に、虞犯男子の比率が低い。

表 10 鑑別所収容少年の非行名別実父母率等

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

非 行 名	実 父 母 率	生計が中程度以上の者の比率
窃 盗	50.6	80.6
道 路 交 通 法	63.2	89.9
傷 害	58.2	87.5
恐 喝	55.9	85.0
強 盗	59.7	88.0
殺 人	55.8	80.3
虞 犯	43.0	78.0
男 子	42.1	76.9
女 子	43.7	79.0
覚せい剤取締法	54.0	87.4
男 子	55.7	88.7
女 子	52.2	86.1
毒 劇 法	54.3	86.4
男 子	55.9	86.4
女 子	49.0	86.4

注 1 数値は、総数に対する比率である。

2 該当なし及び不明を除く。

## (11) 親の養育態度

親の養育態度について、表 11 は非行名別に、表 12 は男女別に、それぞれ見たものである。強盗、道路交通法違反及び傷害では普通が多いが、虞犯では普通が極端に少ない。

表 11 鑑別所収容少年の非行名別親の養育態度

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

## ① 父の養育態度

養育態度	窃盗	道路 交通法	傷害	恐喝	強盗	殺人	虞犯	覚せい 剤 取締法	毒劇法
普通	20.7	27.8	25.8	23.4	28.8	22.2	13.0	21.1	20.7
放任	44.8	44.1	41.2	42.4	39.0	43.3	42.1	44.3	45.3
拒否	3.5	1.4	2.1	2.6	2.3	3.3	5.1	3.1	2.7
厳格	13.0	10.0	13.1	13.6	13.7	12.8	15.4	11.8	12.3
過干渉	1.2	0.9	1.0	1.3	1.3	0.7	2.0	1.3	1.5
期待過剰	1.3	1.6	1.8	1.8	2.1	1.4	0.8	1.4	1.1
溺愛	2.9	3.7	3.3	3.0	2.4	4.7	3.5	4.3	3.4
一貫性なし	10.4	8.8	9.7	9.7	8.0	8.3	15.0	10.4	10.9
その他	2.1	1.6	2.0	2.1	2.5	3.3	3.2	2.3	2.2

## ② 母の養育態度

養育態度	窃盗	道路 交通法	傷害	恐喝	強盗	殺人	虞犯	覚せい 剤 取締法	毒劇法
普通	28.0	35.2	33.4	31.0	35.8	27.6	18.9	27.0	28.2
放任	37.5	32.9	32.6	34.2	30.2	29.2	36.9	37.0	36.7
拒否	2.8	0.6	1.3	1.9	1.9	2.9	4.4	2.3	2.0
厳格	2.8	1.8	2.4	3.2	2.8	3.4	4.8	3.6	3.2
過干渉	7.3	7.1	7.7	7.5	8.2	7.4	9.5	7.0	7.9
期待過剰	1.6	1.9	2.0	2.2	2.6	2.7	1.3	2.2	1.4
溺愛	8.5	11.1	10.5	9.2	8.9	12.4	6.4	8.1	8.3
一貫性なし	9.6	8.1	8.6	9.3	8.3	10.6	15.2	11.0	10.7
その他	1.8	1.2	1.5	1.6	1.4	3.8	2.6	1.7	1.6

注 1 数値は、構成比である。

2 該当なし及び不明を除く。

表 12 鑑別所収容少年の男女別親の養育態度

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

## ① 父の養育態度

養育態度	虞犯		覚せい剤取締法		毒劇法	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
普通	12.8	13.2	23.0	19.2	22.1	16.0
放任	44.1	40.3	45.4	43.1	45.5	44.5
拒否	5.2	5.0	2.7	3.5	2.5	3.2
厳格	16.1	14.9	11.7	11.9	12.3	12.3
過干渉	1.3	2.5	1.0	1.6	1.2	2.6
期待過剰	0.9	0.7	1.9	1.0	1.3	0.8
溺愛	2.6	4.3	3.4	5.2	3.1	4.2
一貫性なし	14.2	15.6	8.9	12.0	10.0	13.8
その他	2.8	3.5	2.0	2.6	2.0	2.6

## ② 母の養育態度

養育態度	虞 犯		覚せい剤取締法		毒 劇 法	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
普 通	19.4	18.4	29.8	24.2	29.5	23.8
放 任	38.6	35.5	36.4	37.6	36.1	38.8
拒 否	3.8	5.0	1.6	3.0	1.7	2.7
厳 格	3.6	5.8	2.2	5.0	2.7	4.9
過 干 渉	8.2	10.5	6.2	7.8	7.9	7.7
期 待 過 剰	1.4	1.1	2.4	2.0	1.5	1.1
溺 愛	9.2	4.1	10.6	5.7	9.2	5.1
一 貫 性 な し	13.4	16.8	9.3	12.8	9.7	14.0
そ の 他	2.5	2.7	1.6	1.9	1.5	2.0

注 1 数値は、構成比である。

2 該当なし及び不明を除く。

## (12) 親への態度

親への態度について、表 13 は非行名別に、表 14 は男女別に、それぞれ見たものである。道路交通法違反及び強盗では、父母に対する親和・信頼の比率が高いが、虞犯では低い。

表 13 鑑別所収容少年の非行名別親への態度

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

## ① 父への態度

態 度	窃 盗	道 路 交通法	傷 害	恐 喝	強 盗	殺 人	虞 犯	覚 せ い 剤 取締法	毒 劇 法
親和・信頼	29.8	42.9	39.1	34.3	39.1	31.0	17.0	31.4	31.8
依 存	9.8	10.3	8.7	8.7	8.6	7.7	6.9	8.3	10.7
無 関 心	15.7	13.5	13.2	14.7	13.7	15.4	14.4	14.4	14.3
拒 否	10.8	6.1	7.9	9.2	7.6	10.9	20.7	11.2	10.1
攻撃・反抗	1.4	1.0	1.5	1.6	1.4	5.0	3.8	1.1	1.9
畏怖・恐怖	7.3	4.6	5.9	6.7	6.6	6.2	7.0	4.0	5.5
対等・友人	1.9	3.0	2.9	2.2	1.5	2.7	1.1	2.4	2.2
両 価	21.7	17.7	19.5	21.6	20.4	19.9	27.6	25.8	22.2
そ の 他	1.4	1.0	1.4	1.1	1.2	1.2	1.6	1.4	1.4

## ② 母への態度

態 度	窃 盗	道 路 交通法	傷 害	恐 喝	強 盗	殺 人	虞 犯	覚 せ い 剤 取締法	毒 劇 法
親和・信頼	38.0	50.3	47.1	42.8	45.8	36.3	22.0	37.4	38.7
依 存	20.7	20.5	18.5	19.2	19.6	14.9	16.4	16.9	21.1
無 関 心	10.0	7.5	7.8	8.9	8.4	10.1	8.3	8.3	7.9
拒 否	4.9	2.2	3.3	3.9	3.7	6.7	10.8	5.5	4.1
攻撃・反抗	0.9	0.6	0.9	1.0	0.7	3.4	3.6	0.8	1.6
畏怖・恐怖	0.5	0.1	0.1	0.3	0.4	0.7	0.5	0.1	0.3
対等・友人	3.1	4.2	4.4	3.5	2.6	3.9	2.8	4.4	3.4
両 価	20.8	14.0	17.0	19.7	18.0	22.8	34.5	25.7	22.1
そ の 他	1.0	0.6	0.9	0.7	0.8	1.1	1.0	0.9	0.8

注 1 数値は、構成比である。

2 該当なし及び不明を除く。



表 14 鑑別所収容少年の男女別親への態度

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

## ① 父への態度

態 度	虞 犯		覚せい剤取締法		毒 劇 法	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
親和・信頼	19.3	15.0	34.7	27.9	33.7	25.2
依 存	8.7	5.3	9.2	7.3	11.4	8.3
無 関 心	15.4	13.5	15.6	13.1	14.4	13.8
拒 否	14.7	25.9	7.5	15.1	8.2	16.3
攻撃・反抗	4.0	3.6	1.1	1.0	1.8	2.2
畏怖・恐怖	9.9	4.4	4.8	3.1	6.1	3.5
対等・友人	1.5	0.8	2.7	2.1	2.4	1.6
両 価	24.9	29.9	23.1	28.7	20.5	27.8
そ の 他	1.6	1.6	1.2	1.6	1.5	1.3

## ② 母への態度

態 度	虞 犯		覚せい剤取締法		毒 劇 法	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
親和・信頼	25.0	19.5	42.0	32.8	40.6	32.6
依 存	21.7	11.9	19.8	14.1	22.7	16.2
無 関 心	9.2	7.6	10.2	6.5	8.5	5.8
拒 否	7.4	13.7	3.2	7.7	3.4	6.5
攻撃・反抗	3.5	3.6	0.5	1.1	1.4	2.1
畏怖・恐怖	0.7	0.4	0.2	0.1	0.4	0.2
対等・友人	2.8	2.8	4.3	4.4	3.1	4.2
両 価	28.5	39.5	19.0	32.5	19.1	31.7
そ の 他	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8

- 注 1 数値は、構成比である。  
2 該当なし及び不明を除く。

## (13) 現在の家族の問題

現在の家族の問題について、表 15 は非行名別に、表 16 は男女別に、それぞれ見たものである。

表 15 鑑別所収容少年の非行名別現在の家族の問題

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

家 族 の 問 題	窃 盗	道 路 交 通 法	傷 害	恐 喝	強 盗	殺 人	虞 犯	覚 せ い 剤 取 締 法	毒 劇 法
な し	7.6	11.2	11.4	9.4	11.6	10.4	2.6	7.7	7.5
離 婚	22.7	17.4	19.2	20.4	18.3	18.0	27.0	20.4	22.4
崩 壊 ・ 離 散	7.1	3.1	4.8	5.3	5.2	7.8	9.4	6.5	5.6
し っ け 不 足	32.8	32.8	29.5	30.2	24.7	23.9	34.7	27.1	29.7
経 済 的 困 窮	8.3	3.8	4.9	6.3	5.6	6.9	7.9	4.7	4.6
父 母 間 葛 藤	8.4	6.6	7.6	7.9	8.0	12.9	11.9	9.3	9.0
家 族 間 不 和	6.4	4.3	5.4	6.2	6.4	9.8	10.3	7.6	6.7
父 母 の し っ け の 不 一 致	7.5	6.2	6.4	6.9	6.1	9.6	9.6	6.7	7.1
本 人 を 疎 外	14.0	5.6	8.6	11.0	10.9	11.2	20.7	15.2	11.5
交 流 不 足	43.7	35.6	37.5	41.3	40.9	43.5	48.1	45.1	40.2
指 導 力 欠 如	54.0	56.9	53.2	52.8	51.2	43.7	56.4	54.7	54.0

- 注 1 数値は、各項目に該当する者の比率である。  
2 重複計上による。

強盗、傷害、道路交通法違反及び殺人は、家族に問題がない者の比率が比較的高いが、一方、真犯は家族に問題がある者の比率が男女とも高い。さらに、殺人は、問題を抱えている者の比率も比較的高くなっている。

表 16 鑑別所収容少年の男女別現在の家族の問題

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

家 族 の 問 題	真 犯		覚せい剤取締法		毒 劇 法	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
な し	2.8	2.5	9.2	6.2	8.3	4.9
離 婚	26.8	27.3	19.1	21.6	20.9	27.2
崩 壊 ・ 離 散	10.1	8.8	6.2	6.8	5.4	6.2
し つ け 不 足	37.5	32.4	28.5	25.6	30.1	28.4
経 済 的 困 窮	8.4	7.4	4.6	4.9	4.6	4.7
父 母 間 葛 藤	10.3	13.3	7.2	11.4	8.3	11.5
家 族 間 不 和	8.0	12.2	5.5	9.7	5.7	10.1
父 母 の し つ け の 不 一 致	9.6	9.6	6.4	7.0	6.9	7.9
本 人 を 疎 外	18.3	22.8	11.5	19.0	10.4	15.2
交 流 不 足	45.1	50.6	42.5	47.7	38.7	44.9
指 導 力 欠 如	59.5	53.8	55.7	53.6	54.0	53.7

注 1 数値は、各項目に該当する者の比率である。

2 重複計上による。

## 5 凶悪事犯少年の特別調査

ここでは、法務総合研究所が行った凶悪事犯少年についての特別調査結果を紹介する。

この特別調査は、平成 7 年から 9 年までの 3 年間に、全国の少年鑑別所に収容された少年のうち、非行名が殺人の少年 133 人及び強盗の少年 2,397 人について、資料収集が可能であった殺人の少年 117 人（うち、男子 97 人、女子 20 人）及び強盗の少年 2,198 人（うち、男子 2,102 人、女子 96 人）を対象とした。

なお、これまでの対象者と区別するため、調査対象となった殺人の少年 117 人を「殺人事犯少年」、強盗の少年 2,198 人を「強盗事犯少年」と呼び、特に断りのない限り、3 年間を累計した数値を使用している。

### (1) 凶悪事犯少年の特質

ア 人員・年齢等

表 17 は、調査対象者の非行名別人員を見たものである。殺人事犯では未遂が半数を超えている。

表 17 凶悪事犯少年の非行名別人員

(平成 7 年～9 年の累計)

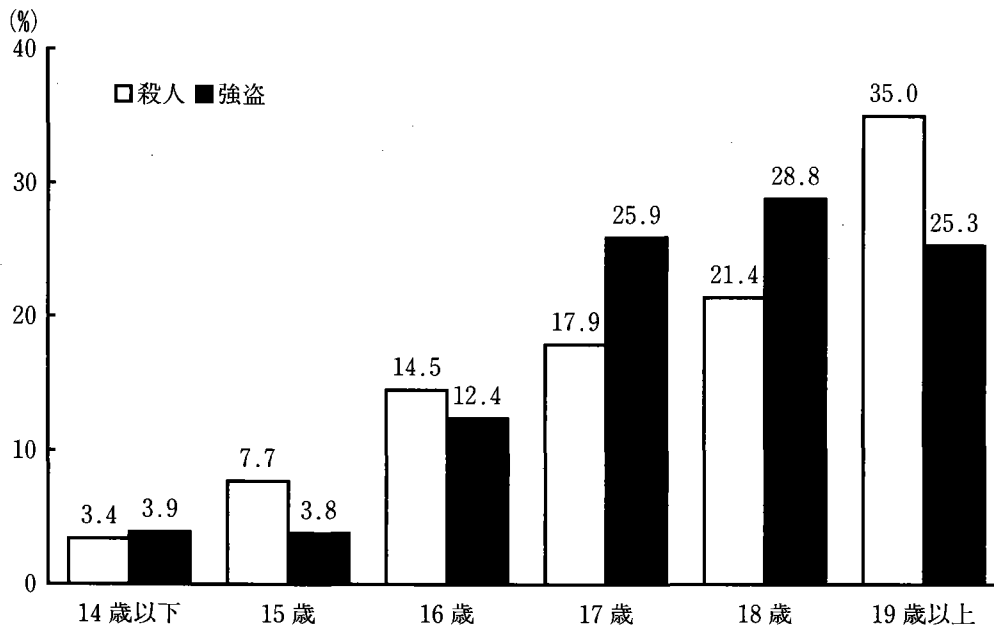
非 行 名	男 子	女 子
総 数	2,199	116
殺人計	97 (100.0)	20 (100.0)
殺人	40 (41.2)	13 (65.0)
殺人・殺人未遂	6 (6.2)	-
殺人未遂	51 (52.6)	7 (35.0)
強盗計	2,102 (100.0)	96 (100.0)
強盗	670 (31.9)	40 (41.7)
強盗致死傷	1,395 (66.4)	56 (58.3)
強盗強姦	37 (1.8)	-

注 ( ) 内は、構成比である。

図48は、年齢別構成比を見たものである。殺人事犯少年では、19歳以上が最も多く、以下、年齢が低くなるにつれ比率も低下している。強盗事犯少年では、18歳、17歳、19歳以上の順となっている。

図48 凶悪事犯少年の年齢

(平成7年～9年の累計)



#### イ 逮捕歴・同種事犯歴

初めて逮捕されたときの年齢は、表18のとおりである。逮捕歴のない者は、殺人事犯少年で50%、強盗事犯少年で40%を、それぞれ超えている。

表18 逮捕歴

(平成7年～9年の累計)

逮捕時年齢	殺人	強盗
総数	117 (100.0)	2,176 (100.0)
なし	62 (53.0)	886 (40.7)
8歳	1 (0.9)	1 (0.0)
9歳	1 (0.9)	1 (0.0)
10歳	—	6 (0.3)
11歳	1 (0.9)	5 (0.2)
12歳	—	34 (1.6)
13歳	4 (3.4)	116 (5.3)
14歳	16 (13.7)	346 (15.9)
15歳	5 (4.3)	319 (14.7)
16歳	13 (11.1)	246 (11.3)
17歳	10 (8.5)	130 (6.0)
18歳	2 (1.7)	61 (2.8)
19歳	2 (1.7)	25 (1.1)

注 1 不詳を除く。

2 ( )内は、構成比である。

なお、警察補導の有無にかかわらず、万引き・無免許等の非行があった者は、殺人事犯少年で58.6%、強盗事犯少年で81.2%である。

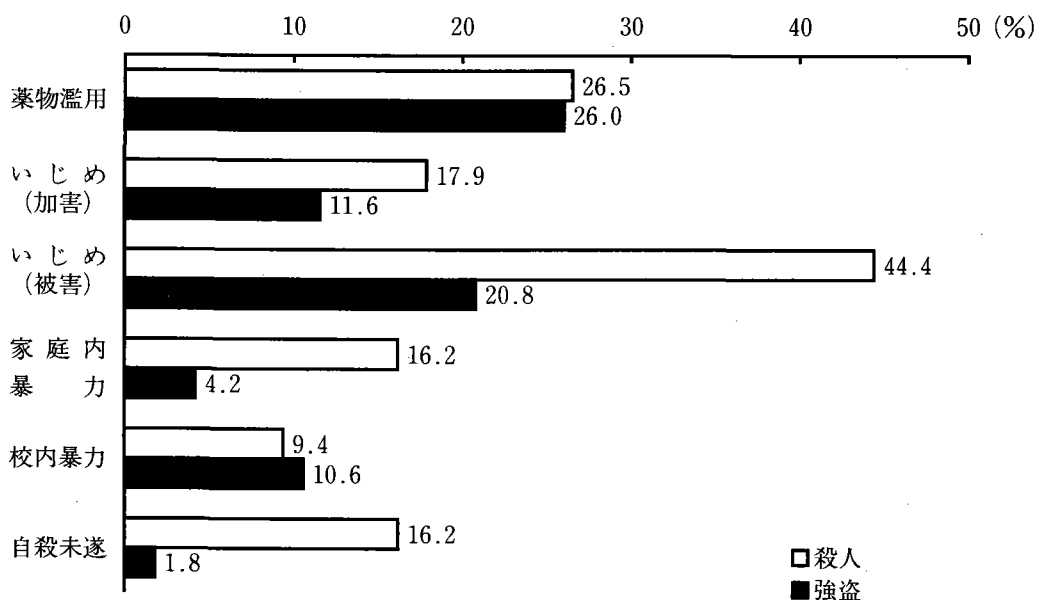
また、本件以前に同種事犯を行ったことがあるかについては、同種事犯のない者は、殺人事犯少年で98.3%、強盗事犯少年で96.3%であり、過去に同種事犯を行っていない者がほとんどである。

#### ウ 薬物濫用等の経験

図49は、過去に経験した薬物濫用等について見たものである。

図49 薬物濫用等の経験者の比率

(平成7年～9年の累計)



注 1 不詳を含む総数に対する経験者の比率である。

注 2 「薬物」とは、有機溶剤、覚せい剤、大麻、コカイン、睡眠薬等である。

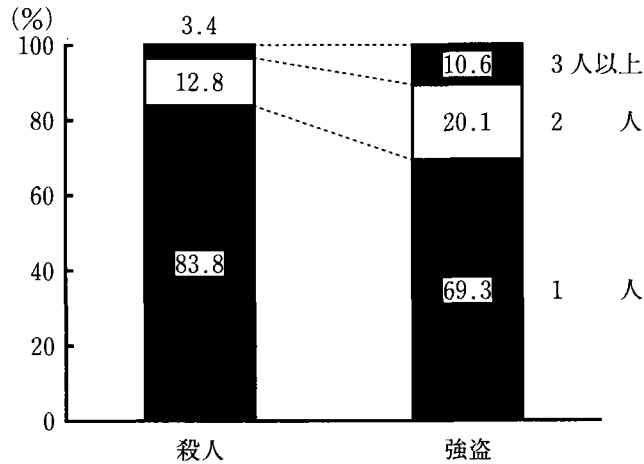
経験者の比率を見ると、殺人事犯少年では、いじめ加害・被害体験、家庭内暴力及び自殺未遂が強盗事犯少年より高くなっているが、特に、いじめ被害体験が44.4%と高くなっている。

#### エ 被害者数

図50は、本件非行について、加害者1人につき何人の被害者がいるかを見たものである。いずれも、被害者1人が最も多くなっているが、強盗事犯少年の方が、被害者が複数の者が多い。

なお、最も多いのは、殺人事犯少年で被害者4人、強盗事犯少年で11人となっている。また、被害者数は、殺人事犯少年117人に対し延べ142人、強盗事犯少年2,198人に対し延べ3,270人となっている。

図50 加害者1人当たりの被害者数  
(平成7年～9年の累計)



注 ( ) 内は、構成比である。

## (2) 少年凶悪事犯の被害者の特質

### ア 被害者の男女別年齢層

殺人事犯及び強盗事犯の被害者（被害者延べ人員である。殺人事犯で142人，強盗事犯で3,270人）について，男女別年齢層を見たものが，表19である。

表19 被害者の男女別年齢層

(平成7年～9年の累計)

年 齢 層	殺 人		強 盗	
	男子被害者	女子被害者	男子被害者	女子被害者
総 数	102 (100.0)	40 (100.0)	2,948 (100.0)	299 (100.0)
10 歳 未 満	8 (7.8)	6 (15.0)	8 (0.3)	-
10 ～ 19 歳	46 (45.1)	8 (20.0)	1,319 (44.7)	83 (27.8)
20 ～ 29 歳	25 (24.5)	4 (10.0)	1,069 (36.3)	98 (32.8)
30 ～ 39 歳	6 (5.9)	3 (7.5)	123 (4.2)	15 (5.0)
40 ～ 49 歳	8 (7.8)	9 (22.5)	119 (4.0)	27 (9.0)
50 ～ 59 歳	4 (3.9)	4 (10.0)	71 (2.4)	22 (7.4)
60 ～ 69 歳	1 (1.0)	3 (7.5)	38 (1.3)	14 (4.7)
70 歳 以 上	2 (2.0)	3 (7.5)	23 (0.8)	19 (6.4)
不 詳	2 (2.0)	-	178 (6.0)	21 (7.0)

注 1 強盗については被害者の性別不詳23名を除く。

2 ( ) 内は，構成比である。

殺人事犯では，男子被害者は10歳代が最も多く，次いで20歳代となっており，女子被害者は40歳代が最も多く，次いで10歳代となっている。

強盗事犯では，男子被害者は10歳代，20歳代の順，女子被害者は20歳代，10歳代の順となっており，加害者と同年代の比較的若い世代の被害者が多くなっている。

### イ 被害者との関係・面識

被害者との関係を見ると，殺人事犯では，内縁を含めた親族(30.0%)が最も多く，以下，行きずり(20.0%)，遊び仲間・同じ学校の生徒(各7.1%)，他の学校の生徒・共犯者の知人(各5.0%)の順，

強盗事犯では、行きずり（84.1％）が最も多く、以下、共犯者の知人（2.8％）、他の学校の生徒（1.1％）の順となっている。

被害者との面識については、表 20 のとおりである。殺人事犯では面識のある者が、強盗事犯では面識のない者が、それぞれ圧倒的に多くなっている。

表 20 被害者に対する面識

(平成 7 年～ 9 年の累計)

面識の有無・程度	殺 人	強 盗
総 数	142 (100.0)	3,270 (100.0)
面 識 な し	36 (25.4)	2,937 (89.8)
面 識 あ り	100 (70.4)	209 (6.4)
顔か名前を知っている程度	21 (14.8)	132 (4.0)
よく知っている	79 (55.6)	77 (2.4)
不 詳	6 (4.2)	124 (3.8)

注 ( ) 内は、構成比である。

#### ウ 主たる被害場所

主たる被害の場所については、殺人事犯では道路上（26.1％）が最も多く、次いで、被害者宅・加害者宅（24.6％）、被害者宅（12.7％）の順となっている。強盗事犯では、道路上（58.9％）が最も多く、次いで、駐車場（13.2％）、広場・公園（8.2％）の順となっている。

#### エ 動機と計画性

表 21 は、犯行の主たる動機を見たものである。殺人事犯では、憤まん・激情が、強盗事犯では、金銭目的が、それぞれ最も多くなっている。

表 21 犯行の主たる動機別被害者数

(平成 7 年～ 9 年の累計)

動 機	殺 人	強 盗
総 数	142 (100.0)	3,270 (100.0)
報復・えん恨	20 (14.1)	75 (2.3)
憤まん・激情	72 (50.7)	458 (14.0)
痴情・性的動機	6 (4.2)	57 (1.7)
金 銭 目 的	3 (2.1)	2,286 (69.9)
犯 行 隠 滅	8 (5.6)	34 (1.0)
そ の 他	29 (20.4)	296 (9.1)
不 詳	4 (2.8)	64 (2.0)

注 ( ) 内は、構成比である。

犯行の計画性を見ると、殺人事犯で計画性のない者（65.7％）が、強盗事犯で計画性のある者（61.2％）が、それぞれ多くなっている。

## オ 凶器と犯行の方法

表 22 は、凶器の準備状況を、また、表 23 は、主たる犯行の方法を、それぞれ見たものである。

凶器については、殺人事犯では凶器を使用した者が、強盗事犯では凶器を使用しなかった者が、それぞれ多い。

主たる犯行の方法については、殺人事犯では刃物で刺す・切るが、強盗事犯では手けんで殴る・足げり等するが、それぞれ最も多い。

表 22 凶器の準備状況

(平成 7 年～ 9 年の累計)

凶器の準備状況	殺 人	強 盗
総 数	142 (100.0)	3,270 (100.0)
凶 器 な し	19 (13.4)	1,922 (58.8)
たまたま携行	51 (35.9)	395 (12.1)
現場調達	28 (19.7)	150 (4.6)
凶器を特に準備	39 (27.5)	628 (19.2)
不 詳	5 (3.5)	175 (5.4)

注 ( ) 内は、構成比である。

表 23 主たる犯行の方法

(平成 7 年～ 9 年の累計)

凶器の準備状況	殺 人	強 盗
総 数	142 (100.0)	3,270 (100.0)
刃物で刺す・切る	79 (55.6)	41 (1.3)
物 で 殴 る	16 (11.3)	548 (16.8)
首 を 絞 め る	15 (10.6)	16 (0.5)
自動車等でひく	9 (6.3)	7 (0.2)
手で殴る・足げり等する	8 (5.6)	2,228 (68.1)
そ の 他	15 (10.6)	410 (12.5)
不 詳	—	20 (0.6)

注 ( ) 内は、構成比である。

## カ 傷害の程度

被害者の身体被害の有無及び程度を見ると、表 24 のとおりである。殺人事犯では死亡者が 50 % を超え、強盗事犯では 7 日から 1 か月未満が 50 % を超えている。

表 24 被害者の身体被害の有無及び程度

(平成 7 年～ 9 年の累計)

身体被害	殺 人	強 盗
総 数	142 (100.0)	3,270 (100.0)
な し	1 (0.7)	488 (14.9)
あ り	137 (96.5)	2,304 (70.5)
死 亡	73 (51.4)	3 (0.1)
1 か月以上	28 (19.7)	332 (10.2)
7 日～ 1 月	35 (24.6)	1,699 (52.0)
6 日以下	1 (0.7)	270 (8.3)
不 詳	4 (2.8)	478 (14.6)

注 ( ) 内は、構成比である。

**(3) 凶悪事犯少年の被害者・本件非行への感情等**

凶悪事犯の加害者の、被害者や本件非行に対する感情は、鑑別の段階で必ずしも十分に把握されているわけではないので、特別調査においても不詳が多い結果となっている。

**ア 責任の所在の認知**

表 25 は、加害者の本件非行に対する感情を見たものである。殺人事犯では半数近くが自分の方が悪いと考えているものの、被害者が悪いと考えている者も少なくない。一方、強盗事犯では自分の方が悪いと考えている者は殺人事犯よりはやや多く、かつ、被害者が悪いと考える者は少ない。

**表 25 本件非行に対する加害者の感情**

(平成7年～9年の累計)

身 体 被 害	殺 人	強 盗
総 数	142 (100.0)	3,270 (100.0)
自分の方が悪い	67 (47.2)	1,750 (53.5)
自分も被害者も五分五分	16 (11.3)	144 (4.4)
被害者が悪い	23 (16.2)	60 (1.8)
不 詳	36 (25.4)	1,316 (40.2)

注 ( ) 内は、構成比である。

**イ 慰謝等の措置・示談**

表 26 は、加害者の家族又は本人が、被害者又は遺族に対して行った慰謝等の措置を見たものである。殺人事犯では半数が不詳、なしが27.5%である。一方、強盗事犯ではほとんどが不詳であり、謝罪や被害弁償はごく少数にとどまっている。

**表 26 慰謝等の措置**

(平成7年～9年の累計)

措 置	殺 人	強 盗
総 数	142 (100.0)	3,270 (100.0)
な し	39 (27.5)	170 (5.2)
見 舞 ・ 謝 罪	13 (9.2)	151 (4.6)
被 害 弁 償	5 (3.5)	77 (2.4)
謝 罪 の 手 紙	9 (6.3)	12 (0.4)
そ の 他	5 (3.5)	31 (0.9)
不 詳	71 (50.0)	2,829 (86.5)

注 ( ) 内は、構成比である。

なお、示談については、殺人事犯で50%以上、強盗事犯で90%以上が不詳であり、成立しているものは少数にとどまっている。

**(4) 強盗事犯少年のその他の特質****ア 不良集団所属と凶器**

表 27 は、強盗事犯少年における不良集団所属と凶器について見たものである。

不良集団所属の有無にかかわらず、犯行時に凶器を使用しなかった者が最も多いが、暴走族では、犯



行のために特に凶器を準備した者が他に比べてかなり多く、凶器を使用しなかった者とほとんどその比率に差はない。また、暴走族及び暴力団では、凶器をたまたま所持していて、それを使用した者の比率が比較的高くなっている。

表 27 不良集団所属と凶器

(平成7年～9年の累計)

不良集団	総数	凶器なし	犯行のため準備	現場調達	たまた所持
総数	3,058 (100.0)	1,898 (62.1)	622 (20.3)	146 (4.8)	392 (12.8)
なし	1,487 (100.0)	980 (65.9)	256 (17.2)	64 (4.3)	187 (12.6)
不良生徒・学生集団	154 (100.0)	97 (63.0)	30 (19.5)	10 (6.5)	17 (11.0)
地域不良集団	885 (100.0)	594 (67.1)	147 (16.6)	52 (5.9)	92 (10.4)
暴走族	482 (100.0)	191 (39.6)	185 (38.4)	19 (3.9)	87 (18.0)
暴力団	50 (100.0)	36 (72.0)	4 (8.0)	1 (2.0)	9 (18.0)

注 1 不詳を除く。

2 ( ) 内は、構成比である。

## イ 逮捕歴と非行の有無

強盗事犯少年のうち、本件で初めて逮捕された者は40.7%であるが、その7割以上が警察に補導されてはいないものの、万引きや無免許等の非行を行っている。

## ウ 犯行場所と被害者の年齢層

強盗事犯の犯行場所と被害者の年齢層を見ると、いずれの年齢層でも道路上で被害を受けることが最も多いが、30歳代以下と40歳代・50歳代を比べると、後者の比率が前者よりも高い。また、道路上に次いで、60歳以上では被害者宅、30歳代以下では駐車場が、それぞれ高くなっている。

## エ 被害者との面識の有無等と責任の所在の認知

表 28 は、被害者との面識の有無と責任の所在の認知について見たものである。

表 28 被害者との面識の有無と責任の所在の認知

(平成7年～9年の累計)

被害者との面識	総数	自分が悪い	五分五分	被害者が悪い
総数	1,929 (100.0)	1,738 (90.1)	132 (6.8)	59 (3.1)
なし	1,780 (100.0)	1,643 (92.3)	106 (6.0)	31 (1.7)
顔か名前を知っている	104 (100.0)	70 (67.3)	14 (13.5)	20 (19.2)
よく知っている	45 (100.0)	25 (55.6)	12 (26.7)	8 (17.8)

注 ( ) 内は、構成比である。

面識の有無にかかわらず、自分が悪いと感じている者が最も多いが、被害者が顔見知り程度の場合には被害者も悪いとする者が、よく知っている場合には五分五分の責任と感じる者が、これに次いでいる。

なお、犯行の計画性の有無と責任の所在の認知については、計画性のない場合は自分が悪いと感じる比率が計画性のある場合よりもやや高くなっている。

## 第5 おわりに

最後に、今回の調査結果を踏まえて、最近における非行少年の特質について、若干の考察を加えることとする。

- (1) 昭和63年から平成9年までの10年間ににおける少年鑑別所収容少年について、法務省矯正局の資料と法務総合研究所の特別調査に基づいて、その特質を見ると、まず、少年の教育程度が高くなってきており、家族の状況についても、実父母率が上昇し、保護者の生活程度が中程度以上の者の比率も上昇していることが指摘できる。さらに、現在の家族に問題がない者の比率はわずかであるが上昇し、親の養育態度も普通の比率が上昇し、親への態度についても親和・信頼の比率が上昇するなど、幾分好転してきている。その一方で、家族間の交流不足や家庭の指導力欠如の比率が上昇している。これらは、家庭の経済状態が好転し、また、家庭が依然として少年たちの心のより所となっていることを示す一方で、少年に対する指導監督や家族間の情緒的交流といった家庭の基本的な機能が低下し、非行を防止するという意味での家庭の機能が十分に働いているとは言い難くなってきていることを示すものと思われる。
- (2) また、少年鑑別所に入所する前の問題行動について、し細に見てみると、いくつかの変化が目につく。まず、薬物使用がシンナーから覚せい剤に移行しており、しかも、常習者が増え、この傾向は女子において著しい。また、暴走族に所属する者が増えたことと関連すると思われるが、無免許運転や暴走行為の常習者の増加が見られる。一方、万引きの常習者も増加し、しかも女子の増加程度が著しい。また、いたずら程度の文身をしている者や性経験のある者が増加しており、これらの行為に対する抵抗感が薄れてきていることをうかがわせる。
- (3) さらに、鑑別所収容少年の在宅保護歴・保護施設歴を見ると、在宅保護歴や保護施設歴のない者の比率が上昇し、少年鑑別所への入所回数も初回の者が増えている。近時、非行の一般化傾向の進展や処分歴のない少年による、いわゆる「いきなり型」非行の増加傾向が指摘されているが、この調査結果もこれを裏付けるように見える。もっとも、これらの少年について見ると、多くの者が喫煙、飲酒、性経験、薬物使用などの問題行動歴を有している。その意味では、在宅保護歴や保護施設歴がない者であっても、本件非行に至るまでには、いくつかの問題行動を経験しているのであり、特に、こうした問題行動を重ねた上で非行にはした少年については、その問題行動歴を含め、非行に至った経緯を的確に把握して、適切な処遇を実施することが必要と思われる。

なお、研究に当たって、資料を提供していただいた矯正局、特別調査に当たって多大な御協力をいただいた全国少年鑑別所の職員の方々、さらに、当研究部の職員に改めて感謝申し上げる次第である。

## 参考資料

## 凶悪重大事犯少年調査の実施について

法務総合研究所

## 1 調査目的

殺人及び強盗事犯で少年鑑別所に入所した少年の特質等を明らかにして、「少年法の在り方に関する検討会」（法務省刑事局主催）のための参考資料とし、併せて、平成10年版犯罪白書（少年非行特集）及び当所研究部の研究（少年の審判及び処遇に関する総合的研究）の資料とします。

なお、本調査は、平成8年3月に実施した調査の追加調査であり、調査票は前回と同じものを使用しています。

## 2 調査対象者

平成8年及び9年に、少年鑑別所を出所（移送による出所は除く。）した者のうち、入所時の非行名が「少年矯正統計符号表の制定について」（通知）によって制定された非行名符号表に基づいて編さんされた「非行名分類表」のうち、次に掲げるものとします。また、それぞれの未遂、教唆及び幫助を含みます。

- ① 符号15 殺人（殺人、殺人予備、自殺関与、同意殺人）
- ② 符号24 強盗（強盗、強盗予備、事後強盗、昏睡強盗、常習特殊強盗、常習累犯強盗、常習特殊事後強盗、常習累犯事後強盗、常習特殊昏睡強盗、常習累犯昏睡強盗）
- ③ 符号25 強盗致死傷（強盗致死傷、常習特殊強盗致死傷）
- ④ 符号26 強盗強姦・同致死（強盗強姦、強盗強姦致死、常習強盗強姦）

注1 鑑別未了、保留等を含みます。

注2 入所時の非行名が①～④に含まれていても、審判時非行事実が認定されず、①から④までの非行以外の非行名で処分等の言渡しがあつた場合は、調査票の間5まで記入し、間5の欄外に言渡し時の非行名を記入してください。

## 3 調査内容

- ① 凶悪重大事犯少年調査票 A4判用紙両面 1枚（別紙1）
- ② 被害者用補助用紙 A4判用紙両面 1枚（別紙2）

## 4 調査方法

- ① 「凶悪重大事犯少年調査票記入要領」（別紙3）を参照し、施設職員が少年簿等に基づいて記入してください。
- ② 調査票には調査対象者の氏名を記入する必要はありませんが、入所者調査票と付き合わせて処理をしますので、入所者調査票番号は記入漏れがないよう、特に注意してください。  
なお、貴所の該当する入所者調査票番号の一覧表（別紙4）を添付しますので、その番号が調査対象者でない場合には、「凶悪重大事犯少年調査票」の間1から5までのみを記入してください。
- ③ 間12から29までは、各被害者ごとに記入してください。被害者が2名以上のときは、「被害者用

補助用紙」を使用し、同一少年の「凶悪重大事犯少年調査票」と一緒にして編てつしてください。

- ④ 問25の回答が「1 刃物…」のときは、具体的な使用凶器を欄外に記入してください。

#### 5 調査実施上の留意点

回答欄が複数ある設問で、回答が回答欄に満たない場合は、残りの回答欄は空欄で結構です。

#### 6 調査票の返送

両調査票共に、①「殺人」については、平成10年4月27日までに、②「強盗」については、平成10年5月20日までに、法務総合研究所研究部あてに返送してください。

別紙 1

## 凶悪重大犯少年調査票

法務総合研究所

- 1 施設番号
- 2 入所者調査票番号    以下無回答
- 3 国籍  2 その他 ( )
- 4 生年月日 昭和   年   月   日
- 5 本件非行名       99 その他 ( )
- 6 事実数
- | 1                    | 2                    | 3                    | 4                    | 5                    | 6                    | 7                    | 8                    | 9                    |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 殺人<br>既遂             | 殺人<br>未遂             | 強盗<br>致死             | 強殺<br>未遂             | 強盗                   | 強盗<br>未遂             | 強盗<br>強姦             | 強盗強<br>姦未遂           | その<br>他              |
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
- 7 非行年月日  
A 平成   年   月   日から  
B 平成   年   月   日までの間
- 8 逮捕歴   歳
- 9 同種事犯
- 10 行動等の特徴
- | 1                    | 2                    | 3                    | 4                    | 5                    | 6                    | 7                    | 8                    | 9                    |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
- 10          7 その他 ( )
- 11 家族の状況

以下は、各被害者別に記入すること

- 12 犯行場所   15 その他 ( )

- 13 地域
- 14 被害者年齢
- 15 被害者性別
- 16 被害者国籍
- 17 被害者種類        30上記以外の親族 ( )  
31その他 ( )
- 18 被害者に対する面識
- 19 被害者職業
- 20 身体被害
- 21 動機  7 その他 ( )
- 22 日ごろの被害者への感情
- 23 いじめとの関係
- 24 計画性
- 25 犯行の方法          11その他 ( )
- 26 凶器の準備
- 27 責任の所在の認知
- 28 慰謝の措置  7 その他 ( )
- 29 示談  1 示談金額 ( ) 円  
4 その他 ( )

# 凶悪重大事犯少年調査票（被害者用補助用紙）

法務総合研究所

1 施設番号 ( )      2 入所者調査票番号 ( )

12 犯行場所        15 その他 ( )

13 地域            14 被害者年齢

15 被害者性別              16 被害者国籍

17 被害者種類                 30 上記以外の親族 ( )  
31 その他 ( )

18 被害者に対する面識     

19 被害者職業             20 身体被害

21 動機       7 その他 ( )

22 日ごろの被害者への感情

23 いじめとの関係     

24 計画性     

25 犯行の方法                    11 その他 ( )

26 凶器の準備     

27 責任の所在の認知     

28 慰謝の措置       7 その他 ( )

29 示談       1 示談金額 ( ) 円  
4 その他 ( )

## 凶悪重大事犯少年調査票記入要領

法務総合研究所

本調査の対象とする非行は、「少年矯正統計符号表の制定について」（通知）によって制定された非行名符号表に基づいて編さんされた「非行名分類表」のうち、次に掲げるものに含まれるものとします。また、未遂、教唆、幫助を含みます。詳しくは、「凶悪重大事犯少年調査実施について」の2「調査対象者」を参照してください。

- ① 符号15 殺人
- ② 符号24 強盗
- ③ 符号25 強盗致死傷
- ④ 符号26 強盗強姦・同致死

- 
- 1 **施設番号** 少年矯正統計符号表に基づいてください。
  - 2 **入所者調査票番号** 「少年矯正統計調査要領の制定について」に規定する入所者調査票の、4「入所番号」と同一番号を記入してください。施設によっては、これが施設の入所番号と異なる場合がありますので、注意してください。審判時、上記①～④の非行について、その非行事実が認定されなかった場合は、入所者調査票番号の右「以下無回答」欄に○を付けて終了とし、残りの設問には回答しないで結構です。
  - 3 **国籍（地域）** 2その他は、括弧内に国名を記入してください。複数記入可  
1 日本 2 その他（ ） 3 なし 9 不詳
  - 4 **生年月日** 1けたの場合は、はじめに0を付けてください 例：07月01日
  - 5 **本件非行名** 調査対象以外の非行については記入の必要はありません。複数記入可  
例：殺人（既遂）及び窃盗の場合は、1「殺人（既遂）」としてください。  
1 殺人（既遂） 2 殺人未遂 3 強盗致死（強盗殺人） 4 強盗殺人未遂  
5 強盗 6 強盗未遂 7 強盗強姦 8 強盗強姦未遂 99 その他（ ）
  - 6 **事実数** 罪となるべき事実の数を記入してください。  
例：本件で、殺人（既遂）1件と強盗2件が立件されている場合は、「1殺人（既遂）」に1を、「5強盗」に2を記入してください。
  - 7 **非行年月日** 殺人又は強盗事件の発生日をいいます。事件が1件の場合はA欄のみに記入してください。
  - 8 **逮捕歴** 刑法犯・特別法犯を問わず、初めて逮捕された時の年齢とします。本件が逮捕歴としては初めての場合は、「99」と記入してください。
  - 9 **同種事犯** 複数記入可  
1 本件以前に、本記入要領の冒頭に掲げた①に含まれる非行のうち、いずれかにより逮捕されたことがある。  
2 本件以前に、本記入要領の冒頭に掲げた②～④に含まれる非行のうち、いずれかにより逮捕されたことがある。



- 3 なし
- 9 不詳

**10 行動等の特徴** 過去に経験があるものとします。10は複数記入可 10の7の「その他」は、括弧内に薬物名を記入してください。

- 1 大酒又は酒乱 (0なし 1あり 9不詳)
- 2 いじめた経験 (0なし 1あり 9不詳)
- 3 いじめられた経験 (0なし 1あり 9不詳)
- 4 家庭内暴力 (0なし 1あり 9不詳)
- 5 校内暴力 (0なし 1あり 9不詳)
- 6 自殺未遂 (0なし 1あり 9不詳)
- 7 家庭内での被虐待 (0なし 1あり 9不詳)
- 8 動物虐待 (0なし 1あり 9不詳)
- 9 警察補導の有無にかかわらず、万引きや無免許等の非行  
(0なし 1あり 9不詳)
- 10 薬物濫用経験 (回数にかかわらず)  
(0なし 1有機溶剤 2覚せい剤 3 大麻 4コカイン  
5 LSD 6モルヒネ・ヘロイン 7その他 ( ))

**11 家族の状況** 過去の状況も含みます。本人は除きます。複数記入可

- 0 以下のような状況なし 1 有罪判決を受けた者あり 2 家庭内不和・父母離婚
- 3 大酒・酒乱者あり 4 自殺者・同未遂者あり 5 精神障害者あり
- 6 暴力団構成員・準構成員あり 7 家族なし

12～29の「被害者について」は、各被害者ごとに、記入してください。

**12 犯行場所** 犯行が主として行われた場所とします。

- 1 加害者宅 2 被害者宅 3 共犯者宅 4 一般旅館・ホテル
- 5 モーター・ラブホテル 6 飲食店 7 暴力団事務所 8 会社・事務所
- 9 駐車場 10 広場・公園 11 道路上 12 ゲームセンター 13 風俗営業店
- 14 自動車等の乗り物内 15 その他 ( ) 99 不詳

**13 地域** 加害者の住所と犯行場所の地理的な関係をいいます。加害者が住所不定の場合は5とします。

- 1 同一町・村・区(東京以外の区)内 2 同一区(東京)・市・郡内
- 3 同一都道府県内(前記1・2以外) 4 同一都道府県外 5 その他 9 不詳

**14 被害者年齢** 被害者の年齢をそのまま記入してください。ただし、年齢がはっきりしない場合は、先頭に「9」を付けて、何歳代かを記入してください(例:30歳代の場合は、「930」とします)。不詳は「999」とします。

**15 被害者性別**

- 1 男性 2 女性 9 不詳

**16 被害者国籍** 被害者と加害者の国籍の異同をいいます。

- 1 同国人 2 他国人 9 不詳

- 17 **被害者種類** 29・30については、括弧内に続柄等を記入してください。複数記入可  
 1 実父 2 実母 3 義父 4 義母 5 祖父 6 祖母 7 実兄 8 実姉 9 実弟  
 10 実妹 11 義兄 12 義姉 13 義弟 14 義妹 15 実子 16 義子 17 妻 18 夫  
 19 内縁の夫 20 内縁の妻 21 職場の上司 22 職場の同僚 23 同じ学校の生徒  
 24 他の学校の生徒 25 暴力団員（抗争外） 26 暴力団員（抗争相手） 27 遊び仲間  
 28 共犯者の知人 29 行きずり 30 上記以外の親族（ ） 31 その他（ ） 99不詳
- 18 **被害者に対する面識** 加害者が被害者を知っていたかどうかを記入してください。  
 0 なし 1 顔か名前程度を知っているだけ 2 よく知っている 9 不詳
- 19 **被害者職業**  
 0 無職 1 事務 2 販売 3 農林・漁業 4 運輸・通信  
 技能工（5 金属関係 6 建設関係 7 その他） 8 単純作業  
 サービス職業（9 調理関係 10 接客関係 11 その他）  
 12 その他の職業 13 学生・生徒 14 家事（主婦等） 99 不詳
- 20 **身体被害の有無**  
 0 なし 1 死亡 2 全治1か月以上 3 全治7日以上～1か月未満 4 全治6日以下  
 9 不詳
- 21 **動機** 主たる動機を一つ記入してください。  
 1 報復又はえん恨 2 憤まん又は激情 3 痴情又は性的動機 4 暴力団抗争  
 5 金銭目的 6 犯行隠滅 7 思想的 8 その他（ ） 9 不詳
- 22 **日頃の被害者への感情**  
 1 恋愛 2 親和 3 両価 4 嫌悪・敵意 5 その他の否定的感情  
 6 否定的でも肯定的でもない（ニュートラル） 7 面識がないので全くなし 9 不詳
- 23 **いじめとの関係** いじめの定義は、「単独又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより、苦痛を与えること（ただし、番長グループや暴走族同士による対立抗争事案を除く。）」とします。  
 0 いじめとは無関係の事案である  
 1 加害者がいじめめる側、被害者がいじめられる側であった  
 2 被害者がいじめめる側、加害者がいじめられる側であった  
 9 不詳
- 24 **計画性**  
 1 計画的 2 計画性なし 9 不詳
- 25 **犯行の方法** 主たる方法一つを◎印欄に、その他試みた方法を○欄に記入してください。  
 ○印は、複数記入可  
 1 刃物で刺す・切る 2 首を絞める 3 手けんで殴打・足げり等する 4 発砲  
 5 自動車等でひく 6 毒を飲ます 7 物で殴る 8 凶器による脅迫  
 9 言語のみの脅迫 10 その他（ ） 99 不詳
- 26 **凶器の準備**  
 0 凶器なし 1 今回の犯行のために特に準備 2 現場調達  
 3 日常的或いはたまたま持っていた物を使用 9 不詳

**27 責任の所在の認知**

1 自分の方が悪い 2 相手とは五分五分 3 被害者の方が悪い 9 不詳

**28 慰謝等の措置** 家族又は本人が、被害者又は遺族に対し行ったものを対象とします。  
複数記入可

0 なし 1 出向いて見舞った・謝った 2 見舞金を出した 3 被害弁償をした  
4 謝りの手紙を書いた 6 墓参 7 その他( ) 9 不詳

**29 示談** 5の「非該当」は、尊属殺のように、一般的には事案の性質上示談が問題となり得ず、実際にも示談がなされなかったものをいいます。

1 成立 2 1部成立 3 不成立 4 未交渉 5 非該当 9 不詳